

博 士 論 文

団地化農地貸借を通じた食糧生産大
規模経営の形成に関する研究

—安徽省肥西県を事例として—

方 正

目 次

第1章 問題の所在と課題の提起	1
第1節 問題の所在	1
(1) 農業の零細経営と農地集積の必要性.....	1
(2) 農地流動化の発展と食糧生産の大規模経営の展開.....	3
(3) 既存研究の視角	4
第2節 課題の提起	5
第3節 研究の限定	6
(1) 研究対象—「食糧生産大規模経営」とは—.....	6
(2) 研究対象期間	7
(3) 研究対象地域	7
第4節 本研究の構成	11
第2章 「改革開放」以降の農地流動化と大規模経営の展開及び先行研究の今日的意義	14
第1節 「改革開放」以降の農村土地制度の変化と農地流動化の開始.....	15
第2節 農地流動化と大規模経営の展開の時期区分.....	18
第3節 農地流動化と大規模経営展開の探索期（1985~1991年）	19
第4節 農地流動化と大規模経営展開の整備期（1992~2002年）	22
第5節 農地流動化と規模経営の法制化推進期（2003年～）—現段階—.....	25
第6節 現段階における研究の展開と生産力的視点の意義.....	28
(1) 農地流動化と大規模経営の展開に関する研究の新展開.....	28
(2) 生産力格差理論の検討と分析視角の設定.....	30
第3章 農業労働力の流出と農地供給層の形成.....	32
第1節 肥西県の農地流動化の進展と現段階の新制度.....	32
第2節 都市・農村住民所得の格差と農村労働力の非農業化.....	35
第3節 肥西県における農地流動化推進施策と農地供給の増大.....	37
(1) 肥西県の農地流動化推進施策	37
(2) 肥西県における農地流動化の進展.....	39
第4節 農地供給層の形成—年齢別にみた世帯構成と世代交代—.....	41
(1) 農地貸出農家が継続的に貸付ける可能性.....	41

(2) 自作農家の農地貸出農家への転化の可能性.....	44
第5節 小括.....	46
第4章 団地化の実現を目指す農地整備と「団地借地」地代の形成.....	47
第1節 団地化を目指す農地整備①—「土地整理事業」の実施—.....	47
(1) 土地整理事業の概要.....	49
(2) 土地整理事業の実施と農業構造の変化.....	51
(3) 土地整理事業下における大規模経営の形成.....	53
第2節 団地化を目指す農地整備②—土地流動合作社の設立—.....	55
(1) M村土地流動合作社の設立経緯.....	57
(2) 土地流動合作社による大規模経営の形成.....	58
第3節 「団地借地」の地代の形成.....	62
第4節 小括.....	63
第5章 食糧生産の大規模経営の形成と経営構造.....	66
第1節 大規模経営の展開と機械化の進展.....	66
第2節 大規模経営の投資と「団地借地」の初期資金調達.....	69
(1) 大規模経営における階層別の投資状況.....	69
(2) 「団地借地」の大規模経営の初期資金の調達.....	72
(3) 自作農家が「団地借地」大規模経営に上昇するためのルート.....	76
第3節 大規模経営における経営の現状と生産力の到達点.....	78
(1) 麦作における階層別の生産費・生産力の格差.....	80
(2) 稲作における階層別の生産費・生産力の格差.....	82
(3) 「分散借地」の限界と「団地借地」への移行の可能性.....	86
第4節 「団地借地」の大規模経営における機械導入と生産費の低減.....	89
(1) 借地方式と機械装備の概況.....	89
(2) 機械導入と生産費の低減.....	90
第5節 「団地借地」による大規模経営の農地集積と経営構造.....	92
(1) 経営の沿革—農業資材販売商人から「団地借地」による大規模経営へ—	93
(2) 経営の現状.....	95
(3) 今後の意向.....	99
第6節 小括.....	99

第6章 終章—総括と展望—	101
第1節 本研究の結論	101
第2節 「団地借地」による大規模経営の政策支持と今後の構造再編の方向	102
参考文献	104

第1章 問題の所在と課題の提起

第1節 問題の所在

(1) 農業の零細経営と農地集積の必要性

中国では、改革開放以降、農家請負経営制度の確立によって農家の農業生産に対する積極性が引き出された結果、食糧生産量は1978年の3億トンから1984年の4億トンに増加した。だが、1980年代後半には、食糧生産量は一転して「徘徊」局面に陥った(田島[75])。その時の学界は、中国の零細分散な農業経営が主な要因の1つであると指摘した。ただし、2011年までにも、中国の農地請負農家の平均経営面積は5.6ムー(=0.37ha)しかなく¹、同じ東アジアの零細経営の国である日本(1.8ha)²・韓国(1.46ha)³よりも小さい。そのため農地流動化の進展と大規模経営の育成は中国の重要な農業構造問題となってきた。

一方、中国は、1984年に14沿海開放都市の設立から⁴、特に、1992年の鄧小平の「南巡講話」以降⁵、高度経済成長時期に入った。こうした経済成長は都市・農村住民の所得格差を拡大した。1984年当時、都市住民の所得は農村住民の1.83倍だったが、2009年には3.33倍に拡大した。都市・農村住民の所得格差の拡大は中国の農業生産にも大きな変化をもたらした。農業所得による家計費充足率は72.5%(1984年)から36.3%(2011年)に低下した。農業所得だけでは家計費を賄うことができないため出稼ぎやパート労働に出る農業労働力が増大し、農村労働力に占める農業労働力割合は88.1%(1984年)から51.0%(2011年)に低下した⁶。これは農業生産にマイナスの影響を与える。流出した農業労働力は主に若年層と成年層の労働力であるため、農業生産に残る若年層と成年層の労働力が減少している。

¹ データ出所は『2012年中国農業年鑑』(中国農業年鑑編輯委員会)である。

² 2011年の日本1経営体当たり所有面積である。『平成23年農業構造動態調査』によるデータである。

³ 2010年の韓国1戸当たり耕地面積である。農林水産政策研究所『欧米の価格・所得政策と韓国のFTA国内対策』第3章「韓国農業の構造変化」(樋口倫生) p.63から引用した。

⁴ 14沿海開放都市は、大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、上海、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海である。

⁵ 同年、中国中央、国務院によって、5つの長江沿岸都市、東北・西南・西北13辺境都市、11内陸省会都市は沿海開放都市政策の適用される都市と規定された。

⁶ 家計費充足率=農業所得/家計消費額。農業労働力割合=農業に従事する農村労働力/農村労働力。『中国農業統計年鑑』から筆者が作成した。

表 1-1 農業労働力の年齢分布の変化（1996～2006 年）

年齢層（歳）	1996 年		2006 年	
	農業労働力（万人）	割合（%）	農業労働力（万人）	割合（%）
総計	54,141.5	100.0	34,246.4	100.0
50 以下	44,351.8	81.9	23,115.0	67.5
51-60	5,873.8	10.8	7,283.0	21.3
60 以上	3,916.1	7.2	3,848.4	11.2

出所：全国農業センサス弁公室『中国第一次全国農業センサス資料総合サマリー』（中国統計出版社、1998 年）と
 国務院第二次全国農業センサスリーダーグループ弁公室・国家統計局『中国第二次全国農業センサス資料編』（中
 国統計出版社、2009 年）により筆者整理。

注：『中国第一次全国農業センサス資料総合サマリー』では、50 歳以下層の年齢層の区分は「18-25」、「26-35」、
 「36-45」、「46-50」となっているが、『中国第二次全国農業センサス資料編』の 50 歳以下層の年齢層の区分は
 「20 以下」「21-30」「31-40」「41-50」である。そのため 50 歳以下の年齢層の比較ができない。

農業以外からの所得の依存度の増加と農業労働力の流出は農家の農業生産に対する積極性を弱めている。中国には耕作放棄地に関するデータはないが、耕作放棄地を問題としてとりあげた研究がいくつか出てきている。2001 年に農業労働力の非農業化が進んでいる湖北省の 16 市県に対する調査の結果によると、放棄地面積の割合は 10%以上に達している（梅 [53]）。また、安徽省では、2001 年の農地面積に占める耕作放棄地面積の割合は 1.2%だが、中部と北部の食糧生産地域では、9%と非常に高い値となっている（賀ら [25]）。湖南省も、2000 年の耕作放棄地面積の割合は 4%だったが（賀ら [25]）、2007 年には、10%以上に達した（謝 [87]）。一方、中国の食糧生産は、図 1-1 が示すように、2004 年以来、生産量が増加を続けているが、消費量も増加しており、需給は何とか均衡が保たれている。そうした状況の下での耕作放棄地面積の増大は中国の食糧安全保障にとっては大きなマイナスとしてはたらくことになる。そのため、耕作意欲の衰えた小規模な農家の農地を流動化させ、大規模経営の形成を推進することが必要となっているのである。

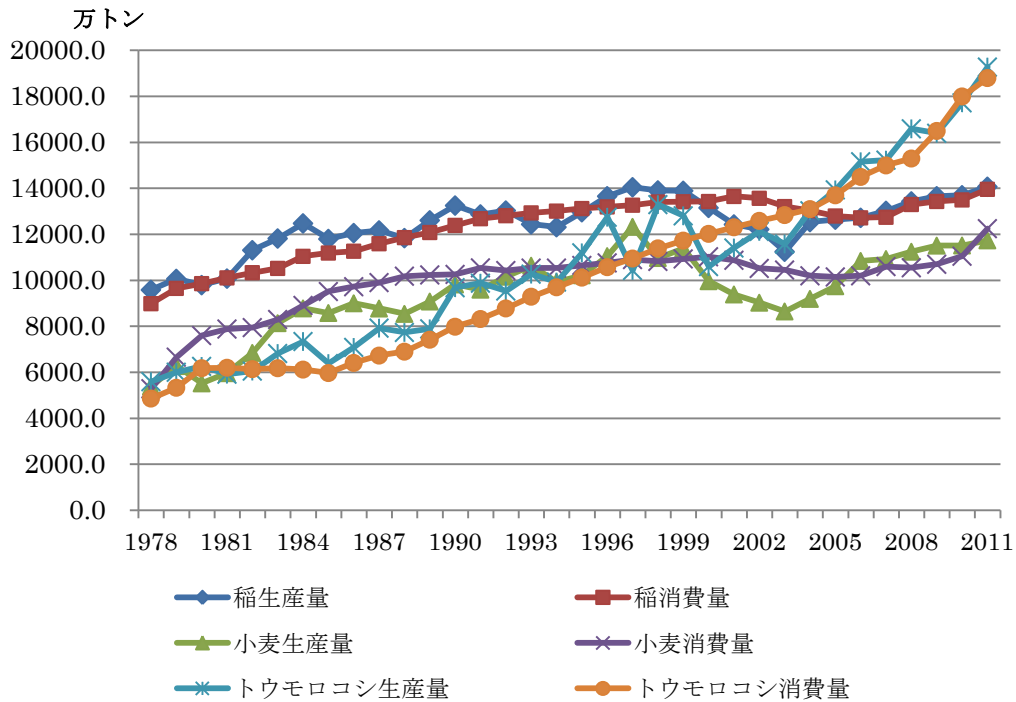


図1-1 中国における穀物の生産量と消費量の変化

出所：FAOからのデータより筆者作成。

(2) 農地流動化の発展と食糧生産の大規模経営の展開

2011年までに、農地流動化率は17.8%に達した。2011年の農地流動化面積に占める農家経営面積の割合は67.6%であり⁷。また、流動化した農地面積に占める食糧生産面積の割合は54.7%である⁸。2012年、農業部の『第一回全国食糧生産大規模農家と食糧生産合作社に対する調査』によって、食糧生産の大規模経営（経営面積による区分であり、北方100ムー以上、南方50ムー以上とされる）は68.2万戸で、全国の農家の0.3%にすぎないが、全国の農地面積の7.3%に当たる1.34億ムー（893.3万ha）の農地が集積されており、全国の食糧総生産量の12.7%に当たる7,460万トンの食糧を生産している⁹。この大規模経営の平均経営面積は平均196.5ムー（13.1ha）に達した。中国の食糧生産構造は大きく変化しており、大規模経営は食糧生産にとって重要な生産主体として成長してきている。

⁷ 他の借り手の経営面積の割合は、合作社13.4%、企業8.4%、その他10.6%である。

⁸ データの出所は『2012年中国農業年鑑』（中国農業年鑑編輯委員会）である。中国における初の統計指標である。2012年に、55.8%に増加した（『2012年農村土地請負経営及管理情況』『農村経営管理情況』2013年第10期）。

⁹ 人民日報「第一回全国食糧生産大規模農家と食糧生産合作社に対する調査」『糧油倉儲科技通訊』2013年第2期。

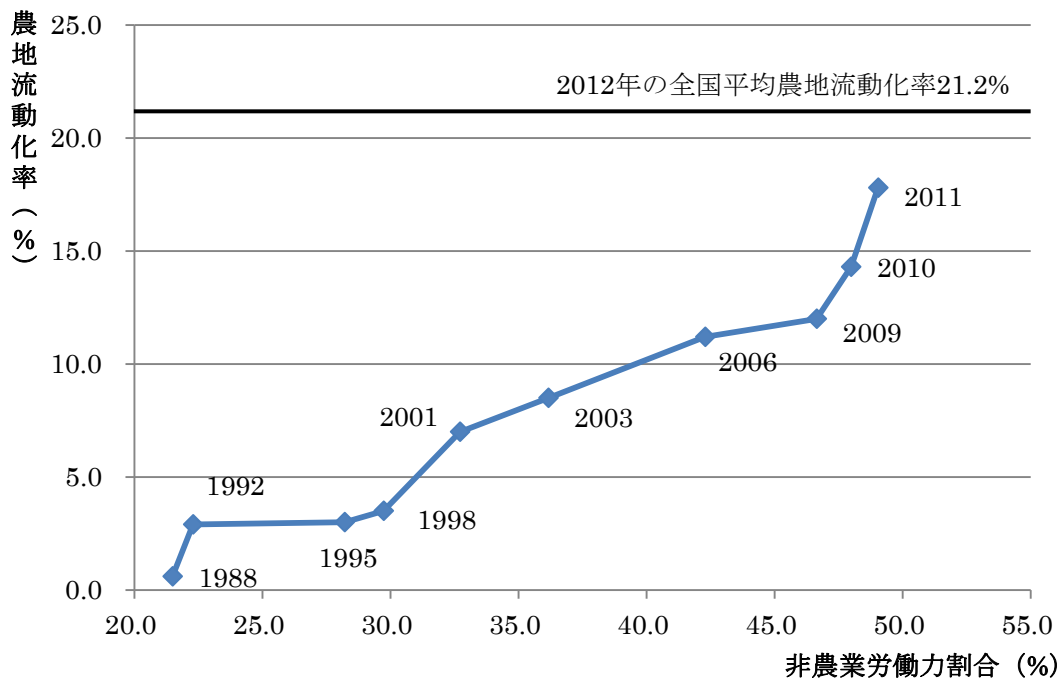


図1-2 農地流動化率と非農業労働力の割合との関係（1988~2011年）

出所：筆者作成

注1：各年の農地流動化率¹⁰：0.6%（1988年）¹¹→2.9%（1992年）¹²→3.0%（1995年）¹³→3~4%（1998年）¹⁴→6~8%（2001年）¹⁵→7~10%（2003年）¹⁶→11.2%（2006年）¹⁷→12.0%（2009年）¹⁸→14.3%（2010年）→17.8%（2011年）¹⁹→21.2%（2012年）²⁰

注2：2012年の非農業労働力の割合は不明である。

（3）既存研究の視角

農地流動化の展開と大規模経営の形成条件に関する既存の研究視角は2つに分けられる。1

¹⁰ 農地流動化率＝貸出農地面積／請負農地面積

¹¹ Brandt, Loren, Jikun, Huang, Guo, Li, and Rozelle, Scott, "Land Rights in China: A Comprehensive Review of the Facts, Fictions, and Issues." The China Journal, No. 47, pp.67-97, January 2002.

¹² 張紅宇「中国農地調整と使用権流動：幾点評論」『管理世界』2002年第5期

¹³ Brandt, Loren, Jikun, Huang, Guo, Li, and Rozelle, Scott, "Land Rights in China: A Comprehensive Review of the Facts, Fictions, and Issues." The China Journal, No. 47, pp.67-97, January 2002.

¹⁴ 董彪・菅沼圭輔「中国稲作における大規模借地経営の存立条件と問題点」『2010年度日本農業経済学会論文集』、2010年

¹⁵ 張謀貴「論我国農村集体土地使用権の流転」『毛沢東鄧小平理論研究』2003年5期

¹⁶ 戴中亮「農村土地使用権流転原因の新制度経済学分析」『農村経済』2004年1期

¹⁷ 『中国第二次全国農業センサス資料編』（中国統計出版社、2009年）

¹⁸ 楊光「全国土地流動面積和流動率同创新高」『農薬市場信息』2011年第1期

¹⁹ 「2011年農村土地請負経営及管理状況」『農村経営管理』2012年第5期

²⁰ 「2012年農村土地請負経営及管理情況」『農村経営管理情況』2013年第10期

つは制度に関する研究、もう1つは経済的な視角からの農地流動化と大規模経営の形成条件についての検討である。前者は、中国の基本の農地制度としての農家請負経営制度の定着に関する研究（張〔14〕）から、安定的な農地請負権制度の設立の検討を経て（姚〔93〕、田〔77〕、沈〔67〕）、現在は『農村土地請負法』、『農村土地請負経営権流動管理方法』、『物権法』の公布後の、中央政府から地方政府に至る農地流動化の発展と大規模経営の展開の促進政策に関する検討が行われている（俞〔95〕）。

後者は以下の3つの方面がある。1つは農地流動化が進むための条件の検討である。農地流動化を推進にとっては、経済成長を通じた農業労働力の流出が最も重要な前提条件とされている（姚〔92〕、Kung〔39〕、田〔76〕、趙〔102〕、詹〔97〕）。2つは大規模経営の形成条件である。大規模経営となった農地の借り手の属性に関する分析から、「世帯員の高い教育水準」・「世帯主の高い社会的地位」（史〔68〕）、「村での信認」・「世帯主の農業経営経験」（張〔98〕）などが必要であることが明らかにされている。3つは大規模経営の形成を制約する要因についての検討である。主な問題は資金不足と融資の困難性である（嚴〔21〕）。

なお、これとは別に、大規模経営の効率性に関する研究では、2つの考え方が存在している。1つは大規模経営の優位論である。もう1つは大規模経営の効率の限界である。これについての議論は従来、「大農論」と「小農論」としてが行われてきたと考えられる。しかし、明確な結論は出されていない。これに答えるためには、生産力格差の理論を用いて、中国の現段階の食糧生産大規模経営の生産力に対する分析の必要があるのではないだろうか。後述の第2章では農地流動化と大規模経営の展開過程を辿り、既存の研究を総括した上で、本研究が生産力の視角からのものであることを明らかにする。

第2節 課題の提起

本研究の課題は以下の2つである。

（1）農家所得構造の変化と農業労働力の流出の分析を通じて、農地供給層となる農家の性格を明らかにすることである。そこでは、供給された農地が団地化されるルートと団地化農地貸借の地代についても考察を行う。

（2）団地化した農地を借り入れる食糧生産大規模経営の形成条件を明らかにすることである。大規模経営における規模別の生産力の分析を通じて、大規模経営を分類し、優位性のある大規模経営階層を析出し、団地化した農地を借り入れる食糧生産大規模経営の生産優位性を検

討する。最後に、優位性のある大規模経営の典型的な事例を取り上げ、経営構造の変遷を考察し、その経営の展開プロセスと性格を明らかにする。

以上の分析を通じて、現在までの食糧生産大規模経営の形成条件を明らかにし、今後の食糧生産大規模経営の展開方向に関する予想を行いたい。

第3節 研究の限定

(1) 研究対象—「食糧生産大規模経営」とは—

本研究における「食糧」という用語は、中国語の「糧食」の和訳である。中国語の「糧食」概念は、穀物のほかに、豆類とイモ類も含むが、数量的にはほとんどが穀物（2011年 90.9%）である²¹。そのため本研究では、食糧生産大規模経営の生産した食糧を穀物とみなして分析を進める。

「大規模経営」については、中国の政策では、「適正規模経営の育成」（中国語で「適度規模経営」）や「食糧生産大規模農家」（中国語で「種糧大戸」）として使われている。「適正規模経営」には2つの意味がある。1つは、農村社会の安定のため、農家の農地請負権を保護しながら、一定程度の農地集積を図るという意味である。もう1つは、大規模な農地集積に伴って発生する規模の不経済を防止するため、適正な面積の農地の集積を図るという意味である。「食糧生産大規模農家」は、日本語の「大規模経営」と同じ意味であり、地方政府の政策や学術研究で用いられている用語である。

これまで、「適正規模経営」や「食糧生産大規模農家」の「規模」について明確な基準はなかったが、2012年に農業部が『第一次全国食糧生産大規模農家と食糧生産合作社に対する調査』を行い、中国の南北の農業資源の違いを考慮して北方と南方を区別し²²、北方では100ムー（6.7ha）以上、南方では50ムー（3.3ha）以上の経営面積の農家を食糧生産の大規模経営農家とした。本研究では、この基準に従い、食糧生産の大規模経営（以下では「大規模経営」とする）を研究対象として分析を行う。

²¹ 『2012年中国農業年鑑』（中国農業年鑑編輯委員会）によるデータ。

²² 中国の南北境界線、いわゆる秦嶺・淮河線は1908年の張相文の『新撰地文学』によって初めて提起された。伝統的にこれを境に「南北」が区分されている。気候が大きく異なるとともに農業生産構造も大きく異なる。

(2) 研究対象期間

中国初の農家の農地請負経営権に関わる法律『中国農村土地請負法』が公布された 2003 年以降を研究対象期間とする。この法律は農地流動化に法的な保護を提供し、農地流動化と大規模経営の形成のための法制化推進期に入ったことを示すものである。

また、2003 年に「三農問題」が中国共産党中央委員会において正式に工作報告に書き入れられた。その後、「三農問題」の解決策の 1 つとして、農地流動化の進展と大規模経営の育成は 2005 年と 2006 年の『一号文件』によって支持された。特に、2008 年の中国共産党 17 期 3 中全会の報告である『農村改革発展を促進する過程における若干の重大な問題に関する決定』は農地流動化の進展と大規模経営の育成に大きな役割を果たした。そのため、本研究は 2003 年以降の農地流動化の展開と大規模経営の形成に焦点を当てた分析を行う。特に 2008 年以降、農地流動化の展開と大規模経営の形成が急速に進んだ点に注目する（前掲図 1-2 を参照）。

(3) 研究対象地域

本研究では、食糧生産省である安徽省（長江流域と淮河流域にある「麦作+米作」の二毛作の食糧生産省）における農地流動化と大規模経営の展開を取り上げて分析する。当該地域における農業構造の変動、食糧生産の大規模経営農家（経営面積 50 ムー以上）を研究対象とする。

中国では、国全体と各省・市・自治区の農地流動化についての統計データは 2006 年の『第二次全国農業センサス資料編』で公布されているだけである。共通の認識として、農業労働力の流出は農地流動化の最も重要な前提条件であるため、このデータを用い、中国の 31 省・市・自治区における農村労働力に占める非農業労働力の割合と農地流動化率の関係から図 1-3 を作成した。ここから 4 つのグループが析出され、農地流動化の進展度の地域性を確認することができる。

黒竜江省、新疆ウイグル自治区、吉林省、内モンゴル自治区を除いた他の 27 省・市・自治区は右上に向かって上昇していくプロットとなっている。ここから黒竜江省、新疆ウイグル自治区、吉林省、内モンゴル自治区をグループⅣに、他の省は食糧生産省所在の沿岸部、中部地域、西南西北の内陸部とグループⅠ～Ⅲの 3 つのグループに分けることができる。

グループⅠは経済成長著しい沿岸部と大都市であり、非農業労働力の割合が高く（64.1%）、農地流動化率も高い（17.7%）。それに対して、グループⅢは西南・西北の内陸部の経済発展が

遅れた地域である。沿岸部や大都市への出稼ぎは難しいため非農業労働力割合は 30.2%と全国平均の 42.3%より小さい。農地流動化はあまり進んでおらず、農地流動化率はわずか 5.8%である。他方、グループⅡは中部地域、いわゆる華北平原、長江流域平原、成都平原である。12 省・市のうち、9 省が中国の食糧生産省であり²³、その 9 省は全国食糧の総栽培面積の 48.3%を占め、全国の食糧生産量の 52.1%を生産している。主食用の米と小麦は、それぞれ全国の米の総栽培面積の 50.5%、総生産量の 51.7%、小麦の総栽培面積の 65.6%、総生産量の 73.3%を占めている²⁴。そのためグループⅡは農地流動化を通じた大規模経営の形成と効率的な食糧生産を図る必要がある地域とされる。

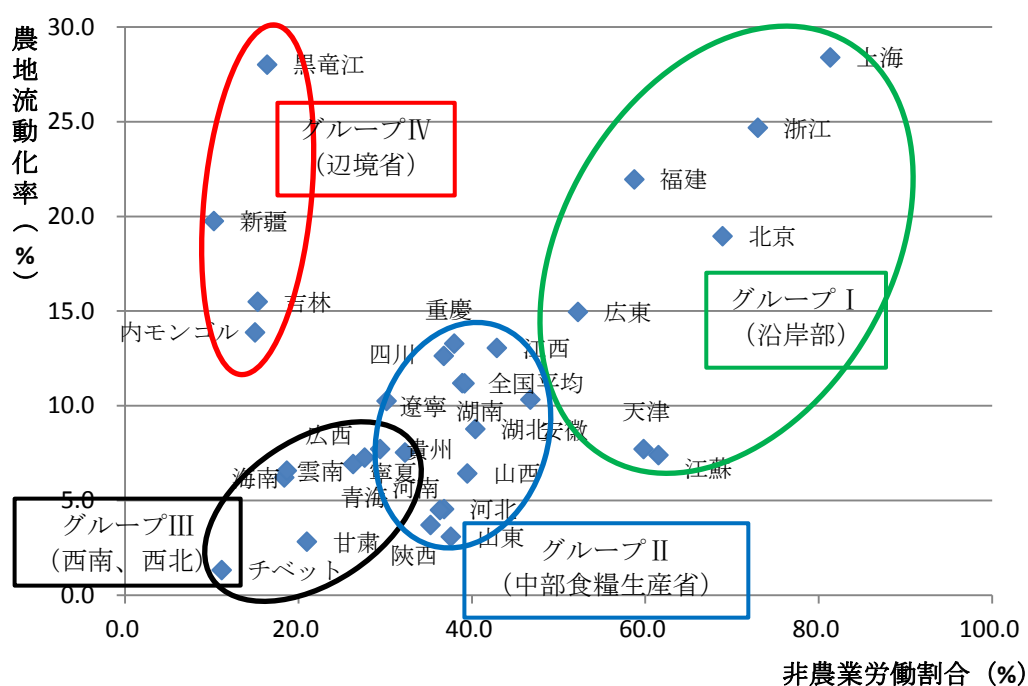


図1-3 中国各省非農業労働力の割合と農地流動率との関係（2006年）

出所：国务院第二次全国農業センサスリーダーグループ弁公室・国家統計局『中国第二次全国農業センサス資料編』に基づいて筆者作成。

グループⅣは、辺境省である4つの省・自治区のうち3つは食糧生産省である。この地域の農地面積の総計は 2,860.5 万 ha で、全国の農地総面積に占める割合は 23.5%と農地が豊富な地域である。ただし、農家数は極めて少ない。4つの省・自治区の農家数総計は 1,471.8 万戸で、全国の農家総数の 5.8%でしかない。1 農家当たりの農地面積は 1.94ha で、2006 年の全

²³ 食糧生産省は、河北、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、江蘇、安徽、江西、山東、河南、湖北、湖南、四川計 13 省・自治区である。グループⅡに入らない4つの省・自治区はグループⅠの江蘇、グループⅣの吉林、黒竜江、内モンゴルである。

²⁴ 『2012 年中国農業年鑑』（中国農業年鑑編輯委員会）によるデータ。

国平均レベル 0.48ha よりはるかに大きい。そのため非農業労働力の割合は 23.4%と低いが、農地流動化率は大きく、19.3%に達している。中国では特殊な位置にある（各グループの省・市・自治区を図 1-4 参照）。

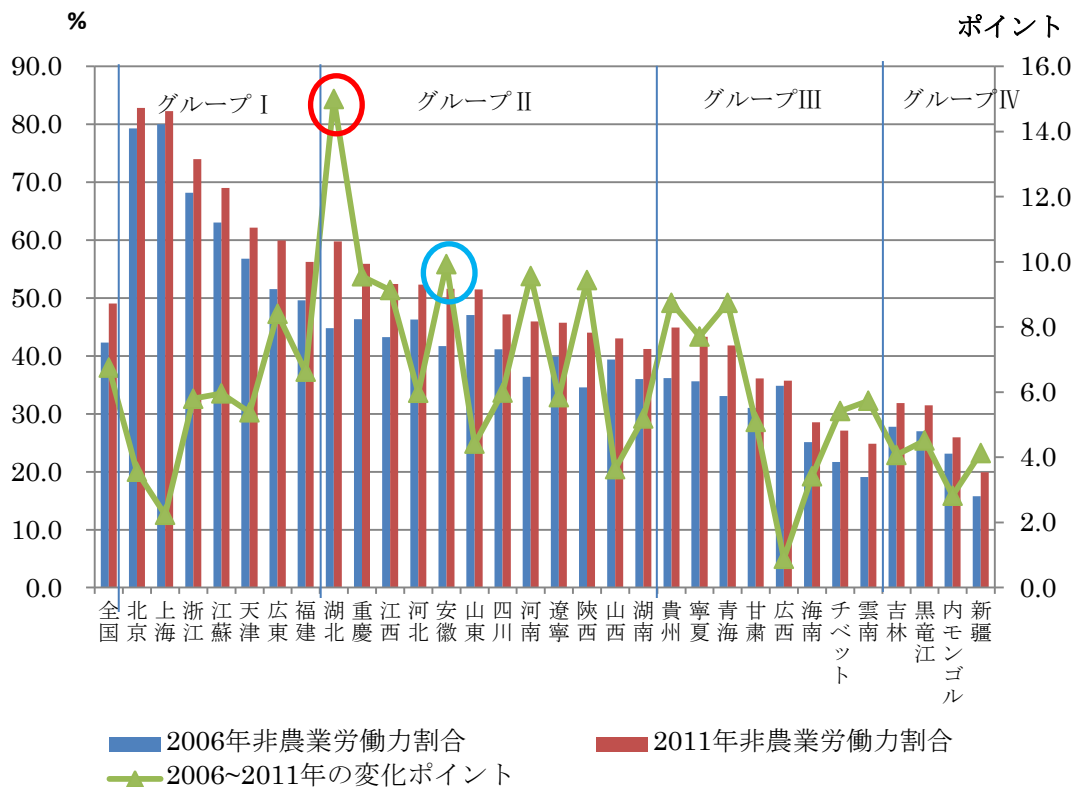


図1-4 2006~2011年各省非農業労働力割合の変化

出所：国务院第二次全国農業センサスリーダーグループ弁公室・国家統計局『中国第二次全国農業センサス資料編』と『中国農業統計年鑑』に基づいて筆者作成。

2011年までの各省の農業労働力の流出状況を見ると、他のグループと比べ、中部地域のグループIIの変化が大きい。農業労働力の急速な流出に伴って農地流動化は急速に進んでいると考えられる。そのうち、安徽省の変化は9.9ポイントで、湖北省（15.0ポイント）に次ぐ2番目の位置にある（図 1-4）。だが、2011年の湖北省の流動化した農地面積は40.7万ha、流動化率は13.5%であり、2006年の8.8%より4.7ポイント増加したが、安徽省のそれは80.0万ha、18.7%と湖北省を上回り、2006年の10.3%よりも8.4ポイント増加した²⁵。また、流動化した農地のうち、食糧栽培の割合は全国平均で54.7%であり、各省の状況を見ると、安徽省は69.5%

²⁵ データ出所は『2012年中国農業年鑑』（中国農業年鑑編輯委員会）である。2012年に25.7%に増加し（「2012年農村土地請負経営及管理情況」『農村経営管理情況』2013年第10期）、2011年と比べ、増加幅38.6%全国第4位（前は重慶65.7%、吉林44.4%、甘肅39.0%）に占める。2013年9月までに約27%に達した（http://www.ah.xinhuanet.com/2013-10/03/c_117588586.htm 新華網 HP「安徽流轉耕地占耕地總面積約27%」2013年10月3日）。

で、黒竜江省（85.8%）と吉林省（81.5%）に次いで3番目である²⁶。こうした農地流動化の進展は大規模経営の形成に大きな影響を与えた。表 1-2 が示すように、2007 から 2012 年の間に、安徽省では食糧生産大規模経営の数は 2.3 倍に増加し、その農地面積は 3.8 倍になった。特に、500~1000 ムー層の農家数は 5.1 倍、1000 ムー以上層は 10.8 倍に増加した。1000 ムー以上層に集積された農地面積は 13.2 倍になり、大規模経営の経営面積全体に占める割合は 2007 年の 9.4%から 2012 年の 32.5%となった。大規模経営のなかでも特に規模の大きな経営への農地の集積が進んでいるのである。2012 年現在、安徽省の食糧生産大規模経営は省全体の農地面積の 12.2%に当たる 763.6 万ムーの農地を集積し、省の食糧総生産量の 17.9%に当たる 561.6 万トンの食糧を生産している。1 農家当たりの農地面積は 2007 年の 135.5 ムーから 226.3 ムーへと拡大しており、全国平均の 196.5 ムーよりも大きい（表 1-2 参照）。安徽省では全国平均レベルよりも大きな食糧生産大規模経営が急速に増加しており、そこへの農地の集中度合いも相対的に高く、農業生産構造の急速に変動している地域であるとする事ができる。

表 1-2 安徽省における食糧生産大規模経営の展開

単位：戸、万ムー、ムー/戸

	規模	50~100	100~300	300~500	500~1000	1000~	総計	1 農家当たり の経営面積
2007 年	農家数	8,173	6,105		305	102	14,686	135.5
	農地面積	38.0	141.8			18.8	199.2	
2012 年	農家数	16,137	11,658	3,292	1,554	1,102	33,743	226.3
	農地面積	117.4	193.9	101.7	102.5	248.2	763.6	

出所：2007 年の数値は、李曉明・尹夢麗「現段階主産区種糧大戸経営状況与発展对策」（『農業経済問題』2008 年 10 期）と陳潔・劉銳・張建倫「安徽省種糧大戸調査報告」（『中国農村観察』2009 年第 4 期）から引用した。2012 年の数値は安徽省農業委員会の資料から作成。

以上のような大規模経営の進展とともに、機械化も進んでいる。安徽省政府が公布した機械保有量の総数と農家数・農地面積から計算した数値を用いて作成したのが表 1-3 である。小型機械の農家の平均保有台数と農地面積当たりの平均保有台数の増加率は 5%前後にとどまっている一方、大型機械では、農家の平均保有台数と農地面積当たりの平均保有台数は倍増した。

²⁶ 2011 年上位 10 位の省は、黒竜江省 85.8%、吉林省 81.5%、安徽省 69.5%、内モンゴル 68.0%、河南省 62.7%、江西省 62.4%、湖北省 58.5%、寧夏 56.3%、湖南省 53.5%、山西省 50.1%である。寧夏と山西を除いた 8 省はすべて食糧生産省である（データの出所は「2011 年農村土地請負経営及び管理状況」『農村経営管理』2012 年 5 月）。

対象、研究期間、研究対象地域の限定を行った。

第2章では、「改革開放」以降の農地流動化と大規模経営の展開の過程を辿り、現在までの20数年間にわたる議論を改めて整理したうえで、現在の研究の関心点から、本研究の研究視点を析出する。

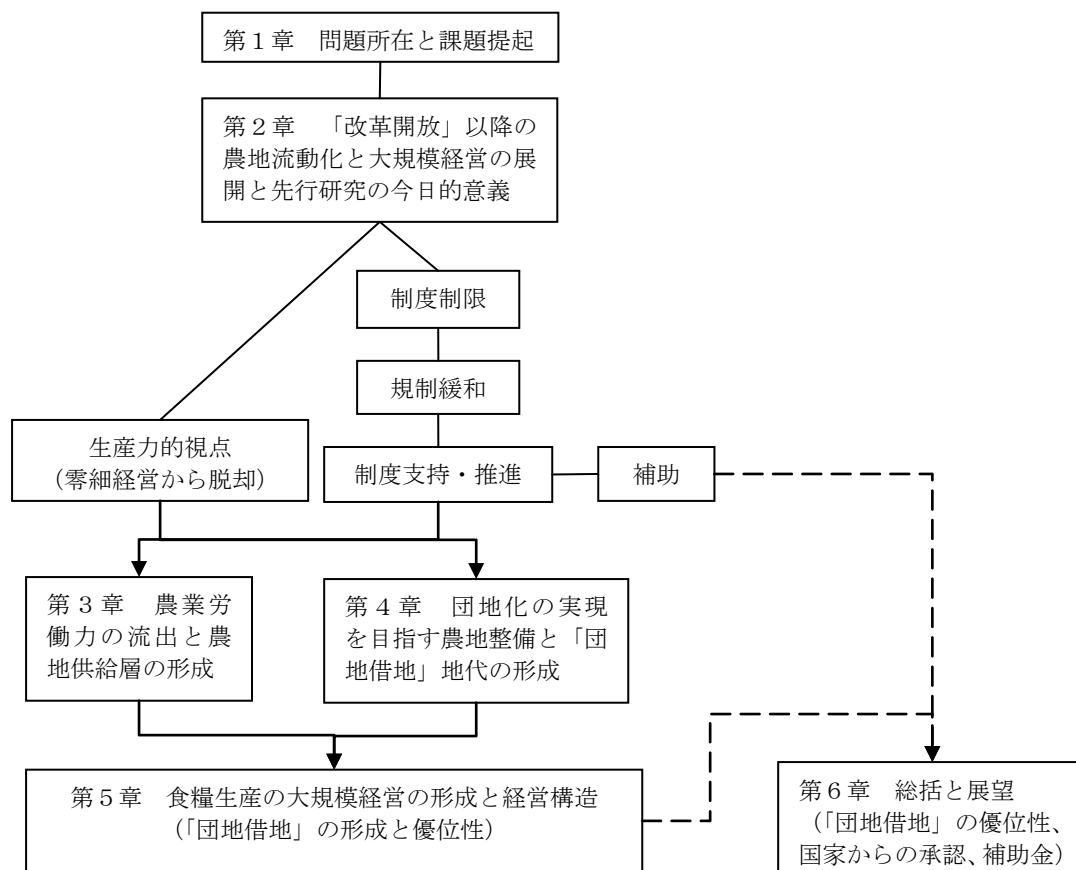


図1-4 本研究の構図

出所：筆者作成。

第3章では、肥西県の農業労働力の流出状況と農地流動化に関する分析を行い、政府の農地流動化推進政策と農家の世帯内分業に注目し、安定的な農地供給層の形成条件を検討する。

第4章では、貸出農地の団地化を目指す農地整備に関する検討を行う。政府が実施する土地整理事業と村集団が設立する土地流動合作社の2つのルートを通じて、農地の団地化の形成と団地化した農地の地代の形成についての分析を行う。

第5章では、「団地借地」を通じた食糧生産大規模経営の形成と経営構造に関する分析を行い、大規模経営の形成に必要な資金蓄積の重要性を検討する。また、形成した大規模経営の階層間の生産力格差の分析を通じて、「分散借地」による規模拡大の限界と「団地借地」によって形成された大規模経営の優位性を検証する。最後に、典型的な事例を通じて、「団地借地」による大

規模経営の形成過程とその経営構造を考察し、企業的な性格を有した上層農の形成過程を明らかにする。

第6章では、以上の分析を受けた結論と今後の食糧生産構造の再編の方向を示したい。

第2章 「改革開放」以降の農地流動化と大規模経営の展開及び先

行研究の今日的意義

経済成長による農村労働力の非農業化に伴う農地流動化の進展を促進し大規模経営の育成は中国の重要な農業問題である。これに関する政策が20数年にわたって展開されてきた。2006年には、中国全体の農地流動化率は11.6%に達していることが明らかとなった（『第二次全国農業センサス』）。その後、2008年の『農村改革発展を促進する過程における若干の重大な問題に関する決定』で「土地請負経営権流動化市場を設立し、農地請負経営権を流動化させ、多様なタイプの適正規模経営を形成する」ことが提唱されたことを受けて各地方政府は地元の実情に応じた政策を実施し、「改革開放」以降の市場経済展開の一環としての土地請負経営権の流動化は新しい段階を迎えた。そこでは、農地流動化の進展と大規模経営の展開を取り巻く経済的、歴史的、制度的な条件を考える必要がある。

したがって、中国における農地流動化の発展と大規模経営に関する先行研究を以下の2つに大別することができる。1つは、制度面に関する議論である。1980年代後半の国有・私有・集団所有を巡る議論に始まり、1990年代の安定的かつ長期的な農地請負制度の検討を経て、現在は『農村土地請負法』と『物権法』に基づく農地流動化と「規模経営」展開条件に関する検討が行われている。もう1つは、経済的条件の検討である。農地流動化の進展に重要な役割を果たす条件として最も注目されたのが農業労働力の流出である。地域経済の発展状況と当該地域の農地流動化の進展との間には密接な関係があるという指摘もされている。大規模経営の形成条件に関する研究も行われてきた。本章では、土地請負経営権の流動化が新しい段階に突入した今日、これまで20数年間に行われた議論を改めて総括するだけでなく、農地流動化と大規模経営の展開を支えている最も重要な制度基盤である農村土地請負経営制度を皮切りに、現在までの法律・制度の効果を確認し、これまでの研究の問題点を指摘したうえで、本研究の研究視点を明らかにしたい。

本章の構成は次の通りである。第1節では「改革開放」初期の農村土地制度に関する法律・政策の変化過程を辿る。第2節では農地流動化の発展と大規模経営の発展に対する時期区分を行う。第3節から第5節では区分した時期ごとに、農地流動化を議論した研究と大規模経営の

発展のための法律・政策を概観する。第6節では、現段階の農地流動化と大規模経営の新展開に関する研究を整理し、本研究の分析視角を設定する。

第1節 「改革開放」以降の農村土地制度の変化と農地流動化の開始

中国の農村土地請負経営権の流動化（以下、「農地流動化」とする）は「改革開放」以降の市場経済展開の一環としての土地市場化の表現であり、零細な農業生産から効率的な大規模経営への転換と農家所得の向上を目指すものである。本節では人民公社集団経営から農家請負経営への転換の過程（1978~1984）を辿りたい。

表 2-1 1979~1984 年全国農村の生産責任制の発展状況

単位：万戸、%

年		基本 計算 単位	生産責 任制実 施単位	不聯産 責任制	聯産請負責任制				家庭聯 産請負 責任制	そ の 他	農家 総数	生産責任 制農家数	包干到戸 農家数
				①定額 包工	②包産 到組	③包産 到勞	④包産 到戸	⑤包乾 到戸					
79	実数	479.6	407.0	267.3	199.5	15.1	4.9	0.2					
	割合	100.0	84.9	55.7	41.6	3.1	1.0	0.0					
80	実数	561.1	521.8	218.7	132.6	48.4	52.5	28.3	41.3				
	割合	100.0	93.0	39.0	23.6	8.6	9.4	5.0	7.4				
81	実数	601.1	587.8	99.1	64.9	95.2	42.1	228.3	58.2				
	割合	100.0	97.8	16.5	10.8	15.8	7.0	38.0	9.7				
82	実数	593.4	585.9	53.2			52.4	480.3		18,278.5	15,156.1	13,249.8	
	割合	100.0	98.7	9.0			8.8	80.9		100.0	82.9	72.5	
83	実数	589.0	586.3	9.9				576.4		18,523.2	17,985.4	17,497.7	
	割合	100.0	99.5	1.7				97.8		100.0	97.1	94.5	
84	実数	569.2	569.0	5.4				563.6		18,799.8	18,397.9	18,145.5	
	割合	100.0	100.0	0.9				99.1		100.0	97.9	96.5	

出所：黄道霞『建国以来農業合作化史料編』（中国党史出版社、1992年版）から整理し、作成した。

注1：「基本計算単位」とは生産隊または生産大隊である。

注2：1982年の基本計算単位は①、②、③の生産責任制を同時に実施しており、1983年と1984年の基本計算単位はそれぞれ①、②、③、④を同時に実施している。

1978年からの農業生産体制の改革は、当初から農家請負経営という形態が採用されたのではなく、各地域の状況に応じた多様な農業生産責任制であった。主なタイプは、生産量にリンク

しない責任制（中国語で「不聯産承包制」＝①「定額包工」）、生産量にリンクする責任制（中国語で「聯産請負承包制」。②「包産到組」、③「包産到労」、④「包産到戸」の3つのタイプに分けられる）、「家庭聯産請負責任制」²⁷（＝⑤「包幹到戸」）の3つがある（表 2-1 参照）²⁸。1979・1980年の主なタイプは①「定額包工」と②「包産到組」で①が半分以上を占めていた。①は人民公社時代の農業生産と同様、労働点数制を基準に労働報酬が分配された。4割程度を占めていた②は①とは異なり、生産変動リスクを作業組が負うが、最終的な成果である生産量を労働報酬に反映させたという点で画期的な意義があった。農業生産単位は生産隊や生産大隊から作業組に縮小したが、後の個々の農家による農家請負経営には程遠い状況にあった。

1979年9月公布の『農業発展を加速するための若干の問題の決定』では「生産隊が統一計算および分配を行うという前提の下、作業組に生産作業を請け負わせ、生産量に連動して労働報酬を計算することで割当生産量以上の生産の奨励を図ることができる」として「包産到組」を公認したが、生産隊は「包産到戸を実施してはならない」とされた。1980年9月公布の『農業生産責任制の一層の強化・改善に関するいくつかの問題の通知』で生産隊は「包産到戸も包幹到戸も実施してよい」とされたが、「辺境山間地区および貧困後進地区」に限定されるなど、実際は、農家請負経営制度の普及に対する国の抵抗は強いものがあった。その結果、1980年当時の「包産到戸」の割合は9.4%にすぎず、「包幹到戸」の割合も5.0%にとどまっていた。

「包幹到戸」とは、国家への売渡義務と集団への一定数量の現物または現金の上納義務を果たせば、残りの農産物は全て農地を請け負った農家のものとなる方式である。農家にとってメリットが大きいため、1981年に、様々な農業生産責任制が「包幹到戸」に移行する動きが全国に広がっていった。「包幹到戸」の割合は1980年の5.0%から1981年の38.0%に大幅に増加した。だが、「包幹到戸」と社会主義体制との間の矛盾に対する懸念から学界では議論が行われた。喬（〔60〕）、韓（〔24〕）は生産力と生産関係の視角から「包幹到戸」がもたらす増産効果を肯定したが、金（〔35〕）は、生産責任制は増産のための一時的な政策として進めるのか、それとも長期的な政策として採用するのかという疑問を提起した。また、憚（〔28〕）は、生産責任制によって農民層の両極分解が生じる可能性を指摘し、楊（〔89〕）も生産責任制が社会主義の方

²⁷ 1998年の中国共産党15期3中全会で「農家請負経営」に改称された。

²⁸ ①「定額包工」は、生産隊での統一経営・統一計算を前提に、農作業を作業組または農家に請け負わせ、労働点数に応じて生産量を割り当て、割当生産量を上回れば労働報酬に奨励金が追加され、下回れば労働報酬は減らされる。②「包産到組」は、土地・労働力・農業機械などを作業組ごとに分配し生産量を労働報酬に反映させる。③「包産到労」は、労働力単位ごとに土地や農業機械など生産手段を分配し、同時に生産量を割り当て、労働報酬は労働点数に応じて分配され、労働力単位ごとの割当生産量を上回れば個別労働力の生産量に応じて奨励金が分配される。④「包産到戸」は、統一計画、統一経営、統一計算、統一分配を前提に、生産隊が農家に生産量を割り当て、労働報酬を労働点数に応じて分配し、割当生産量は生産隊が統一計算を行い、割当生産量を上回った分は農家のものとなる。

向を歪める可能性があるのではないかと疑問を呈した。

表 2-2 中国農村土地制度の変化—農家請負制度の確立—

公布年次	会議・政策・法律	主要内容
78年12月	中国共産党第十一期三中全会	「 <u>改革開放</u> 」の明文化、農村における <u>生産責任制</u> の実施
79年9月	『農業発展を加速するための若干の問題の決定』	「包産到組」の公認、「包産到戸になることはできない」
80年9月	『農業生産責任制の一層の強化・改善に関するいくつかの問題の通知』	生産隊は「包産到戸にも包幹到戸にもなれる」が、「 <u>辺境山間地区および貧困後進地区</u> 」に限定
82年1月	『一号文件』	「 <u>家庭聯産請負責任制は…社会主義農業経済の構成部分</u> 」、 <u>家庭聯産請負責任制の公認</u>
82年12月	『憲法』修正	「 <u>家庭聯産請負</u> 」による農地の所有権と経営権の分離ができる
84年1月	『一号文件』	「 <u>一般的な農地請負期限は15年以上とする</u> 」と規定し、 <u>農家請負経営は政策上、定着</u> 「 <u>大安定、小調整</u> 」という原則 「 <u>供出義務等を果たせば、村集団の同意に従う場合は農作業の優れた者に農地集積を行うことを支持し、借り手が貸し手に一定数量の平価食用食糧を与えてよい</u> 」— <u>農地流動化政策の出発点</u>

出所：筆者作成。

1982年の『一号文件』は「家庭聯産請負責任制は土地公有制の基礎の上に設立され、農家と集団は請負関係を保持し、…したがって、家庭聯産請負責任制は…社会主義農業経済の構成部分である」と規定し、農家請負経営を公認した。同年末『憲法』修正案が通過したことで、「家庭聯産請負」による農地の所有権（村集団に帰属）と経営権（農家に帰属）の分離が承認された。それ以降、農家請負経営は全国に急速に拡大し、1984年には99.1%を占めるまでになる。1984年の『一号文件』では「一般的な農地請負期限は15年以上とする」とされ、農家請負経営は政策的に定着することになった。重要なのは「供出義務等を果たせば、村集団の同意に従う場合は農作業の優れた者に農地集積を行うことを支持し、借り手が貸し手に一定数量の公定

価格食用食糧を与えてよい」という一文である。これを中国における農地流動化政策の出発点とすることができる。

第2節 農地流動化と大規模経営の展開の時期区分

こうして 1984 年までに中国の農地制度は集団経営から農家請負経営に転換し、農地賃貸市場の発足のための準備が整えられることになった。ところが、中国の農地は集団所有制であり、農地制度に関する法律・政策は農地流動化に大きな影響を与える。そこで注目すべきは、契約期間と緊密な関係がある請負期間の規定である。「第一次農地請負」の期限を 15 年とした前述の 1984 年の『一号文件』と「第二次農地請負」の期限を 30 年に延長した 1993 年の『現在の農業と農村経済発展に関する若干の政策措置』である。また、農地流動化と直接関係がある法律として、2003 年『農村土地請負法』、2005 年『農村土地請負経営権流動管理方法』、2007 年『物権法』が公布されている。こうした一連の法律は農家の農地請負権を強調し、農地流動化と大規模経営の形成を保証する規範となるものである。以下では、法律・政策の整理を通じて農地流動化と大規模経営展開の時期区分を行い、各時期を概観する。

第Ⅰ期（1985~1991 年）は農地流動化と大規模経営展開の探索期であり、第一次農地請負期間と一致する。経済成長に伴い、農地流動化と大規模経営展開のための典型的な試験区が設けられた時期である。

第Ⅱ期（1992~2002 年）は農地流動化と大規模経営展開の整備期である。第一次農地請負が終了し、第二次農地請負期限が 30 年に延長され、農地流動化と大規模経営が多様な形で全国的に普及していく時期であった。

第Ⅲ期（2003 年~）は農地流動化と大規模経営展開のための法制化推進期である。2003 年に中国初となる農地請負経営権流動化に関する法律『農村土地請負法』が公布され、2005 年に『農村土地請負経営権流動管理方法』、2007 年には『物権法』も公布され、農地流動化と大規模経営発展に関する法律が完備された。また、2005 年の『一号文件』に農地流動化と大規模経営発展に関する条項が加わり、さらに 2006 年、2008 年、2009 年、2010 年と同条項の拡充が立て続けに行われた。特に 2008 年の『農村改革発展を促進する過程における若干の重大な問題に関する決定』（中国共産党 17 期 3 中全会報告）は農地流動化と大規模経営発展の全国的な推進を謳うものとなった。この点については後述する。以下では、このような時期区分に基づき、政策・法律の整理と先行研究のレビューを織り込みながら各時期の農地流動化と大規模経

営発展の特徴や施策の展開などを概観することにする。

第3節 農地流動化と大規模経営展開の探索期（1985~1991年）

—試験区の設立と経験—

新しい農地制度の転換—農家請負経営制度の実施—は農家の増産意欲を刺激し、1984年には中国の食糧生産は4億トンに達し、都市・農村住民所得格差も1978年の2.57倍から1984年の1.83倍に縮小した。だが、1985年には一転して生産量は低下、その後、数年間、食糧生産量は4億トン前後で停滞する。この時期の研究者に共通するのは、零細な経営が農業生産および農業所得に不利な影響を与えているという視点であった²⁹。零細規模の農地は根本的には土地集団所有制に由来するものだとする見方が強く、土地所有制度に関する議論が盛んに行われた。主な論者として国有制、私有制、集団所有制を基礎とした改善、の3つに分けることができる。

国有制を支持する研究者の理由は次のようなものであった。人民公社解体後は農民集団という経済組織が存在しない以上、農村の土地を国有化することは現実的な選択肢である（安〔6〕）。また、農地は希少な資源であるため国有化した後、国によって効率的な管理を行うのがよいとする考えもあった（楊〔91〕）。そのための具体的な方策として主に2つが提案された。1つは国有貸借制である。土地は国有とし、使用权を農民に分配する方法である。農民は貸借契約を締結して賃貸料を国に支払う（蔡〔10〕、厲〔44〕）。もう1つは国有永小作制である。土地所有権は国に帰属するが、使用权は農民に分配され、その売買・譲渡は認められない。農民は小作料ではなく、国が定めた土地税を支払うことになる（安〔6〕）。

私有制を主張する研究者は次の3点を理由にあげている。第1は、土地の国有制と集団所有制は土地の「自己所有、自己使用、自給」の「自作農」を否定し、農家の積極的な耕作にマイナスの影響を与えることである（魏〔83〕）。第2は、農家請負経営制の実施によって土地集団所有制は既に名目化しており、事実上、農民が土地所有者となっているというものである（李〔41〕）。第3は『フランスとドイツにおける農民問題』に依拠し、マルクス主義は土地の私有

²⁹ 1989年まで食糧生産量は4億トン前後で停滞していた。1990年に、食糧生産量は4.4億トンに増加し、「徘徊」局面を完全に脱した。現在の視点からみると、「徘徊」局面に陥ったもう1つの要因は食糧流通・価格改革として1985年に導入された「契約買付制度」である。その後、1989~1990年の経済不況が食糧生産の機会費用を引き下げ、1990年の増産をもたらした。詳しくは池上彰英『中国の食糧流通システム』（御茶の水書房2012年）の第3章と第4章を参照されたい。

を排斥していないし、とりわけ小農国家では土地の私有制は公認されるとするものである（李〔41〕）。

集団所有制を基礎とした改善に関する研究者の考えは次の5点にまとめられる。第1は土地制度改革の重点は集団所有権と農家請負経営権の2つの権利の改善であり、農地経営使用権の改革を行うことで農地使用権流動化のための合理的なシステムの設立を目指すものである（駱ら〔50〕、劉〔48〕）。第2は土地制度改革の重点は耕地利用の効率化を目指すことであり、私有化や国有化は複雑な状況をもたらし、制御不能となるリスクが高いとするものである（陳ら〔12〕）。第3は「両田制」の研究に基づき³⁰、零細経営の存在は長期的なものだが、生産力の発展に伴い、最終的には大規模経営に転換するとみるものである（王ら〔81〕）。第4は集団所有制は国有制と私有制の中間に位置づけられ、特別の制限がなく、多様なモデルを通じて農地が効率的な利用できる制度とみるものである（周〔108〕）。最も重要なのは第5である。曲（〔61〕）は農地請負経営権を財産権とみなし、使用権・収益権・流動権は農家の権利であると指摘した。その後の農地制度の変遷はこの観点から重要な影響を受けた結果であると考えられる。

ところが、学界の農地制度に関する論争に対して、政府は1985年の『一号文件』の中で「農地請負と農家経営が長期的な制度」と記し、農家請負経営制度を強調した。1986年の『一号文件』は「農作業の優れた者に農地集積を行うことを支持し、適正規模の農業專業農家を育成する」ことを提唱した。その後、『憲法』と『土地管理法』に対する修正を通じて、法律上で農地の所有権と経営権の分離と経営権の譲渡を許可した。これに基づく政府の「農村改革試験区」が北京・蘇南などで始まった³¹。1986年に北京市順義県全域において農地規模経営が試行されたが、域内の経済発展水準に応じて3つの経営モデルが設けられた。経済発展が著しい地方では「集団農場」を設立し、経済発展が中程度の地方では「労働力による請負」（農作業専門労働力集団による農地請負）を進め、経済発展が遅れている地方では個別農家の大規模経営への展開が推進された。その結果、1997年までに順義県の耕地面積（86.3万ムー）の70%で「規模経営」が実現し、324の「集団農場」が37.7万ムーの農地を、「労働力による請負」農地が17.3万ムーを、家庭請負経営が5.0万ムーを経営することになった。機械化の進展による省力化が実現しており、技術的なレベルにおいて経営規模の拡大もしくは労働力当たりの経営面積の拡

³⁰ 1984年に山東省平度市で開始され、急に全国にわたって普及していた。最後、土地配分と土地流動化に対する過度行政介入を防止するために、1997年に国務院の『農村土地請負関係をさらに安定し、改善するに関する通知』によって廃止された。

³¹ 1987年に広東省南海県（1992年に南海市となり、2002年に仏山市南海区となった）に「試験区」が設立されたが、最初はいまかたかった。1992年から、農地を「株」とした合作組織（2007年「合作社法」公布後「合作社」に改名された）が設立され、組織経営を通じて農地転用と農地流動化の両方を進めている。

大の条件はほぼ整ったといえる（田島〔74〕）。1987年には蘇南地域の無錫、常熟、呉県で「規模経営」が実施された。1993年の蘇南三縣市の大規模経営（ここでは労働力1人当たりの農地面積が15ムー以上のものを指す）は2,816経営に増加し、総経営面積22.6万ムー、請負農地面積に占める割合は22.4%に達した。その経済的効果で最も重要なのは、大規模経営の単収は地元の小規模な兼業農家の単収を上回り、労働力1人当たりの収入が増加した点である。1993年の7,152.2元/人という数字は、地元の自作農業生産者の2.9倍、出稼ぎ労働者の2.2倍にあたる。このようにモデル地区は一定程度の成功を収めた。

表 2-3 探索期における農地流動化と大規模経営に関する法律・政策の推移

公布年次	会議・政策・法律	主要内容
85年1月	『一号文件』	「農地請負と農家経営が長期的な制度」と強調
86年1月	『一号文件』	「農作業の優れた者に農地集積を行うことを支持し、適正規模の農業專業農家を育成する」と提唱
86年6月	『土地管理法』修正	「農地の所有権と経営権の分離」を明記
86~87年	「農村改革試験区」設立	北京順義、蘇南、広東南海など
88年4月	『憲法』修正	「農地使用権を法律に従って譲渡することができる」
88年12月	『土地管理法』修正	1988年『憲法』修正と同じ

出所：筆者作成。

農地流動化と大規模経営の展開は農業労働力の流出を前提としている。蘇南では60%以上の農村労働力が非農業産業に従事し³²、農家の農地貸出意思が強まっていたことが成功の要因であったと考えられる。だが、当時の中国では、5つの経済特区³³と14の沿海開放都市を設立したばかりであった。そうした条件に恵まれている地域は少なく、非農業労働力の割合は20%程度で³⁴、北京市順義県や蘇南地域での経験の全国展開は現実的ではなかった。さらに、1990年

³² 1988年に蘇南試験区の非農業労働力の割合は65.9%であった。

³³ 1980年に香港、マカオに近い深圳、珠海、汕頭及び台湾に近い厦門（アモイ）が経済特区とされ、1988年に海南島全体が経済特区とされた。

³⁴ 農業労働力の流出に対する制限政策は大きな役割を演じていた。山口（2008）の分析に基づいて、農民が各都市への移動の展開を以下の5つの時期に分けた。第一期（1984~1988年）は農民の都市への流出開始時期で、第二期（1989~1991年）は農村労働力移動のコントロール時期で、第三期（1992~1994年）は外来労働力雇用規制の緩和期で、第四期（1995~1999年）は外来労働力の雇用制限再強化期で、第五期（2000年以降）は公平な移動模索期である。その中に、第一期と第二期はほぼ本研究の第Ⅰ期と対応し、第三期と第四期はほぼ本研究の第Ⅱ期と対応している。また、2003年に発表された『農民の都市移動と就業管理・サービス工作に関する通知』は農民工（本研究の流出した農業労働力）への規制緩和と保護に言及した最初の中央政府による総合的な方針であると指摘されている。本研究の第Ⅲ期の開始年も2003年である。（山口真美「農村労働力の地域間移動をめぐる政策の変遷」pp.52~58。池上彰英・寶

代後半になると、北京市順義県の試験区は、北京市の都市化の進展に伴って徐々に機能しなくなっていく。1988年の全国の農地流動化率は0.6%、1992年は2.9%という状況であり、こうした「モデル」は政策的に作られたものでしかなかった。農業労働力の流出の促進が農地流動化と「規模経営」の展開にとって不可欠の条件であることが明らかとなったのである。

第4節 農地流動化と大規模経営展開の整備期（1992~2002年）

1978~1984年にかけて第一次農地請負が実施されたが、請負の開始時期には大きな地域差があった。1978年に開始された地域では1993年の第一次農地請負終了時には15年間の請負期間が終了してしまうため、その後はどうなるかという問題が発生する。そこで中央政府は1993年4月の憲法修正案で「農家請負経営」という制度を憲法に加え、農家請負経営は法律上で定着することになった。同年7月に『農業法』を公布し、『憲法』と『土地管理法』に基づき、「優先請負権と請負農地相続権」を中心にして請負経営制度を具体化した。その後、同年11月に『現在の農業と農村経済発展に関する若干の政策措置』を公布し、「農地請負関係の安定や投資の増加や土地生産性の向上のため、農地請負期限が満了した後も農地請負期限は継続し、さらに30年間延長する」と規定した。これを受けて第二次農地請負がスタートした。

また、1992年に鄧小平の「南巡講話」が公表され、同年、中国中央、国務院によって、5つの長江沿岸都市、東北・西南・西北13辺境都市、11内陸省会都市について沿海開放都市優遇政策が適用されることになった³⁵。中国のGDP年間成長率は10%を超え、高度経済成長に入った。それに伴い、農業労働力の減少が始まり、農地流動化が多様な形で沿岸部から全国に広がってきた。それに対応した1993年の『政策措置』は「村集団の同意に基づく土地使用権の有償譲渡を許可し」、「第二次産業や第三次産業が比較的発達し、農村労働力の大部分が非農業産業に従事して安定的な収入が得られる地域で適正規模経営を実施する」と規定した。次いで1994年の『農地請負関係の安定と完全に関する意見』は「農地請負経営権流動化のためのシス

劔久俊『中国農村改革と農業産業化政策による農業生産構造の変容』の第2章、調査研究報告書、アジア経済研究所、2008年）。

³⁵ 中共中央、国務院『沿海部分都市に関する会議紀要』（1984年5月4日に公布された）によって、沿海開放都市優遇政策は地方政府の権限を拡大し、外国からの投資を優遇するものであり、以下5点からなる。①国家財政政策の支持、政府を通じた販売、輸出割当が不要であり、貸金返済能力がある外国からの投資建設プロジェクトに対する制限緩和である。②外国資金と先進的な技術を利用して中国の企業を支援する場合の関税、所得税等における支援政策である。③中外合弁企業、中外合作企業、外国独資企業に対して、企業所得税率を15%に減額し（中国国内企業に対する企業所得税率は33%である）、外国から輸入された原材料、機械、必要な部品等に対する輸入関税の免除、製品輸出に対する輸出関税の免除等の優遇である。④経済技術開発区を設立して研究機構を導入する場合、製品輸出、国内販売に対する税金の優遇である。⑤外国為替および外貨ローン割当の増加である。

テムを整備し、請負農地を転包（また貸し）・転譲（譲渡）・互換（換地）・入股（出資）する権利に対して法的な保護を与える」とした。この2つの政策によって、依然として農地請負経営権の流動化は村集団の制限を受けており、完全に自由な農地流動化が実現しているとはいえないが、政府は農地流動化と「規模経営」の推進に踏み切ったと考えられる。

表 2-4 完備期における農地流動化と規模経営に関する法律・政策の推移

公布年次	会議・政策・法律	主要内容
93年4月	『憲法』修正	「農村地域において農家請負経営を主とする制度」と明記し、 <u>農家請負経営は法律上で定着</u>
93年7月	『農業法』公布	『憲法』と『土地管理法』に基づき、「優先請負権と請負農地相続権」を中心にして請負経営制を具体化
93年11月	『現在の農業と農村経済発展に関する若干の政策措置』	「農地請負期限が満了した後も <u>農地請負期限は継続し、さらに30年間延長する</u> 」 「 <u>村集団の同意に基づいて土地所有権の有償譲渡を許可し</u> 」 「第二次産業や第三次産業が比較的 <u>発達し</u> 、農村労働力の大部分が非農業産業に従事して安定的な収入が得られる地域において、 <u>適正規模経営を実施する</u> 」
94年	『農地請負関係の安定と完全に関する意見』	「農地請負経営権流動化のためのシステムを整備し、 <u>請負農地を転包（また貸し）・転譲（譲渡）・互換（換地）・入股（出資）する権利に対して法的な保護を与える</u> 」
98年10月	中国共産党15期3中全会 『農業と農村工作における若干の重大問題に関する決定』	「農家請負経営」と改称 「農地請負期限を30年に延長する政策を断固として貫徹する」と強制執行 「 <u>農地請負経営権が債権かまたは物権か</u> 」についての検討
00年	『国民経済と社会発展における第十回五カ年計画の制定に関する建議』	「 <u>農村土地制度の法制化建設</u> 」を強調
01年12月	『農家の農地請負経営権の譲渡に関する通知』	「 <u>請負期間内、法律に則り、農家自らの意思で有償による農地を流動化させる</u> 」

出所：筆者作成。

研究者の間にも2つの共通認識が生まれた。1つは農村の土地の財産権を確定する必要があるという点であり、もう1つは土地賃貸市場の役割を重視し、合理的な農地流動化システムを設立して「適正規模経営」の実現を図るというものである(季〔34〕)。特に、安定的かつ長期的な農地請負権の保障は農家の投資意思と密接な関係があり、それが農家の土地に対する長期的な投資を促進し、生産量の増大と農家の農業所得の向上に繋がると考えられた(姚〔93〕)。頻繁な農地請負権に対する調整³⁶は借地農家にとっても、借地期間が確定しないと、投資を躊躇せざるをえないという問題がある(沈〔67〕)。その結果、中国の研究の関心は制度の整備に集中していった。農地流動化政策の意図を実現するにはどうしても安定的な農地請負権が必要だが、実際はどうだったのか。1993年に第二次農地請負制度が開始され、1996年までに農地請負期限の延長を行った村の内訳をみると、請負期限5年以下の村は12.9%、6~10年が28.7%、15~29年が28.4%で、政府が提唱した30年以上の請負期限を定めた村の割合は30%にとどまった³⁷。そこで、中央政府は安定的かつ長期的な農地請負権を保障するために追加政策を公布した³⁸。また、1994年の『一号文件』は農地流動化を法的に保護すると規定したが、当時の『土地管理法』にはそうした条項は全くなかった。そこで、流動化した農地請負権の法的な保障のため農村の土地請負経営の法制度の検討と議論が行われることになった。1998年10月に、中国共産党15期3中全会において「土地請負経営権は物権か債権か」という議題が提起され、注目を集めた。当時、研究者の間でも議論が行われている。物権説の代表的な見解は、『土地管理法』によって³⁹、農村土地所有権と請負経営権が分離され、土地請負経営権は確かに村集団と農家との請負契約から生じた権利であるが、請負農家と村集団の間には財産関係がないため、土地請負経営権を物権と認めてよいとするものである(銭〔58〕)。また、土地請負経営権は物権のうち、制限物権のなかの用益物権⁴⁰に該当するという見解も出された(丁〔17〕)。他

³⁶ 1984年『一号文件』による「大安定、小調整」という原則に基づく農地調整については、「農家が農地調整を申請する場合、請負期間内に「大安定、小調整」という原則に基づき、村集団による農地調整ができる」とされた。(廖洪楽『中国農村土地制度六十年—回顧と展望』中国財政経済出版社2008年p74から引用)

³⁷ 農業部の『全国農村土地請負経営権に対する調査』によるデータである。

³⁸ ①「30年の農地請負期限は第一次農地請負に基づいて行い、請負地を均等分配すべきである。第二次農地請負の請負期限が30年に満たない村では30年に延長する」(1997年8月27日中共中央弁公室、国務院『農村土地請負関係の一層の安定と改善を図ることに関する通知』)、②「農地請負期限は30年である」、「農民の農地請負権利は法律で保護される」(『土地管理法』1998年8月29日第九回全国人民代表大会常務委員会第四次會議改正)、③「農地請負期限を30年に延長する政策を断固として貫徹する」(1998年10月14日中共中央『農業と農村工作における若干の重大問題に関する決定』)、④「農地請負の延長が最後の段階に入った」、「必ず1999年までに全国で達成する」、「請負契約書と農地請負経営権の証明書は全ての農家に発行される」(1999年1月中共中央、国務院『1999年農業と農村工作を完備する意見』)。

³⁹ 前掲表2-3による1986年『土地管理法』修正案に基づく。

⁴⁰ 制限物権とは、物の使用・収益・処分という支配的機能に一定の制限が加えられている物権である。

方、債権説の代表的な見解は、農家請負経営権は集団組織と農家が請負契約を結ぶことで所有権と使用権が分離され、このような請負契約は請負契約書に基づくものなので債権の性質を有している。そのため、農家が取得した農地使用権は債権的な性質をもっているとするものであった（梁ら〔45〕）。

以上のような検討状況から 2000 年に中共中央『国民経済と社会発展における第十期五カ年計画の制定に関する建議』は「農村土地制度の法制化建設」を強調した。その後、中国における農村土地制度は政策の推進から法律の整備へと深化することになった。もう 1 つの重要な政策は、2001 年 12 月の『農家の農地請負経営権の譲渡に関する通知』によって「請負期間内、法律に則り、農家自らの意思で有償による農地流動化を行う」（中国語で「依法、自願、有償」）という農地流動化の規則が初めて提起されたことである。この規則は明文化された規則であり、言い換えれば、農地流動化と大規模経営の進展にとって、農家の意思と請負期間は重要な要因となった。

この時期に行われた請負期間の延長は農家の農業生産に対する積極性を高め、全国の食糧生産量は 1996 年に 5 億トンを超えて初めて超えた。だが、農村住民所得に占める農業所得の割合は 45~50%と農業への依存度はまだ高かったため、同時期の農地流動化率は 2.9%（1992 年）から 4.0%（1998 年）までしか増加しなかった。請負期間の延長は耕作農家の積極性を引き出したが、農地流動化と大規模経営の形成にとっては必ずしもプラスには作用しなかったのである。1998 年に食糧流通体制改革が実施され⁴¹、その後、食糧過剰に伴い、価格が市場需給関係に委ねられて下落した。それを受けて、農家の食糧生産に対する積極性が低下した結果⁴²、農地流動化率は 2001 年に 6~8%に上昇する。しかし、依然として農業労働力は農村労働力の 70%を占めていたため、この時期の農地流動化は極めて緩慢な速度でしか進まなかった。

第 5 節 農地流動化と規模経営の法制化推進期（2003 年～）—現段階—

2003 年に「三農問題」が中国共産党中央委員会において正式に工作報告に書き入れられた。その後、「三農問題」の解決策の 1 つとして、農地流動化の進展と大規模経営の育成は 2005 年

用益物権とは、物の使用価値の一部を支配することを内容とする物権である。

⁴¹ 1998 年の「食糧流通体制改革」に関する検討は池上彰英『中国の食糧流通システム』（御茶の水書房、2012 年）の「第 6 章 保護価格買付と 1998 年「改革」」を参照する。

⁴² 農業税と相関費用（農業インフラ整備、農村道路修繕等の労務費用、農村教育、救済、計画生育等の社会費用、村民委員会の運営費用等の行政費用を含める）の徴収が与えた影響も無視できない。2002 年までに、農業税は 1.7 兆円で、中国税金収入に占める割合は 1.8%だけであるが、農業税費負担は農民 1 人当たり 200 元以上、当時農村住民 1 人当たり年間所得の 10%前後に占める。

と 2006 年の『一号文件』によって支持された。

表 2-5 法制化推進期における農地流動化と規模経営に関する法律・政策の推移

公布年次	会議・政策・法律	主要内容
03 年 3 月	『農村土地請負法』 実施	農地請負に関する初めての法律 農地請負経営権の下で、 <u>使用、流動、収益の権利がある</u> <u>譲渡以外の農地流動は農家意思に委ねる</u>
05 年 1 月	『農村土地請負経営 権流動管理方法』	農地請負経営権流動に関する当事者の権利、流動方式、流動契 約の締結、流動管理などに関する <u>詳細な規定</u>
05 年 1 月	『一号文件』	「請負経営権の流動と適度規模経営の発展は、法律に則り、農 家自らの意思で有償的に行われる」
06 年 1 月	『一号文件』	「新農村建設」 「法律に則り、農家自らの意思で有償による農地請負経営権流 動メカニズムを改善し、多様な適正規模経営モデルを発展させ る」
07 年 3 月	『物権法』公布	<u>農地請負権を物権（用益物権）として位置づけ、使用、収益な ど自由に処分できる権利とする</u>
08 年 10 月	中国共産党 17 期 3 中全会 『農村改革発展を促 進する過程における 若干の重大な問題に 関する決定』	「土地請負関係の長期不変を前提に、農家経営の集約化レベル を高め、農家間の協力関係を強め、農地を効率的に集積し、適 正規模経営の展開を図るべき」「土地請負経営権流動化市場を 設立し、法律に則り、農家自らの意思で有償による、様々な形 態で農地請負経営権を流動化させ、多様なタイプの適正規模經 営を形成する」
09 年 1 月	『一号文件』	「法律に則り、農家自らの意思で有償による農地請負経営権流 動を促進するため、農地請負経営権流動サービス組織を設立す る」
10 年 1 月	『一号文件』	「法律に則り、農家自らの意思で有償による農地請負経営権流 動を促進し、多様なモデルの適正規模経営を発展するために、 政府の農地請負経営権流動に対する管理とサービス機能を強 化する」
12 年 1 月	『一号文件』	「食糧生産大規模経営に対する補助強化」 「食糧生産大規模経営に対する銀行からの融資強化」 「大規模経営モデルの革新を促進」 「機械化を図るため、大規模経営の機械導入を促進」

出所：筆者作成。

2003 年に中国初の農村土地請負経営権に関する法律『農村土地請負法』が発効する。「法律

に則り、請負地の使用、収益と土地請負経営権流動の権利を有し、自主的な生産経営と生産物の処理の権利を有する」(第十六条第一項)として農家の農地請負経営権に関する権利が公認され、「農家請負を通じて取得した農地請負経営権を法律に従って転包(また貸し)・リース⁴³・転讓(讓渡)・互換(換地)あるいは他の方法で流動化することができる」(第三十二条)ことになった。また、「農地請負経営権を転包(また貸し)・リース・転讓(讓渡)・互換(換地)あるいは他の方法で流動化する場合、当事者双方が書面契約を結ぶ必要がある。讓渡の場合は村集団の同意が必要であり、転包(また貸し)・リース・互換(換地)あるいは他の方法で流動化する場合に同意は必要ではないが、村集団に登録をする必要がある」(第三十七条)とされた。農家の農地請負経営権は法律で保障され、讓渡以外は村集団の制限を受けることなく農地請負経営権の流動化が農家の意思で行われるようになったのである⁴⁴。

2005年には『農村土地請負経営権流動管理方法』が公布され、農地請負経営権流動に関する当事者の権利、流動方式、流動契約の締結、流動管理などに関して詳細な規定が定められた。一部の農村土地請負経営権流動契約書は以下の内容を含む必要がある。「①農地流動化に関わる双方の氏名・住所、②流動した農地の面積・位置・質、③契約期間及び開始・終了年月日、④流動方式(転包・リース・転讓・互換・その他)、⑤流動した農地の用途、⑥双方の権利と義務、⑦地代と支払い方法、⑧契約終了後農地上の施設に対する処理方法、⑨違約責任」(第二十三条)などである。その後、農地流動化はこの『管理方法』を遵守するかたちで展開し、農地流動化を巡る紛争発生を抑制するという点でも大きな効果をあげている。2007年には農地請負経営権を物権として公認する『物権法』が公布された。農家の「農地請負経営権は農業生産の権利だけでなく、占有、使用、収益など自由に処分できる」権利となった(第二百二十五条)。また、農家は『農村土地請負法』の規定に従い、残存する請負期間を超えない範囲で、転貸、交換、讓渡などの方式を通じて、土地請負経営権を流動化することができる」(第二百二十八条)ようになった。これは農地流動化の推進にとってもプラスにはたらくことになった。

こうした法律のほか、2005年と2006年の『一号文件』は「法律に則り、農家自らの意思で有償による農地流動化を推進し、適正規模経営を展開する」と従来の論調と同じであったが、2008年の中国共産党17期3中全会で公表された『農村改革發展を促進する過程における若干

⁴³ 転包は、村集団の農家への農地の賃貸借。リースは、違う村集団の農家への農地の賃貸借である

⁴⁴ 農村土地請負経営権轉讓(讓渡)とは、自家の請負農地の請負経営権(物権性質)を讓渡することである。結果として、讓った側はその農地の請負経営権を喪失し、請け負った側はその農地の請負経営権を獲得する。そのため讓った側は請負農地の所有者—村集団—と請負契約を解約する必要がある一方、請け負った側は村集団と請負契約を締結する必要がある。つまり、轉讓(讓渡)を通じた農地請負経営権流動には、村集団の同意が必要なのである(http://www.mlr.gov.cn/tdsc/lltt/201005/t20100531_720574.htm 中国国土資源部 HP「農村土地請負経営権流轉的法律思考」2010年5月31日)。

の重大な問題に関する決定』は大きな変化をもたらした。「土地請負関係の長期不変を前提に、農家経営の集約化レベルを高め、農家間の協力関係を強め、農地を効率的に集積し、適正規模経営の展開を図るべき」だとし、「土地請負経営権流動化市場を設立し、法律に則り、農家自らの意思で有償による、様々な形態で農地請負経営権を流動化させ、多様なタイプの適正規模経営を形成する」とした。これを受けて、2009年と2010年の『一号文件』は「政府の農地流動化に対する管理とサービス組織の設立」、「政府の農地流動化に対する管理とサービス機能の強化」を強調した。こうして、地域の実情に応じた適切な政策を地方政府が遂行し、農地流動化と大規模経営の展開が全国的に進められることになった。2012年の『一号文件』は食糧生産大規模経営に対して、さらに具体的な施策として、「食糧生産大規模経営に対する補助強化」、「食糧生産大規模経営に対する銀行からの融資強化」、「大規模経営の形成方法の革新を促進し」、「機械化を図るため、大規模経営の機械導入を促進する」ことを強調した。このような施策は地方政府に対して、大規模経営を支持する方向を明らかにするものであった。中国の農村労働力に占める非農業労働力の割合は2011年には49.0%となり、2012年の全国の農地流動化率は21.2%に達し⁴⁵、農地流動化によって形成された食糧生産大規模経営の平均経営面積も196.5ムーとなった。前の時期より、新段階における農地流動化と大規模経営の展開は急速に進んでいる。

第6節 現段階における研究の展開と生産力的視点の意義

(1) 農地流動化と大規模経営の展開に関する研究の新展開

法的な保障が完備されるに従い、多くの研究の関心は農地流動化の経済的条件の検討に移行した。農業労働力の流出が農地流動化の最も重要な要因であることが再確認され（邢〔88〕、賀〔26〕、呉〔85〕）、大規模経営の担い手は「高い教育水準」、「村での信認」、「高い社会的地位」を有する40歳以上が大半を占めていることが明らかにされた（張〔98〕）。また、農業技術の普及サービス（鍾〔106〕）や政府からの補助金（俞〔95〕）が「規模経営」の形成に大きな役割を果たしていることも指摘された。また、経営面積規模の拡大は田植機とコンバインの導入を必要とし、そのため金融機関から融資を受けられるかどうか大規模経営の成立にとって重要な条件となっている（董ら〔78〕）。

⁴⁵ 「2012年農村土地請負経営及管理情況」『農村經營管理情況』2013年第10期。

一方、農地流動化に不利な影響がある要因も指摘されている。農村地域の社会保障が不十分なため、中国では農家は土地を容易には手放さない傾向が強い。銭 ([59]) の研究は、他産業に従事するのは農閑期だけで、農業は廃止せず、農地を貸し出さないケースがあると指摘している。農家の農地への執着が強いため、貸借期間は通常、1年ないしは3~5年と短く、6年以上の契約は非常に少なく、地代水準も借り手が農地貸出農家と交渉した結果、決まることが明らかにされている(馬 [52])。転包費(地代)の上昇は借地農家の規模拡大志向を削ぐ可能性がある(青柳 [8])。『第一回全国食糧生産大規模農家と食糧生産合作社に対する調査』によると、2009年に地代は259元/ムーだったが、2012年までに455元/ムーに増加し、年間増加率は20.7%で、一部の大規模経営になる希望がある農家にとって、高すぎるということである⁴⁶。また、農業銀行などの商業銀行は農家や郷鎮企業を対象とする業務から撤退しており、農村信用合作社は制度上の農民のための金融組織だが、利潤追求が最優先され、農家の農業経営への融資には消極的である。その結果、農業および農村経済への金融支援は非常に貧弱で(嚴 [21])、農家が「規模経営」に成長するための資金調達は困難である。

だが、農地流動化と大規模経営の展開は前の時期より急速に進んでいる。そのため、以上のような不利の要因は大規模経営の展開にとって、想像されるほど大きな影響はないと考えられる。なお、形成された大規模経営の効率性に関する研究の展開もみられる。それは2つに分けられる。1つは大規模経営の優位論である。主なものは「改革開放」開始当初、農家請負経営制度による零細な経営の非効率性に対する批判に基づき(万 [80]、蘇 [72])、大規模経営には農業機械化の進展、労働生産性の向上、食糧価格の上昇による所得の増加などの優位性があるとするものである(謝 [86])。結論は、農業の近代化のためには、農地を集積し、規模経営を実現することだとする(李 [42])。それに対して、もう1つは大規模経営の効率の限界を指摘するものである。経営面積の拡大に伴う農業生産性の向上は限定的であり、特に、規模拡大は土地生産性の向上に対してプラスの影響を与えているとはいえないとする(銭 [57]、翁 [84])。近年の研究は大規模経営の生産性向上の要因に集中している。農村における人件費上昇の影響を受け、大規模経営の生産性の向上にとって大型機械の導入は非常に重要であり(周 [107])、優良品種の導入、生産管理の改善も重要な役割を演じている(姚 [94])といった指摘がされている。

⁴⁶ http://news.xinhuanet.com/politics/2013-03/24/c_115134740.htm 新華網 HP「全国食糧生産大規模農家と食糧生産合作社に対する調査にれば、1/10の農地を保有し、1/5の食糧を生産した」2013年3月24日。

(2) 生産力格差理論の検討と分析視角の設定

農業生産における大農の優位性に関する議論は、いうまでもなくカウツキーの『農業問題』(1899年)以来、展開されてきた。生産力の視点からの中国の「改革開放」以降の大規模経営に対する研究は、1980年代後半の「農村改革試験区」に対する研究に始まる。大規模経営は機械の導入を通じて、生産費を低減させ、生産力の向上を実現することができるとされた(菅沼[70]、田島[74])。それはマルクス経済学の実験的視点から経済の動向を検証するものであった。大規模経営は、最も重要な生産手段である農地の集積によって、農業生産力を向上させ、競争的に優位な立場に立ち、農業構造を変化させていく(日本では「農民層分解論」と呼ばれている)。日本で1970年前後に登場した「今村・梶井理論」は、「上層農の剰余(粗収益-第1次生産費)が下層農の稲作所得(粗収益-第1次生産費+家族労賃)を上回る」ことを確認した(今村[31]、梶井[36])。この生産力格差が大規模農家への農地集積を進めると考えられた。この指摘に基づけば、中国の大規模経営も生産力的に優位に立ち、農地を借り入れて規模拡大が進むと考えることができる。中国の統計では食糧生産大規模経営(2012年の定義)の全国実数に変化はなかった⁴⁷。本研究の調査地である安徽省では、2007年の食糧生産大規模経営の1農家当たりの経営面積は135.5ムー/戸だったが、2012年には226.3ムー/戸に増加した。しかし、安徽省における階層間の生産力の比較を行った研究によれば、2008年の生産費では、10~100ムー層が最も低く、100~500ムー層以上の方が高くなっていた。その要因は以下の3点である。第1は、農地が零細で分散しており、機械の利用に非常にマイナスの影響があったこと。第2は、農業生産条件の悪化である。水利施設・インフラ整備が不十分であり、農道は大型機械が通ることができない状態にある。第3は、投資の不足であり、金融機関から融資を受けられないことである(陳[13])。このうち、第1は重要な意味をもっている。つまり、借地で規模拡大を図っても農地が零細で分散していることによる生産の非効率性は無視できないということである。これは日本では、農地の「場所的不動性」と呼ばれている(生源寺[69])。農地は移動できないため、同じ面積であっても団地化した農地の利用率が高いということであ

⁴⁷ 1996年の『中国第一次全国農業センサス資料総合サマリー』(中国統計出版社、1998年)では、食糧生産大規模経営10ha(150ムー)以上層の経営面積が25.33万ha(379.95万ムー)、農家数は2.2万戸であった。ただし、2006年の『中国第二次全国農業センサス資料編』(中国統計出版社、2009年)では、その数字はなくなった。また、2012年の『全国第一次食糧生産大規模経営と合作社調査』(人民日報「第一回全国食糧生産大規模農家と食糧生産合作社に対する調査」『糧油倉儲科技通訊』2013年第2期)では、大規模経営が50ムーとされ、50ムー以上層の階層区分データが公表されていないため、比較することができない。

る（有本・中嶋〔3〕）。そのため借り手はできるだけ隣接の農地を優先して借り入れる。この行動パターンは中国黒竜江省における大規模借地経営の行動を通じて実証されている（董・菅沼〔78〕）。このような農地の零細性と不動性を克服するため、農地整備を通じて団地化した農地の貸借を促進する動き（日本における「圃場整備による大区画圃場の造成」と同じ動き）が中国で広がってきた。圃場整備によって大型機械の導入が容易となって、経営規模間の生産力格差は拡大し、大規模農家への農地集積が進んでいる。耕作条件の改善は貸し手となるべき農家の生産性の向上にも寄与するため、貸付地の供給が減少する可能性もある。また、生産性の向上が地代の上昇を引き起こし、借入の拡大を制約するかもしれない（有本ら〔3〕）。ただし、多数の経営を集めて一斉に農地を交換するため、組織によって集権的かつ統一的な農地の配分が実現し、効率的な資源配分が達成される可能性もある（有本・中嶋〔4〕）。坂爪ら（〔65〕）は中国山東省の野菜輸出企業の事例分析を通じて、農場が村から直接農地を借りていることを明らかにしている。菅沼（〔71〕）は浙江省の農場経営の事例分析を通じて、多角的企業経営（野菜・水稲生産販売）を行う農場の設立の基礎となる大面積の借地には、地方政府の土地基盤整備と村の協力は不可欠な条件であると指摘した。

なお、2009年の『一号文件』は「農地整備は団地化の原則に従い実施する」と規定している。まず、効率的な生産を実現するため、基本農地整理事業（国土資源部門が実施）を通じた農地の団地化を行う⁴⁸。その後、村民小組（生産隊）を1つ単位（200~300 ムーの農地を保有）として団地化した上での農地貸借によって大規模経営を形成する。また、農地整理事業以外でも、農地流動会社を通じて農地を団地化した上での農地貸借によって大規模経営が形成されている。今後、こうしたプロセスで形成された大規模経営が農業生産の主体となっていく可能性が高いと考える。そこで本研究では、現在の農地流動化推進政策の下での、政府の役割、村集団の役割、農家の行動を踏まえ、団地化した上での農地貸借（以下「団地借地」とする）と生産力格差という視点から調査研究を行うことにしたい。

⁴⁸ 「団地化」は中国語の「集中連片」の和訳であり、現在の零細分散な農地分布状態を打破し、農地を集積して経営することである。

第3章 農業労働力の流出と農地供給層の形成

本章では、最初に、調査地である肥西県の農地流動化の進展過程を辿る。次に、現段階における農業労働力の非農業への流出状況を踏まえ、非農業依存度が高い農地貸し出し世帯（離農者を含む）が安定的な農地供給層足り得るかどうかの検討を行う⁴⁹。そこでは、政府の農地流動推進政策と農家の世帯内分業に注目し、将来の農家の世代交代を視野に入れ、農地供出農家と自作農家の就業状況の比較を通じて、安定的な農地供給層の形成条件を考えていきたい。

第1節 肥西県の農地流動化の進展と現段階の新制度

肥西県は、安徽省の中部、淮河と長江流域の間に位置する。総面積2,168平方キロメートル⁵⁰、人口90.1万人である。農家数22.5万戸、農村住民81.9万人である。農村労働力は51.1万人で、うち農業労働力は20.9万人である。国家級食糧生産重点県に指定されており、耕地面積91.3万ムー、うち水田74.7万ムーである。二毛作地帯なので耕地面積を作付面積が上回っており、食糧栽培面積は123.7万ムー（稲作96.7万ムー、麦作22.4万ムー）である⁵¹。さらに、肥西県は2010年度安徽省県域経済審査評価⁵²で第2位、2011年には第1位になった県であり、安徽省のなかでも先進的な地域として位置づけることができる。

1980年代後半、沿岸部の経済成長に伴い、肥西県の農業労働力は徐々に沿岸部に出稼ぎに出て行った。その数は1986年の農村労働力の6.6%に当たる2.2万人だったが、1989年には、11.0%に当たる3.8万人まで増加した⁵³。その結果、耕作放棄地が発生することになる。1990

⁴⁹ 肥西県政府の資料によると、契約期間の最も長いものは「6年以上」であるため、本研究も安定的な農地供給層の貸借契約の期間を「6年以上」とした。

⁵⁰ そのうち、長江流域の面積が1,583平方キロメートル、淮河流域の面積が585平方キロメートル、巢湖水面面積100平方キロメートルである。

⁵¹ 『2012年肥西県統計年鑑』（肥西県統計局）による。

⁵² 省の各県の経済成長を推進するために、2008年から実施されている評価政策である。評価の基準は以下の通りである。1人当たりのGDP、1人当たりの財政収入、財政収入に占める税金収入の割合、1人当たりの固定資産投資額、卸売・小売総額、GDPに占める第2・3次産業の割合、単位国土面積当たりのGDP、農村住民1人当たりの所得、都市就業者1人当たりの賃金、1万人当たりの社会福祉機構のベッド数、1万人当たりの病院・クリニックのベッド数、都市と農村の最低生活保障の普及率、GDP増加率、GDPに占める外国投資者（香港、マカオ、台湾含）の投資額の割合、GDPに占める輸出総額の割合、百戸住民当たりの車保有台数、百戸住民当たりの電話台数、1人当たりの金融機構貸付金額、1人当たり都市固定資産と不動産の総額、1人当たりの科学・教育・文化・衛生の事業投資額、1人当たりの耕地面積、経済開発地域の単位面積当たりの投資額、単位面積当たりの幹線道路の長さ、耕地面積に占める有効灌漑面積の割合、基準内の汚染排出の割合、1万人当たりの中高学生人数、中小学校先生1人当たりの学生数、1人当たりの図書館書本保有量、1万人当たりの特許出願数。

⁵³ 同期の全国の農村労働力に占める非農業労働力の割合は19.8%から20.8%に増加した。

年に県政府は『合理的な農地調整と農家請負制の安定化に関する意見』を公布し、離農した農家の農地調整を行った。農地請負農家が農業を廃止した場合、村集団が請負農地を放棄地として回収し、他の農家に請け負わせることができるようになった。その後、1991年9月に上派鎮⁵⁴政府は、放棄地面積が1,358ムーに及んだため、請負農家から罰金100~200元/ムーを徴収し、年内に耕作を回復するように指令した。耕作が回復されない場合は、当該農家の請負経営権を剥奪し、他の農家に与えるとした。その結果、1994年には、譲渡を通じて流動化した農地は256ムーとなる。これは肥西県における農地流動化の出発点とすることができる。

1995年に肥西県では第二次農地請負が行われた。中央政府の指示に従い⁵⁵、1998年10月までに「農地請負契約書」194,630部、1999年6月までに「農村集団土地請負経営権証明書」194,630部が農家に交付された⁵⁶。こうして第二次農地請負が定着した。2000年に県政府は『肥西県における農村土地請負経営権流動管理方法』で「農村土地集団所有と農業用途を変えずに、国の法律・政策に従って、農家の意思で有償による、請負農地を転包（また貸し）・転譲（譲渡）・リース・入股（出資）等の方法で他の農家に流動し、経営させる」ことを支持した。その結果、2004年5月までに流動化した農地面積は121,006ムー（当時の農地面積の9.5%）に達した。そのうち農家の間で流動化した農地面積は103,389ムーで85.4%を占める⁵⁷。農家の間の農地流動は、契約期間は1~3年、あるいは期間が定められていないのが一般的であり、書面契約を締結した面積は僅か11,075ムーで、全体の10.7%でしかなかった。

2008年10月の中国共産党17期3中全会で公表された『農村改革発展を促進する過程における若干の重大な問題に関する決定』の指示に従い、2008年11月に肥西県は農地流動化を推進するため『農村土地請負経営権流動に関わる二十条』を公布した。そして、2009年の『一号文件』の「政府の農地流動化に対する管理とサービス組織の設立」の指示に従い、肥西県農地流動サービスセンターが設立され、同時に、各郷鎮において郷鎮レベルの農地流動サービスセンター、各村においても農地流動サービスステーションが設立された。県農地流動サービスセンターの主要な機能は、①農地請負政策公布・解説、②法律と政策の宣伝・広報、③農地流動サービスセンターの制度・規定の修正、④郷鎮の農地流動サービスセンターの職員に対する訓練・指導・評価、⑤農地流動化情報の公布・管理、⑥農地流動化に関する紛争の調停と仲裁、

⁵⁴ 肥西県の管轄下の14郷鎮の1つである。

⁵⁵ 1999年1月に国務院は『1999年農業と農村工作を完備する意見』を公布し、「第二次農地請負は必ず1999年までに全国で達成する。…農地請負契約書と農地請負経営権証明書は全ての農家に発行すべきである」と強調した。

⁵⁶ 『肥西県誌（1986~2005年）』によると、1995年の農家数は198,603戸、請負農地面積は985,566ムーである。

⁵⁷ 他の部分は農家と企業との間の借地であり、17,617ムーである。

⑦農地流動化データの管理と市・省政府への伝達、⑧農地流動化契約に関する審査と管理である。一方、郷鎮の農地流動サービスセンターと村のセンター・ステーションは具体的な作業を担当する。図 3-1 が示すように、肥西県における農地流動化は以下のようなプロセスで行われている。農地を流動化させる場合、貸し手と借り手の希望者双方が郷鎮の農地流動サービスセンターに申請書を提出し、登記手続きを行った後、借り手が審査を受け、地代支払い能力と投資能力の確認を受けた後、双方が紹介され、契約書を 4 部を作成して契約を締結する。4 部の契約書は貸し手、借り手、郷鎮の農地請負流動サービスセンター、村集団（農地所有権ある）が 1 部ずつ保有し、郷鎮の農地請負流動サービスセンターと村の農地請負流動サービスステーションが契約書を公文書として保存される⁵⁸。

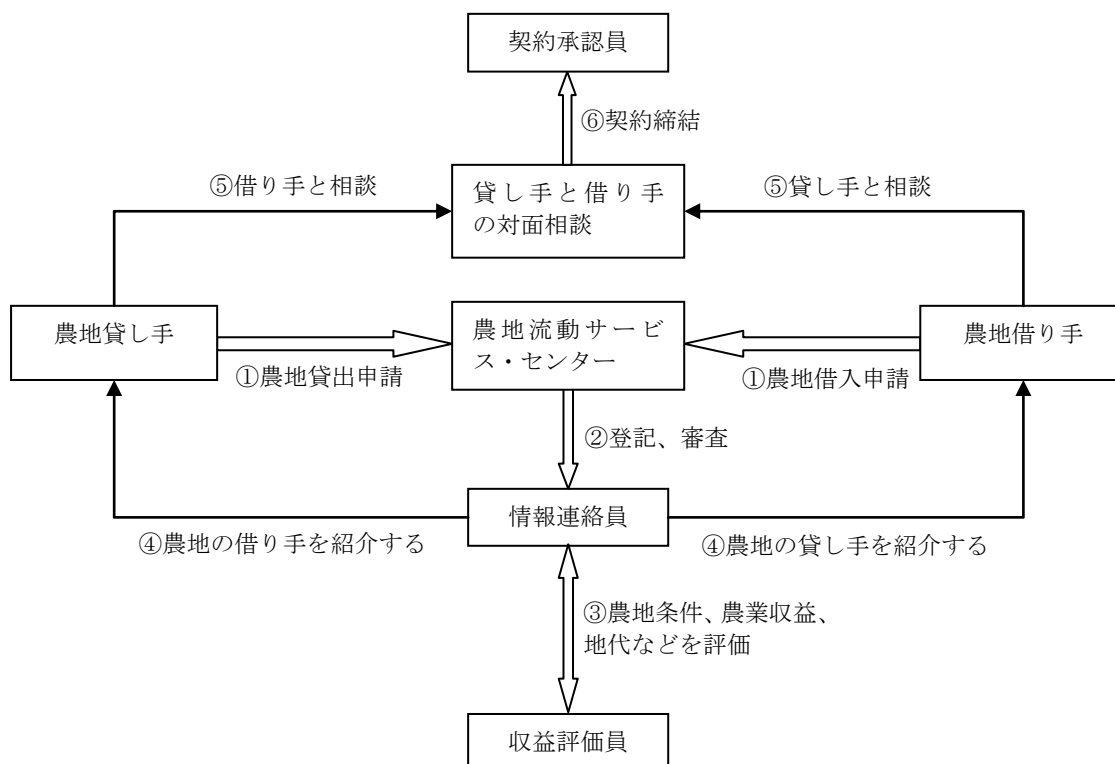


図 3-1 肥西県における農地流動プロセス

出所：肥西県農業委員会の資料により筆者作成。

以上の農地流動化プロセスは 2005 年の『農村土地請負経営権流動管理方法』に従うものである。『農村土地請負法』と『農村土地請負経営権流動管理方法』によって農地の貸借の意思決定主体は農地貸出農家となり、大規模経営の存立は、農家から安定的な農地供給を受けること

⁵⁸ 農地流動プロセスは実情に応じて行うことができる。例えば、農地流動化を行う場合、貸し手と借り手が以前からの知り合いであれば、プロセス④は不要とされる。

ができるかどうかで決まるようになった。農家の意思が農地流動化を直接左右するようになったということである。農家が農地を提供する行動は農家の利潤最大化によって決定される。Deininger ら ([38]) は農家行動を定式化し、農業生産性が高い農家は農地を求める。一方、農外賃金が上昇すれば、農業労働力が農外部門に流出し、農地を提供する⁵⁹。そこで、次節では、農家の所得構成が農業労働力の流出に与える影響を検討する。そして、農業の生産性の面から大規模経営（借り手）が形成される条件を検討する。

第2節 都市・農村住民所得の格差と農村労働力の非農業化

表 3-1 が示すように、肥西県の非農業労働力の割合は 44.7%から 59.1%へと 14 ポイント増加しており、全国よりも 10 ポイント高くなった。その結果、肥西県の都市・農村住民所得格差は 2.97 倍から 2.65 倍に縮小し、全国平均の 3.13 倍よりも小さくなっている。

表 3-1 肥西県の経済状況

単位：元/人・年

	非農業労働力割合		農村住民所得		都市住民所得		農地流動化率	
	2006 年	2011 年	2006 年	2011 年	2006 年	2011 年	2006 年	2011 年
全国	42.3%	49.0%	3,587.0	6,977.3	11,759.5	21,810.0	11.2%	17.8%
安徽省	41.7%	51.6%	2,969.1	6,232.2	9,771.1	18,606.1	10.3%	18.7%
肥西県	44.7%	59.1%	3,705.7	8,464.0	11,013.4	22,458.9	10.8%	32.6%

出所：中国統計局『中国統計年鑑』（2007 年版と 2012 年版）、國務院第二次全国農業センサスリーダーグループ弁公室・国家統計局『中国第二次全国農業センサス資料編』、『中国農業統計年鑑』（2007 年版と 2012 年版）、安徽省統計局『安徽省統計年鑑』（2007 年版と 2012 年版）、肥西県統計局『肥西県統計年鑑』（2007 年版と 2012 年版）、安徽省農業委員会資料、肥西県農業委員会資料から筆者作成。

注 1：肥西県の城鎮住民所得は肥西県を含む合肥市の数値である。

注 2：肥西県の 2006 年の農地流動化率はない。2008 年 8 月の数値である。

肥西県では、非農業労働力のうち出稼ぎ労働力は農業から完全に離脱するため、農地供給層の形成にとって重要な役割を演じている。そのため出稼ぎ労働力の動向に注目する必要がある。肥西県政府は 2006 年から 2007 年に肥西県政府は県内 14 郷鎮の 440 戸の農家を対象に『農村

⁵⁹ それに対する評価は、有本寛・中嶋晋作「農地の流動化と集積をめぐる論点と展望」（『農業経済研究』2010 年第 82 巻第 1 号 pp.23~35）を参照。

住民労働力転移状況調査』を行っている。これに基づいて肥西県の出稼ぎの状況をみることにしよう。

表 3-2 肥西県における 2006 と 2007 年の出稼ぎ労働者の就業状況

単位：人、元/人

年		労働者 ①	出稼ぎ労働者 ②	第 1 次産業 ③	第 2 次産業 ④	第 3 次産業 ⑤
2006	人数	1,289	395	5	159	231
	所得			9,000.0	9,133.0	7759.5
2007	人数	1,359	413	5	168	240
	所得			9,800.0	12,714.3	11,693.8

出所：肥西県農業委員会の資料から筆者作成。

注 1：人数は、②=③+④+⑤。

注 2：「第 1 次産業③」、「第 2 次産業④」、「第 3 次産業⑤」については脚注 60 と同じことである。

『肥西県統計年鑑』によると、農家の 1 人当たりの年間農業収入は 2,736 元 (2006 年)、2,763 元 (2007 年) だが、出稼ぎ労働力の 1 人当たり年間賃金収入は、表 3-2 にあるように、出稼ぎ先が「第 1 次産業」の場合は 9,000.0 元 (2006 年)、9,800.0 元 (2007 年)、「第 2 次産業」は 9,133.0 元 (2006 年)、12,714.3 元 (2007 年)、「第 3 次産業」は 7,760 元 (2006 年)、11,693.8 元 (2007 年) となっている⁶⁰。「第 1 次産業」の出稼ぎ賃金収入でさえ自家農業収入の 3 倍以上となっており、2006 年から 2007 年にかけて出稼ぎ所得も大きく増加している。また、「第 2 次産業」と「第 3 次産業」の収入の増加は「第 1 次産業」よりも大きかった。そのため 2006 年より 2007 年に増加した出稼ぎの 18 人は「第 2 次産業」と「第 3 次産業」にそれぞれ 9 人となった。

次に出稼ぎ先別の 1 人当たり所得をみると、肥西県内は 7,215.8 元 (2006 年)、8,811.4 元 (2007 年)、合肥市の都市部は 7,921.3 元 (2006 年)、12,959.0 元 (2007 年)、他省は 8,748.1 元 (2006 年)、12,082.4 元 (2007 年) と、2006 年から 2007 年にかけて増加している。特に合肥市の都市部と他省の所得が大幅に増加した。こうした所得の格差を反映して、表 3-3 にあるように、出稼ぎ労働力の流出先は、合肥市の都市部は 140 人 (2006 年) から 156 人 (2007 年) に、他省は、181 人 (2006 年) から 199 人 (2007 年) へと増えている。また、2008 年時点の出稼

⁶⁰ 中国国家统计局の『三次産業区分規定』(2003 年 5 月 14 日)によると、第 1 次産業は農林牧漁業とそれに関するサービス業で、第 2 次産業は、鉱業、建築業、製造業、電力・ガス・水に関する生産と供給を行う産業で、第 3 次産業は第 1 次産業と第 2 次産業以外の産業で、以下の全てを含む。交通輸送、倉庫保管・郵便、情報伝達、コンピューターサービスやソフトウェア産業、卸売・小売業、宿泊施設や外食産業、金融、不動産、レンタル、ビジネスサービス、科学研究、技術サービス及び地質探査、水利、環境、公共施設管理、居住者へのサービスやその他のサービス、教育、保健、社会保障、社会福祉、文化、スポーツ、娯楽、行政や社会組織、国際機関。

ぎ先についての意向をみると、合肥市の都市部と他省への出稼ぎを望む人数がそれぞれ 181 人と 203 人に増加している。こうした都市部と安徽省以外への農業労働力の流出趨勢は安定的な農地供給の増加に重要な影響を与えることになると考えられる。

表 3-3 肥西県における 2006~2007 年の出稼ぎ労働者の流出先・所得と 2008 年の流出先の意向
単位：人、元/人

年		労働者 ①	出稼ぎ労働者 ②	肥西県内 ③	合肥市内 ④	合肥市都市部 ⑤	安徽省の他市 ⑥	安徽省内 ⑦	他省 ⑧	その他 ⑨
2006	人数	1,289	395	52	3	140	17	212	181	2
	所得			7,215.8	6,333.3	7,921.3	7,352.9	7,680.2	8,748.1	-
2007	人数	1,359	413	35	2	156	19	212	199	2
	所得			8,811.4	7,250.0	12,959.0	6,978.9	11,684.4	12,082.4	-
2008	意向人数	-	-	43	2	181	12	238	203	-

出所：肥西県農業委員会資料から筆者作成。

注 1：人数は、⑦=③+④+⑤+⑥。②=⑦+⑧+⑨

注 2：労働力の流出先は、県内が肥西県域（合肥市に管轄される）、合肥市の他県は肥西県を除く合肥市の他県、合肥市の都市部は肥西県の所属都市の都市部、安徽省の他市は安徽省の中における他の都市、他省は安徽省外、とした区分を行った。

出稼ぎによる農業労働力流出の結果、農業を廃止して農地を貸し出す農家は継続的に増加している。2008 年 8 月の農地貸出面積は 98,000 ム²、肥西県の農地総面積 897,180 ム²の 10.8% を占めるようになった（後出表 3-5 参照）。

第 3 節 肥西県における農地流動化推進施策と農地供給の増大

（1）肥西県の農地流動化推進施策

肥西県では出稼ぎ労働力の増加によって農地流動化が進展している状況を踏まえ、県政府は食糧生産重点県として食糧生産の効率化を推進していく必要があるとして、2008 年 11 月に農地流動化の推進のために『農村土地請負経営権流動に関わる二十条』を公布した。そこに記さ

れている農地貸出農家への優遇政策は次の3点である。

第1は、非農業への就業率を高めるため、農村労働力に対して、農業以外の産業に関わる知識・技術などを中心とした職業訓練を実施することである。肥西県では「農村労働力転移訓練陽光プロジェクト（陽光工程）」に基づいてこれを実施してきた⁶¹。表3-4に示すように、2004年以降、職業訓練を受けた農村労働力は毎年3,000~4,000人前後で、訓練を受けた者のなかで、農業から非農業へ移行した割合は90%前後に達している。職業訓練を行う機関は2004年当初は3組織だったが、2011年には12組織と4倍に増えている。2012年までの9年間に約3.4万人の労働力が訓練の対象となった。職業訓練は農業労働力の農業以外の部門への従事を容易にしておき、農業所得よりも高い所得が得られるようになった。農家所得の増加を目指すだけでなく、農業所得への依存度の低下を通じて、農地貸出の増加を目指す政策として機能していると考えられる。

表3-4 肥西県における農村労働力に対する職業訓練（2004~2012年）

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
訓練機構数（個）	3	6	7	8	9	7	8	12	-
計画訓練人数（人）	3,500	3,000	4,000	3,400	3,400	3,400	3,450	5,240	4,400
実際訓練人数（人）①	3,548	3,021	4,307	3,402	3,420	3,471	3,501	5,309	-
移行人数（人）②	3,324	2,848	3,807	2,892	2,895	3,055	3,288	5,094	-
移行率（%）②/①	93.7	94.3	88.4	85.0	84.6	88.0	93.9	96.0	-

出所：肥西県農業委員会資料により筆者作成。

第2は、農地の借り手の審査を前提とした地代の前払い制度と農地流動リスク保証金制度（借り手と政府が年間の総地代（地代×面積×契約期間）の5%ずつ合計10%を出資する）の創設である。農村地域は社会保障が不十分なため、農家は農地を生活保障の手段と考えている。そこで肥西県政府は農家を安心させるため、毎年、耕作する前に、地代を前払いする。また、万が一、借り手が契約を履行しなかった場合、リスク保証金を農地の貸出農家に支払うというものである。次章で詳しくみるが、農地流動リスク保証金は地代前払い制度と新規の機械投資とともに、「団地借地」による大規模経営の形成にとって、資金制約となっている。農地貸借の前に、政府が農地の借り手に対して行う審査は、こうした資金力を有しているかどうかに関するもの

⁶¹ 「農村労働力転移訓練陽光プロジェクト（陽光工程）」とは、農村労働力の移動のため、2004年から中央政府の提唱に基づき、中央政府と地方政府が共同で予算を投じて行っている非農業の就業訓練である。

である。

第3は、2004年以降、食糧生産農家に対しては中央政府から食糧生産補助金、良質種子補助金、農業生産資材補助金が支払われているが⁶²、農地を貸出してもこの支給が継続されることである。この補助金が農家の農地貸出に与える影響については意見が分かれている。曹ら（〔11〕）は中国中部の6省⁶³について分析を行い、補助金は農家の食糧生産の積極性を高め、農地の貸出意思を弱め、地代を引き上げる役割を果たしているとした。一方、李（〔40〕）は安徽省5県の調査研究を通じて、一般的に、各農家が受け取る補助金は毎年100元/ムーに過ぎず、農家所得に占める割合も極めて低く、影響は限定的であるとする。筆者の調査した肥西県の補助金の総額は概ね100元前後/ムーだが、地代上昇の要因となっているとは言えない。その理由は、以上の3つの補助金は中央政府から支給される資金であり、直接農家の銀行口座に支払われるため補助金が地代として認識されていないからである。

（2）肥西県における農地流動化の進展

以上のような政策の後押しを受けて、表3-5にあるように肥西県の農地流動化は大きく進むことになった。この表から次の4点を指摘できる。

第1は農地流動化の著しい進展である。農地貸出農家の数は、農地流動化推進政策の公布の3ヶ月前の2008年8月は1.8万戸だったが、2012年12月にはほぼ3倍となり、5.3万戸を超えた。農地貸出面積も9.8万ムーから32.8万ムー以上と3倍以上に増大した。特に、6年以上の長期契約の面積（安定的な農地供給）が4倍に、50ムー以上の大規模経営の借入面積が2倍に増えたことは、農業労働力の流出と政策の総合的な影響であると考えられる。

第2は農地貸出農家数の増加の一時的な鈍化である。2009年12月から2010年6月にかけて1.1万戸も増加したが、それに続く2半期の増加数は9,000戸、2,000戸と大きく減っており、特に2011年下半期の農地貸出農家数は減少した。これは政策に反応した農家には一定の限度があることを示している。しかし、2012年に入って、鈍化の趨勢は変化し、半年当たり約4,000戸のペースで再び増加しており、もう一段の変化が進んでいると考えられる。

表3-5 肥西県における農地供給層の増加

単位：戸、ムー

時期	農地貸出農家数	貸出農地面積	契約期間6年以上の面積	50ムー以上経営の
----	---------	--------	-------------	-----------

⁶² 3つの補助金の総額は約59元/ムー（『中国農業発展報告2011年』90頁）だが、食糧生産地には手厚く配分されており、70~80元/ムー前後の地域が少なくない（池上彰英『中国の食糧流通システム』p152）。

⁶³ 山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南の6省である。

				借入面積
2008年8月	18,000 (9.5%)	98,000 (10.8%)	35,000 (35.7%)	-
2009年12月	23,253 (12.8%)	128,991 (14.8%)	82,065 (63.6%)	116,706 (90.5%)
2010年6月	34,648 (22.3%)	206,366 (25.7%)	107,170 (51.9%)	154,119 (74.7%)
2010年12月	43,384 (23.7%)	219,784 (25.0%)	119,002 (54.1%)	183,469 (83.5%)
2011年6月	45,473 (23.7%)	290,114 (32.2%)	130,805 (45.1%)	192,018 (66.1%)
2011年12月	45,299 (23.5%)	293,116 (32.6%)	140,869 (48.1%)	200,302 (68.3%)
2012年6月	49,378 (26.1%)	302,530 (33.9%)	154,470 (51.1%)	208,272 (68.8%)
2012年12月	53,640 (27.9%)	328,797 (36.0%)	145,231 (44.2%)	247,185 (75.2%)

出所：肥西県農業委員会の資料から筆者作成。

注：各欄の括弧の意味は、2列目は総農家に占める農地貸出農家数の割合、3列目は総農地面積に占める貸出農地面積の割合、4列目は貸出農地面積のうち契約期間6年以上の面積割合、5列目は貸出農地面積に占める50ムー以上の経営の借入面積の割合。

第3は、契約期間が6年以上の面積が占める割合は2009年12月に最大63.6%となった後は40~50%の間で安定している。つまり、契約期間が6年以上の契約は一定の割合にとどまっているということである。農業労働力の流出と政策の施行は確かに貸出農地面積を増加させたが、長期契約での農地貸出を増加させるまでには至っていない。

第4は、50ムー以上の大規模経営に集積された面積が増加していることである。流動化した農地面積に占める割合は2011年6月が最も低かったが、2011年下半年からは増加している。50ムー以上の大規模経営への農地集積が進展しているのである。

以上のように、肥西県における農業労働力の流出と政策の後押しを受け、農地流動化は全体的に大きく進んでいる。特に当初は、農業労働力の流出によって膨らんでいた潜在的な貸出希望農地が顕在化し、長期契約での大規模経営への集積が進む結果となった。その後、2010年の後半になると農地貸出農家数の増加のペースは落ちてくるが、貸出農地面積は再びペースを上げて増加し、大規模経営である50ムー以上層への農地集積も進んでいる。形成された大規模経営は高い生産力を通じて、下層農である自作農家の農地を集積し続けていくと考えられる。ただし、長期契約での農地貸出となっていない要因は別にある。農地が長期契約で安定的に貸し出されるか否かは、第一義的には農家世帯員の年齢構成と家族員の就職構造によって決まるからである。そこで次節ではこの点を詳しくみることで農地供給層の形成条件を検討していき

たい。

第4節 農地供給層の形成—年齢別にみた世帯構成と世代交代—

世代交代が農地流動化に与える影響を分析した林（〔47〕）は、非農業に就業する農家労働力の世代交代の影響を考察し、子供がいる農家は世帯主夫婦が非農業に就業する可能性が高いが、世帯主が高齢になるとその可能性は低下し、最終的に世代交代が行われると世帯主は非農業から帰村してしまうと指摘した。ただし、世帯主が帰村後に農業に戻るかどうかまでは分析されていない。この研究に基づいて周ら（〔109〕）は農家の農地貸出行動の計量分析を行っているが、農家分類は世帯主の年齢によるもので世帯員の正確な就業状況を反映したものではなく、非農業への就業も安定的かつ恒常的な勤務と不安定的な臨時雇いの違いが区別されていないという問題があった。また、比較対象として自作を継続している農家を分析する必要があると考える。そこで本節では、世帯内の分業構造と世帯主の年齢を考慮した世帯構成に注目し、将来的な世代交代も視野に入れながら、農家が農地を貸し出すメカニズムを検討することにした。

ここで用いるのは 2011 年 8 月に筆者が行った調査の結果である。調査は、①肥西県の農業委員会に県内の農業生産・農業労働力の流出・農地流動化の状況と政府の推進政策について聞き取り調査を行い、②各郷鎮の農地流動化状況を踏まえ、農地の借り手と同時に、借り手に農地を貸している貸し手、貸し手と同じ村に住む自作農家から聞き取り調査を行った。ここでは、農地貸出農家 10 戸と自作農家 7 戸の調査結果を用いて安定的な農地供給層の形成条件を分析することにした⁶⁴。

（1）農地貸出農家が継続的に貸付ける可能性

調査した 10 戸の農地貸出農家を世帯主の年齢順に示したのが表 3-6 である。⑨番農家と⑩番農家では、世帯主が高齢であるため息子が実際の世帯主の役割を演じている。表からわかるように、10 戸の農地貸出農家の家族世帯員 1 人当たりの非農業所得は全て肥西県の農村住民 1 人当たりの年間所得 7,097 元（2010 年当時）より高い。農家は必ず農業以外の産業から十分な所得を得ており、農地を貸し出すと考えられる。また、ほとんどの農地貸出農家は 2008 年の農地流動推進政策の公布以降のものである。

⁶⁴ 調査方法については、まず大規模経営（借り手）を選び、そして、借り手の紹介を通じて対応する貸し手を調査し、最後に、貸し手と同じ村出身の自作農家を調査する。

表 3-6 農地貸出農家の世帯構成と就業状況

単位：ムー、年、元/人

農家	貸出面積	貸出開始年	期間	就業世帯員	無就業の世帯員	世帯員1人当たり非農業収入
①	11.0	2009	5	主 70 小パ、子 29 高自、子の妻 24 高自	妻 67 未、孫 6	11,440
②	5.0	2009	15	主 60 小パ、 <u>子 27 中定</u> 、子の妻 27 中定	妻 56 小、孫 5	10,800
③	9.0	2009	15	主 67 中パ、妻 62 小パ、 <u>子 27 中自</u>		12,400
④	6.0	2009	15	主 58 中定、子 27 高定、子の妻 25 中自		26,800
⑤	8.0	2009	15	<u>主 58 中自、次男 25 中自</u> 、長男 27 高定、 長男の妻 27 高定	母 83 中、妻 55 中、孫 5	15,429
⑥	6.0	2010	15	主 50 専定、 <u>妻 48 中短</u> 、娘 25 大定、子 22 大定	母 70 小	16,320
⑦	5.7	2010	5	主 49 高定、妻 47 中短、 <u>子 18 高短</u>	娘 22 教	12,000
⑧	5.0	2010	4	主 43 高定、妻 40 中短	子 18 教	8,800
⑨	2.4	2006	1	子 38 中短、子の妻 35 中短	主 70 未、母 68 未、孫 12	9,600
⑩	1.8	2009	5	子 35 中定、子の妻 27 中定	主 60 小、妻 61 未、孫 7	10,800

出所：農家からの聞き取り調査から作成。

注：世帯員の表示は、「統柄+年齢+学歴+就業類型」である。統柄の「主」は世帯主を指す。学歴は、「未」は教育を受けていない、「教」は就学中、「小」は小学、「中」は中学、「高」は高校、「大」は大学、「専」は大専である。就業類型は、「パ」はパート、「自」は自営業、「短」は短期雇用（1~5年）の仕事、「定」は安定的に恒常的な勤務。

世帯主が高齢の農家は長期（15年）の契約を締結する可能性が高いと考えられる。②番農家と③番農家はこのタイプである。世帯主が高齢で、農作業をするだけの体力がないため、離農してパートで僅かな所得を稼ぐだけで、必要な生活費は子供からの仕送りで賄っている。このタイプの農家は今後とも農地を安定的に貸し続けるだろう。

そして、注目したいのは非農業就業の安定性である。非農業に従事する家族員が自営業に従事するか、安定的な就業状況にあることが農地貸出農家に共通する点である。表 3-6 をみると、長期（15年）契約を締結した農家②~⑥の家族員は、自営業あるいは安定的な勤務状態にある。

特に、農家の家族員は一般的に 50 代の世帯主世代と 20 代の次世代という組み合わせのであり、これに該当するのが④~⑥番農家である。この 3 戸の農家の就業中の世帯員 11 人のうち、高校卒業以上の学歴を有する者は 6 人、3 人が非農業の職業訓練を受けている（表 3-6 の影が付いている人がこれに該当する）。詳しい就業状況を見ると、④番農家は、息子は市政府機関の公務員で、息子の妻は都市部において服飾店を営んでいる。息子夫婦の年収は 7.2 万円である。⑤番農家は、世帯主と次男は職業訓練を受けて鎮内でレストランを開業しており、年間所得は 6 万円である。長男と長男の妻は他の省で会社員として勤めており、年間賃金は 4 万円である。⑥番農家は、世帯主は村民委員会の会計士、妻は鎮内の製造業の短期雇用の仕事に就いている。世帯主夫婦は年間約 2 万円の収入がある。娘は大学を卒業してから市内の通信会社に勤め、息子も大学を卒業した後、他の省の IT 会社に勤務している。このような④~⑥番農家の世帯員は高い所得を得られる第 3 次産業に就業している人が多い。その結果、彼らの所得は肥西県の農村住民の平均所得の 2~3 倍あり、農業所得がなくても生計が成り立っている。こうした農家は安定的な農地供給層として定着していく可能性が高いと考えられる。

家族員が短期雇用で働いているタイプの農家の⑦番農家、⑧番農家、⑨番農家は農地の長期貸出を希望する者がいない点が特徴である。自分たちが非農業に長期間従事できないと考えているからである。そのため農地貸し付ける場合も短期契約を選ぶ傾向がある。このタイプの農家は、40 歳前後の世帯主世代が 10~20 代の次世代の教育と両親の扶養という責任を抱えており、できるだけ高い所得が得られる非農業に従事する傾向にある。だが、その主な仕事は第 2 次産業である製造業（⑦番農家の妻の月給は 1,200 元、⑧番農家の妻の月給は 1,400 元）、または建築業であり（⑨番農家の息子夫婦の年間賃金は総計約 4.8 万円）、家族員 1 人当たりの所得は他の農地貸出農家と比べて低く、雇用も不安定であるため、長期の農地貸出にはなっていない。だが、⑦番農家と⑧番農家の次世代は大学教育を受けており、将来、農業に戻る可能性は極めて低く、世代交代によって離村する可能性が高い。⑨番農家は、農外就業機会が乏しくなれば農作業に戻る可能性が高く、安定的な農地供給層となる可能性は低い。

最後に、①番農家と⑩番農家を見ると、主な労働力は 30 歳前後であり、①番農家の息子は都市部において自営業を営み、年収 3.6 万円であり、⑩番農家の息子夫婦は他の省で、それぞれ料理人と会計士として勤めており、2 人合わせた年間賃金は 5.4 万円である。このような安定的な自営業または安定的な勤務となっている世帯員がいる農家では、農地貸出の契約期間は長くはないが、将来も契約更新を通じて農地を貸し続ける可能性が高く、安定的な農地供給層と考えられる。

(2) 自作農家の農地貸出農家への転化の可能性

世帯主の年齢順で表 3-7 に示した 7 戸の自作農家は、農家の主要労働力が農作業と非農業の両方に従事している点が共通するが、非農業のみに従事する世帯員の違いによって 2 つの類型に分けることができる。1 つは①番農家と②番農家である。非農業のみに従事している世帯員がおり、1 人当たりの非農業収入は相対的に高い。もう 1 つは③~⑦番農家である。農業から離脱した世帯員が全くいないタイプである。

①番農家と②番農家は 60 歳前後の世帯主世代と 30 歳前後の次世代で構成されている。世帯主は「まだ高齢ではなく、農業は自分でした方が有利」という理由で農業を行っている。つまり、限られた農家労働力を最大限に活用して、農家所得を最大にしようとする農家の特徴が現れている（大島 1993）⁶⁵。だが、次世代は農業をせず、都市部や他の省に出稼ぎに出ている。①番農家の長男夫婦は都市部のスーパーで働いており、年収 4 万元がある。次男は他の省で会社員として務めていて年収は約 3 万元である。②番農家では、長男夫婦は都市部の会社の勤務に勤めており、2 人合わせた年収 3.6 万元である。次男は都市部の理髪店で雇われており、年間賃金は 1.2 万元である。世帯員 1 人当たりの非農業収入は、①番農家が 1.2 万元強、②番農家が 8,750 円で、肥西県の農村住民所得 7,097 元/人より高く、農地貸出農家とほぼ同水準であり、農業所得への依存度は低い。そのため世帯主の高齢化によって農地貸出農家に転じる可能性が高いと考えられる。だが、世帯員の就業先はほとんど短期雇用であるため、農地貸出農家の⑨番農家と同様、農地貸出農家に転じたとしても、安定的な農地供給層にはならないだろう。

③~⑦番の農家では、農家の主要労働力である世帯主は主にパート（主に農繁期の臨時雇用、または電気工、木材工などとして雇われ、年収 2 万元前後）で農外産業に従事する。それらの農家の労働力は 40 代前後の夫婦だけで、無就業である高齢の両親と就学中の次世代がいるため、1 人当たりの非農業収入は肥西県の農村住民 1 人当たりの所得よりも低い。かつ、高齢の両親の扶養費と次世代の教育費を賄うために、少額とはいえ農業所得は必要不可欠なのである。そのため、農業経営を廃止して農地供給層になるとは考えられない。そのうち、⑦番農家の世帯主は村主任だが、年間賃金は 1 万元未満で、妻は鎮内のレストランで働いているが、年間賃金は 1.8 万元なので、1 人当たりの所得は 5,520 元と低い水準にとどまっている。今後、このタイプの農家は農地供給層になるかどうかは不確定である。

⁶⁵ 大島一二『現代中国における農村工業化の展開—農村工業化と農村経済の変容』筑波書房、1993 年、p127。

表 3-7 自作農家の世帯構成と就業状況

単位：ムー、元/人

農家	面積	農業所得	農業専従	農業も非農業も従事	非農業専従	非農業収入	無就業の世帯員
①	6.7	7,721.1	妻 59 未	主 63 小パ	長男 32 中短 長男の妻 29 中短 次男 27 中短	12,500	孫 5
②	6.0	3,736.0		主 55 中パ	長男 26 高定 長男の妻 23 中短 次男 23 中短	8,750	妻 55、孫 4
③	5.8	3,807.8	妻 50 小	主 50 小パ		5,000	母 84、子 12
④	2.8	2,311.0		主 44 小パ		4,000	妻 39、長女 17、次女 11、子 1
⑤	4.0	3,816.0		主 43 中漁 妻 38 中パ		3,667	父 68、長女 16、次女 10、子 8
⑥	6.0	7,780.0	妻 41 中	主 41 中パ		4,000	母 64、娘 18、子 10
⑦	8.0	8,116.0		主 36 専定 妻 34 中自		5,520	母 64、息子 12、息子 12

出所：農家からの聞き取り調査から作成。

注 1：非農業収入は農家世帯員 1 人当たりの非農業収入。

注 2：世帯員の表示は、「続柄+年齢+学歴+就業類型」である。続柄の「主」は世帯主を指す。学歴は、「未」は教育を受けていない、「教」は就学中、「小」は小学、「中」は中学、「高」は高校、「大」は大学、「専」は大専である。就業類型は、「パ」はパート、「自」は自営業、「短」は短期雇用（1~5 年）の仕事、「定」は安定的に恒常的な勤務。

以上の分析によって、農地供給層となる農家は農家家族員の年齢構成と就業構造と密接に関係していることがわかった。詳しくは以下の通りである。

第 1 に、60 歳前後とそれ以上の世帯主と 30 代の次世代がいる農家の場合、農地を貸し出すかどうかは世帯主の意思によって決まる。世帯主が農業をするだけの体力がなくなると農地を貸し出す可能性があると考えられる。

第 2 に、50 代の世帯主と 20 代の次世代がいる農家の場合、農地の貸出は家族員の就業構造

によって決まる。安定的な勤務、短期的な雇用、臨時的なパートという就業状況の差が、安定的な農地供給層、短期間の農地供給層、自作農家という違いをもたらしている。就業構造を決める要因は世帯主の教育水準と職業訓練である。教育水準が低く、職業訓練も受けていなければ、農外産業に従事することはできず、農業に従事せざるを得なくなり、農地供給層とはならない。

第3に、40代の世帯主と10代の次世代と高齢化した両親がいる農家の場合、農地貸出を決める要因は農家の収入である。つまり、農外から高い収入を得られるかどうかによって決まる。40代の世帯主夫婦にとって、次世代の教育と両親の扶養を担うのは大変であり、可能な限り多くの収入を求める。今後も農地貸出農家の増加が予想されるが、非農業に関わる知識・技術などを中心とした職業訓練の実施と非農業の就業機会を創出していく必要があるというのが政策的インプリケーションである。特に、40代の世帯主夫婦の農家に対する職業訓練の実施が、農地供給層の創出にとって重要だと考える。

第5節 小括

本章では、肥西県の農地流動化の進展状況から始め、現段階における農地供給層の形成条件について検討を行った。それは次の2点にまとめられる

第1に、肥西県は安徽省の先進的な地域であり、農地流動化サービスセンターと農地流動化推進政策の影響で農地流動化が急速に進んでいる。2008年の農地流動化率は10.8%で、2006年の全国平均の値である11.2%よりも低かったが、2011年には32.6%に達し、全国平均の17.8%と安徽省全体の18.7%を大きく上回るようになった。

第2に、経済成長に伴う農業労働力の順調な流出は農地供給層の増加に繋がっているが、詳細にみると、農地供給層の形成は農家の世帯員の年齢構成と就業構造と密接に関係している。そのため農地流動化を推進するためには、40~50代の世帯主がいる農家に対して非農業職業訓練を実施する必要がある。

なお、調査を行った農地貸出農家の10戸のうち、土地流動合作社を通じて農地を貸し出している農家が9戸、土地整理事業を行った後に貸し出した農家が1戸である。次章では、この2つのタイプの農地貸出方法を考察する。

第4章 団地化の実現を目指す農地整備と「団地借地」地代の形成

前章で明らかにした農地供給層の実態は、中国のこれまでの農地分配方式の下でのものであった。農地請負経営権の分配は農家世帯の人口数を基準とし、優等地、中等地、劣等地（中国語の「高産田、中産田、低産田」）を徹底的に均等に分配していた（張〔14〕）。その結果、1農家当たりの農地面積は小さく、それが1枚にまとまらず、数枚に分散している状態であった。1980年代後半になると、農地の農家請負経営制度は農地零細化の主要な原因とみなされ、農地流動化推進のため、この問題を解決するとした（王ら〔82〕）。ただし、1枚1枚の農地は零細で分散しており、たとえ隣り合っている農地であっても面積や形状が異なっているため、農地を借り入れて規模拡大を図った農家にとっても、機械化を実現するのは容易なことではない。そのため中国の食糧生産の機械化の展開のペースはそれほど速くはない⁶⁶。また、借り手が借り入れた農地は1箇所だけではなく、機械を導入しても、分散しているため不効率を生ずる。そのため機械作業を委託せざるを得ないところが出てくる。以上の問題の根本的な原因は農地が零細で分散していることである。

現在、中国の農村では、都市と農村の全面的な発展を目指す「新農村建設」が進められている。政府は農村に存在する一連の問題の解決を目指していると考えられる。また、2007年の『農民專業合作社法』の公布を契機にし、農地流動の仲介組織を担う土地流動合作社が設立されている。本章では、以上の2つの方面から農地の零細分散問題の解決策を考察する。そして、「団地借地」によって農地貸出農家の収益としての地代の変化を検討する。

第1節 団地化を目指す農地整備①—「土地整理事業」の実施—

現在の中国の農村の発展にとって最も重要な課題である「新農村建設」と1990年代に発足した「土地整理事業」の結合は、農地の保護だけでなく、農地面積の増加を図り、農地の質の向上、連坦化・団地化を促進するものである（呂〔51〕）。表4-1が示すように、中央政府の政策で「土地整理」が初めて提起されたのは2003年3月に公布された『全国土地開發整理企画』である。これは「土地整理と農地の耕作への回復を含め、土地の効率的な利用のための事業を

⁶⁶ 相対的に言うと、畑作の機械化は容易である。田島（〔74〕）の研究によると水田の稲作の場合、田植作業の機械化が当面経済的に、技術的に困難で、雇用労働力に依拠せざるを得ないため、畑作と比べ規模拡大の制約が強い。次章の分析でこの点は現在の大規模経営にとっては主な制約要因である。

実施する」というものであった。その後、2006年の「新農村建設」の提起とともに、『一号文件』は「土地整理事業とインフラ整備を結合すべき」と提案した。2008年10月に国土資源部は『全国土地利用総体企画綱要（2006~2020年）』を公布した。そこでは、「農家生活条件の向上及び農地の質と量の向上を図るため、農村地域の農地・水路・農道・林地・村莊の総合整理を行う。…農地保護の強化、農地の連坦化・団地化、高標準基本農地⁶⁷の建設を目指す」（第三章の第二節と第六章の第二節）という新しい要求が提起された。2009年の『一号文件』は同じ内容を強調し、2010年と2012年の『一号文件』も「土地整理事業」に対する「集中投資」、「農地団地化」、「投資増加」を要求した。

表 4-1 中国における「土地整理事業」に関する政策の推移

公布時間	政策・条例	主要内容
2003年3月	『全国土地開発整理企画（2001~2010年）』	「土地整理と農地の耕作への回復を含め、土地の効率的な利用のための事業を実施する」
2006年1月	『一号文件』	「新農村建設」 「 <u>土地整理事業と農業インフラ整備の結合</u> 」
2008年10月	『全国土地利用総体企画綱要（2006~2020年）』	最新の土地整理事業を実施する 「農家生活条件の向上及び農地の質と量の向上を図るため、 <u>農村地域の農地・水路・農道・林地・村莊の総合整理を行う。…農地保護の強化、農地の連坦化・団地化、高標準基本農地の建設を目指す</u> 」
2010年1月	『一号文件』	「 <u>土地整理事業は集中投資と農地団地化の原則に従い実施する</u> 」
2012年1月	『一号文件』	「 <u>土地整理事業に対する投資増加</u> 」

出所：筆者作成。

土地整理事業に対する評価としては、土地の節約、土地利用の集約化、農家生活水準の向上、農家所得の増加、都市と農村の一体的な発展、農業生産への企業参入などの成果がある（李ら〔43〕、鄭〔103〕）。張ら（〔99〕）は安徽省 H 市の4つの土地整理及び新農村建設事業に対す

⁶⁷ 国土資源部『高標準基本農地建設規範』（2011年9月24日に公布する）によると、「高標準基本農地」は農地整理によって形成された農地である。連坦化・団地化され、インフラが完備しており、生態環境に優れており、高い収量があり、災害防御能力が強く、農業生産・経営の近代化に対応できる農地である。目標面積は2015年（「十二期五カ年計画（2011~2015年）」の終了年）までに、総計面積4億ムー（2,666.7万ha）、最低でも団地化した面積2億ムー（約1,333.3万ha）の実現を目標としている。

る研究を通じて、農民の満足度が高く（92.21%）、農家の就業先の多角化が進んだという効果を指摘している。ただし、農地流動化と大規模経営の形成にどのような影響を与えたかについての研究はあまりない。そこで本節では、新農村建設後、本格化している「土地整理事業」の役割を、農地流動化と大規模経営の形成という視点から考察していきたい。

（1）土地整理事業の概要

土地整理事業は国土資源部の管轄下にある。『全国土地利用総体計画綱要』に対応する『全国土地開発整理計画』を通じて国土利用に関する全国的な方針を決定し、農用地の保護と農地転用の防止を目的としている。その推移は表 4-2 に示した通りである。各地方政府は『全国土地開発整理計画』に対応した地方レベルの『土地開発整理計画』を公布し、土地整理事業を実施している。「新農村建設」が提起された後、農用地の保護と農地転用の制限だけでなく、「新農村建設」で強調された都市と農村の全面的な発展のために、土地整理事業を実施するとした。農業の近代化、住みよい農村の建設、農民所得の向上などの「新農村建設」の目標⁶⁸を実現するために、農地整備を中心として、零細で分散した農地を団地化して集積し、農地を平坦にし、農道・水路・クリークなどの農業インフラを修繕し、炭鉱跡地を農地にし、住宅地の団地化を通じて宅地を農地として再生し、生活インフラを整備し、農村環境の改善を図るとされた。

本研究の対象地域である安徽省では『安徽省土地利用総体計画（1990~2000年）』が施行されてきたが、『全国土地利用総体計画綱要（1997~2010年）』に対応した『安徽省土地利用総体計画（1997~2010年）』が作成され、『全国土地利用総体計画綱要（2006~2020年）』に対応した『安徽省土地利用総体計画大綱（2006~2020年）』が公布された。現在はそれに基づいて『安徽省土地利用総体計画（2011~2015年）』が実施されている。『安徽省土地利用総体計画大綱（2006~2020年）』は、農地整理では、農地・水利・農道・林地・村莊に対する総合整理を実施するとした。農地利用については2つの施策が用意された。1つは農村建設用地を節約し、農地面積の増加を図るものである。分散した住宅を1箇所にとりまとめ、高層住宅を建設し、それによって節約した土地を農地として再生するという土地利用である。もう1つは農地の整理であり、零細で分散した農地を整備し、畦畔を抜き、農地を団地化し、水利・農道などの農業インフラの整備を実施する。食糧生産の中心の農業地域である安徽省の淮河流域と長江流域は、農業発展のために、上の2つの施策が推進されている重点地域である。

⁶⁸ 5つの目標があるが、他の2つは村の気風の改善と村の事務の民主的管理の実現である。

第 4-2 土地整理事業の展開

問題 状況	経済成長による農地転用	「三農問題」顕在化⇒問題化	「三農問題」・農村の近代化	
目的	農地転用への制限、農地保護	農地転用への制限、農地保護	農地整理をも加入	
国家	綱 要	全国土地利用総体規制綱要 (1986～2000年)	全国土地利用総体規制綱要 (1997～2010年)	全国土地利用総体規制綱要 (2006～2020年)
	規 劃		全国土地開発整理規制 (2001～2010年)	全国土地整治規制 (2011～2015年)
安徽省	綱 要			安徽省土地利用総体規制大綱 (2006～2020年)
	規 劃	安徽省土地利用総体規制 (1990～2000年)	安徽省土地利用総体規制 (1997～2010年)	安徽省土地整治規制 (2011～2015年)

出所：筆者作成。

注 1：綱要は基本的な企画、目標等である。規制は具体的な施策である。

注 2：空欄の部分は対応する文件がないことを示す。文件名は中国語の直訳である。

こうした土地整理事業の推進によって、従来の分散したままの農地を借り入れる「分散借地」とは異なる農地貸借ルート、すなわち団地化した農地の貸借である「団地借地」が可能となった。安徽省肥西県は淮河と長江流域の間に位置する食糧生産中心地域であり、農地整理重点 73 県と農村建設用地整理重点 68 県（両方に指定されているのは 35 区県）の 1 つである⁶⁹。また、肥西県は 2007～2010 年にかけて土地整理事業によって、農地の団地化、水路・農道の整備、生活インフラ整備が実施された面積が農村面積の 5.3%を占めており、2011 年にはその割合はさらに 1.1 ポイント増加して、安徽省第 1 位となった県である。そこで、本節ではこの肥西県を取り上げ、特に 2008～2009 年にかけて土地整理事業を実施した先進的な地域である S 村を研究対象として分析を行うことにした。

⁶⁹ 安徽省には 105 区県がある。他の 3 つのタイプの重点県は、農地とは関係のない城鎮建設用地整理重点が 31 県、炭鉱跡地の農地再生重点が 48 県、未利用地開発重点が 33 県である。この 5 つのタイプの重点区県は重複して指定されているところがある。

(2) 土地整理事業の実施と農業構造の変化

S村(2012年にS社区と改名された)は2つの村(S村と隣接するN村)が合併して誕生した村であり、農地13,456.95ムー、44村民小組、1,368戸、5,546人からなる。1戸当たりの平均所得は約2万元で、そのうち、農業所得は7,000元前後である。出稼ぎ労働力は豊富で、農業労働力の3分の2を占めている。

表 4-3 S村における土地整理事業の資金利用

			単位：万元
出資者	出資金額	支出予算	支出金額
市政府	8,309.60	新住宅建設	9,849.60
<u>(うち農地整理と農業インフラ整備専用)</u>	<u>(2,704.85)</u>	<u>(うち農家出資分)</u>	<u>(2,736.00)</u>
県政府	2,241.90	生活インフラ整備	1,015.50
郷政府(資金ギャップ補足)	282.45	<u>農地整理と農業インフラ整備</u>	2,704.85
農家(1戸あたり2万元)	2,736.00		
出資総計	13,569.95	支出総計	13,569.95

出所：『S村農地・宅地整理及び新農村建設事業の実施方案』から筆者作成。

2008年3月から2009年11月にかけて、S村では市政府の『S村農地・宅地整理及び新農村建設事業の実施方案』に基づき、県と郷の各政府部門の主導によって、土地利用の効率化、農業生産条件の完備、農家生活水準の向上を目指す土地整理事業が実施された。事業の中心となる考え方は「三集中と三統一」であり、「集中指導、集中資金、集中整理、統一企画、統一実施、統一配置」である。農業生産面の目標は、有効灌漑面積が農地面積に占める割合が90%以上⁷⁰、平坦化・団地化された農地が70%、大規模経営と農業企業の協力による農作業の機械化の実現である。要した資金は、市政府の出資が8,309.60万元で、そのうち「農地平坦化・団地化及び農業インフラ整備の事業専用」資金が2,704.85万元である。県政府の出資は2,241.9万元である。新しい住宅を購入するためにS村の農家も2,736.00万元(S村1,368戸が1戸あたり2万元を出資する)を出資し、資金は合計13,287.50万元である。資金の支出は、「農地平坦化と団地化及び農業インフラ事業専用資金」以外は、新しい住宅の建設に9,849.60万元、生活

⁷⁰ 2008年の農地面積に占める有効灌漑面積の割合は、全国平均48.0%に対して、安徽省は60.3%である。2009年の値は、全国48.7%、安徽省60.8%である。

向上のための生活インフラ整備に 1,015.50 万元である。実際には、新しい住宅の建設と生活インフラ整備の資金が不足し、不足した金額 282.45 万元は郷政府が負担した。また、農作業への支障を避けるため農地整理工事は 2008 年の 10 月中下旬の水稲収穫の直後に実施し、1 か月以内に完成させて冬小麦播種に間に合わせた。インフラ整備も 2009 年 1 月に着工し、4 月の春の乾季が終わる前までの完成が目指された。想定外のケースではあるが、この工事によって被害を受けた農家には、青田の場合は 500 元/ムー、播種延期の場合は 260 元/ムーの補償金が支払われている。

2008 年 3 月に、農地請負権と宅地使用权についての権利確認が行われ、4 月に新住宅の工事が始まった。10 月末に農地の平坦化と団地化の工事が実施され、12 月初旬までに完成した。2009 年 1 月から水利施設・農道・ダムなどのインフラ整備が始まり、4 月末までに完成した。2009 年 9 月初旬に新住宅が完成し、入居が始まった。2009 年 11 月に事業に関する報告書が作成され、市政府の国土資源局に提出され、資金の使用状況、事業実施の効果などの審査が行われた。2011 年 6 月に、審査結果は合格とされた。

事業の効果は、表 4-4 が示すように、S 村の農業構造に大きな変化をもたらした。第 1 に、農地の保護は 1,781.43 ムーの農地面積の増加となって実現した。その中では、宅地の農地への転換によって増加した農地面積が占める割合が最も大きく 62.9%である⁷¹。第 2 に、本事業の報告書によると、多くの出稼ぎ労働力の増加によって農村住民所得の増加がもたらされたとされている。ただし、S 村の出稼ぎ労働者の数はあまり増加せず、土地整理事業前とほぼ同じ農業労働力の 3 分の 2 程度にとどまっている。出稼ぎに出るかどうかという農家の行動は当該農家の家族年齢構成と所得構造によって決まるためである。第 3 に、これまでの零細分散な農地の状態から脱脚し、農地面積の 79.2%に当たる 1 万ムー以上の農地が平坦化・団地化された。整理した農地の 1 枚当たりの面積は地形の違いがあるが、5~10 ムー程度に拡大した。第 4 は農業インフラの改善である。事業実施前、S 村は厳しい農業インフラ状況に直面していた。有効利用できる水利灌漑施設はほぼ半分だけしかなく、クレークは詰まり、貯水池には大量の沖積泥が貯まっており、冠水の被害に遭うこともしばしばであった。農道も土であったため、雨の日は圃場に入ることができなかった。土地整理事業によって、農業インフラは修繕・新設されて、農業生産条件は向上しただけでなく、災害にも強くなった。第 5 に、農地賃借の地代が 150 元/ムー程増加したことである。農業インフラの整備による農業生産条件の向上によって、農地に対する需要は増加し、地代は上昇した。また、「団地借地」による大規模経営の形成もみ

⁷¹ これ以外、畦畔撤去による農地の増加が 223 ムー、荒地の再生による農地の増加が 437.48 ムーである。

られた。大規模経営は入札方式で生産条件が向上した団地化した農地を借り入れるが、この競争は地代を押し上げることになる。その結果、S村の農業構造は急速に変化することになった。

表 4-4 土地整理事業実施前後の S 村農業構造の変化

対照項目	土地整理事業実施前	土地整理事業実施後	前後比較・変化
農地面積	11,675.52 ムー	13,456.95 ムー	1,781.43 ムーの増加
宅地面積	1,782 ムー	661.05 ムー	1,120.95 ムーの減少
出稼ぎ労働力	1,876 人 (農村労働力の 2/3)	農村労働力の 2/3	
農村住民所得	1 人当たり平均 3,800 元/年		1 人当たり平均増加額約 1,700 元
農地貸借の地代	約 300 元/ムー	450~500 元/ムー	約 150 元/ムーの増加
農業インフラ	水利灌漑施設の完備率約 50% クリークの閉塞、貯水池の沖積泥、冠水被害 土の農道	水路・クリークの修繕・新設 34.77km 水門新設 767 基 砂石の農道 55.41km 貯水池・ダム浚渫 86 基	
農業構造	零細分散経営 大規模経営の未形成 仲買商人経由による販売 新品種の普及が困難	10,663.95 ムーの農地の平坦化・団地化 団地借地による大規模経営 経営体が企業に直接販売 施設農業：野菜 1,000 ムー、 花卉 1,000 ムー	

出所：「S村農地・宅地整理及び新農村建設事業」の『実施方案』と報告書から筆者作成。

(3) 土地整理事業下における大規模経営の形成

土地整理事業を実施したもう 1 つ目的は、土地の効率的な利用の実現である。農業生産条件の向上と零細分散農地の団地化による集積を通じて、農業生産の近代化、生産力の向上を図ることである。農地の平坦化と団地化が実現した後、2009 年 5 月に S 村の村民委員会は村民代

表会議を開き、団地化した農地の貸借方式を議決するつもりである⁷²。出席した農家数は 1,000 戸強（全体 1,368 戸の 70%以上）、900 数戸の農家の同意の下で、団地化した農地を各村民小組を 1 つの単位として貸し出すという農地貸借方式（「団地借地」）を採用すると決定した。団地化した農地を村民小組（S 村には 44 村民小組がある）に配分した。村民小組によって農家数は異なるが、平均すると 1 小組当たり 300 ム前後の農地が配分された。次に、各村民小組は小組内の全農家（30 戸前後）で検討を行い、小組として団地化した農地を貸し出すかどうかを決めることになった。この段階の検討は小組内の全農家から同意を取りつける必要がある。最後に、「団地借地」を希望する小組は村民委員会に連絡し、「団地借地」に関わる農家と農地情報の記録、農地貸借情報の公表、入札準備等が進められる。一方、自作を希望する農家のいる小組では、農地を各農家に再分配し⁷³、農地の貸し借りは個々の農家の意思に基づいて判断されることになる。こうして、S 村の 18 村民小組、団地化した農地のほぼ半分にあたる 5,000 ム前後の農地が入札形式で大規模経営に貸し出されることになった。残る 26 村民小組では、少し時間が経ってから、個々の農家の間での貸し借りである「分散借地」が進み始めている。

こうした農地整理事業による農地流動化と大規模経営の展開は重要な意味がある。政府、大規模経営、農家の 3 者の目標は一定程度だが一致しているという点である。政府の目標は農業の近代化、農業生産力の向上である。大規模経営の目標は、団地化した農地集積によって大型機械の導入を可能にすることである。農家の目標には 2 つのタイプがある。1 つは貸出希望農家が農地を貸出し、農業より高い所得を得られる農外産業に従事することである。もう 1 つは自作農家が農業インフラの完備によって、以前より農業所得の増大を実現することである。図 4-1 が示すように、農地整理事業実施前の S 村では、1 農家当たりの農地面積は 8.5 ムで、それも 5 枚以上に分散していた。生産条件も悪く、水利灌漑施設の半分しか機能していなかった。農家からすると、農業は所得が少なく、投資する価値のない産業であった。その結果、S 村の 3 分の 2 の労働者は出稼ぎに行っていた。当時の借地経営は、農地配分の結果としての零細で分散した農地を 1 枚 1 枚借り集めていたため、経営規模が 100 ムに達しても、農地は分散したままであった。また、農地を借りる場合も、数ムしか農地のない農家と個別に相談しなければならず、大変な労力が必要であった。また、生産条件が悪いため、資金のある者も農地を借り入れようという気にはならず、農地を貸し出すことも難しい状況にあった。そのため

⁷² 『村民委員会組織法』（1998 年 11 月 4 日に公布、同日実施）によると、「村民利益に関する事項の処理がある時、村民会議を開く必要がある」（第 4 章第 24 条第 9 項）。「村民会議は三分の二の農家代表が参加され、参加農家数の半分以上が同意とすれば、会議議決課題を実施できることになる」（第 4 章第 22 条）。

⁷³ 農家への再分配に際しても、自作農家の主要な機械作業は委託に出すため、団地化後の農地には畦を造らず、木の棒または縄の標識で境界を区分している。

農繁期には、出稼ぎ者のほとんどは帰村して農作業を行う必要があった。そのため二毛作（麦作+稲作）から一毛作（稲作）になったケースも少なくなかった。そうした状況にあったため、農業生産力の向上は自作農家だけではなく、借り手農家の目標でもあった。それには農地の団地化と農業生産条件の優良化（＝インフラの完備）が必要であった。これによって政府の目標である「農業の近代化＝農業生産力の向上」の実現も可能となる。

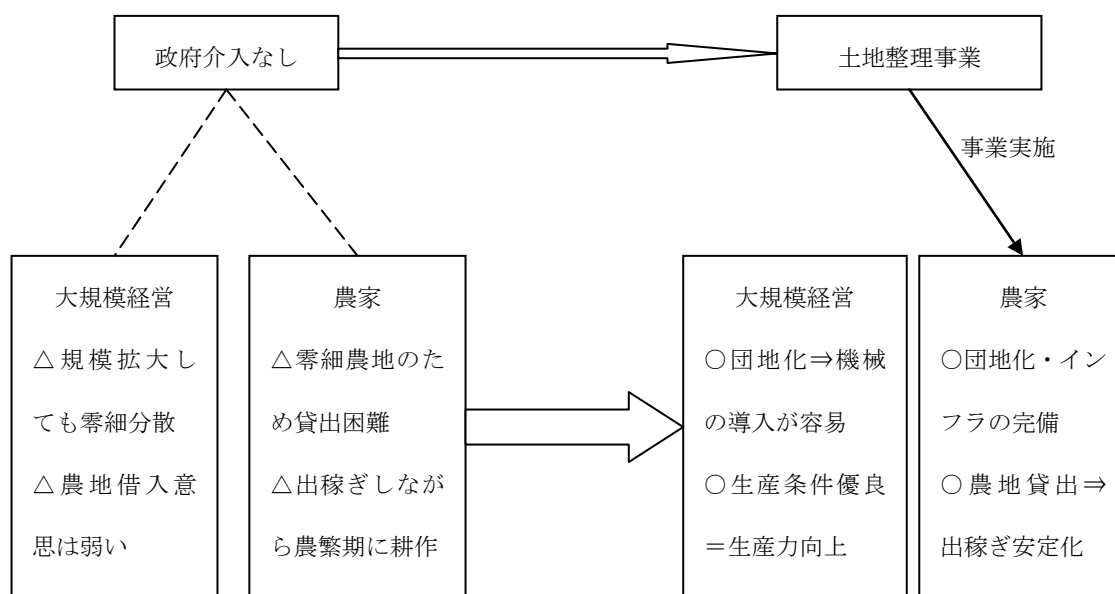


図 4-1 S 村土地整理事業前後の農地貸借の変化

出所：筆者作成。

農地の団地化とインフラ整備には巨額の資金が必要だが、農家と村民委員会では全額を負担することができない。「土地整理事業」は政府の財政支出によって、これを実現する政策である。他方、政府による「土地整理事業」は土地整理後の農地の効率的な利用を実現するため、一般的に農業労働力が村外に大量に流出している村が事業の実施対象とされている。最も重要な労働力の変化（農業労働力の非農業化）を前提に、資金の投入（土地整理事業による政府の財政投入）を通じて、農地の変化（農地整備による農地の団地化後の「団地借地」）を引き起こし、農業構造の大きな変化を期待することができる。

第 2 節 団地化を目指す農地整備②—土地流動合作社の設立—

前節で、政府による土地整理事業が農地の団地化を実現し、「団地借地」を通じて大規模経営

の形成に寄与していることが明らかになった。ただし、政府は財政の制約があるため、全ての農地で農地整理とインフラ整備を実施することはできない。肥西県は安徽省全体のトップの実績をあげているが、2011年までの5年間で農村面積の6.4%でしか土地整理事業は実施されていない。そこで、農地の団地化のため、農地所有権を保有する村民委員会（村集団）と農家との協力によって土地流動合作社を設立し、「団地借地」を実現する動きが一般化している。

中国では、2007年に『農民專業合作社法』が公布された後、各種の專業合作社が急速な勢いで設立されてきた。零細な農業生産構造を解消し、農業の近代化を推進し、大規模経営の育成を図るために、土地流動合作社は重要な役割を果たしている（楼〔49〕）。土地流動合作社は、請負農地を「株」として農家が合作社に加入し、農地を集中して利用する組織である。1992年に設立された広東省「南海モデル」は実質的には土地流動合作社であった。当時、広東省南海市の農家は村民委員会または村民小組ごとに、請負農地を「株」として、株式合作組織を設立し、農地を集積して一部を集団農場で経営し、一部を貸し出した⁷⁴。農家は農地の「株」の保有量に応じて収益の分配を受けていた。当時の土地株式合作組織は現在の土地流動合作社とほぼ同じであったが、合作社とではなく、「土地株式制」と呼ばれていた。その後、90年代後半、「南海モデル」は沿岸部の江蘇省、浙江省、山東省で展開し、経済成長に伴い、内陸部でも展開してきた。『農民專業合作社法』が公布された後、元の「南海モデル」も含め、土地流動合作社は①合作社による直接経営、②企業との協力経営（契約栽培等）、③仲介者として農地を第三者への再貸出という3つの経営方式を採用している⁷⁵。だが、合作社の多くは資金力に乏しく、近年は③が急速に展開してきた（苑ら〔96〕）。農地の借り手の資本、技術、管理、販売などの優位機能を発揮し、農業の近代化、生産力の向上を実現するものである。貸し手は農地貸出に関する業務を合作社に委託し、非農業産業に安定的に従事することができる。

肥西県では、2008年11月に『農村土地請負經營權流動に関する二十条』を公布したが、その中には、土地流動合作社に対する3つの支持条項がある。

第1は、各村において土地流動合作社の成立を支持し、他産業の資本力のある主体の農業への参入を図り、農地貸借を通じて農地を集積し、農家の利益の最大化を図る。

第2は、土地流動合作社の流動面積に対しては2011年まで奨励金を交付する。具体的な金額は面積によって決まっており、500ムーで3万元、1000ムーで5万元、2000ムーで10万

⁷⁴ 土地が転用のケースもある。

⁷⁵ 「南海モデル」は1991年に公布された『農業社会化サービス体系建設を強化することに関する通知』に従って設立したものであった。有名な「農地を株とする」という特徴は全国に普及してきた。土地流動合作社と土地株式合作社は違う名称だが、実質的には同じものである。

元、3000 ムーで 15 万元、5000 ムーで 20 万元である⁷⁶。

第 3 は、農家は自由意志の下で農地請負経営権を「株」として合作社に参加することができる。

2008 年当時、土地流動合作社に加入していた農地はそれほどではなかったが、以上の 3 つの条項の結果、2011 年には肥西県の土地流動合作社は 100 社以上になり、農地面積に占める割合は 6.2%、2012 年には 7.9% になった。だが、直接農業経営を行っている土地流動合作社は 20 数社にとどまり、それ以外の土地流動合作社は全て農地流動化の仲介組織である。注目すべきは、ほとんどの土地流動合作社は村民委員会の主任または村の書記を責任者として設立されている点である。そのため土地流動合作社は村民委員会の力を通じて農地の貸借に大きな影響を与えていると考えられる。本節では、肥西県における初めての土地流動合作社である「M 村土地流動合作社」を取り上げる。この合作社が登場した背景と条件を検討し、村集団の行動と土地流動合作社の役割という点から、土地流動合作社が「団地借地」の大規模経営の形成に果たした役割を明らかにする。

(1) M 村土地流動合作社の設立経緯

M 村の耕地面積は 5,200 ムー、農家数 860 戸、人口 3,136 人である。このうち、農業労働力人口は 1,800 人前後である。1 農家あたりの農地面積は 6.0 ムーで、5 枚前後に分散しているという状況である（村民委員会の主任による）。1 農家あたりの農業所得は 4,000 元前後で、1 人当たりで計算すると約 1,000 元にすぎない。農村住民の 1 人当たりの所得 9,880 元（2012 年）に占める割合は約 1 割であり⁷⁷、極めて少ない。

1990 年代後半から、M 村の若年農業労働力のほとんどは非農業産業に従事していた。2003 年までに農業労働力の約 4 割にあたる 780 人が離農した。その結果、5,200 ムーの農地のうち 1,300 ムー以上は放棄されてしまった。その間、隣接の農家や村内の農家が農地を借りるケースもあったが、公式の契約ではなかったため、貸借期間の途中で貸し手が帰村し、農地の返還を求めるケースが数多く生じ、借り手の農業投資にとって、不利な影響を与えた。農地貸借に関わる紛争が毎年十数件も発生し、法律が未整備だったため農地流動化は混乱状況に陥った。一方、2003 年には「三農問題」が最も厳しい局面を迎えており、農業に従事する意欲がある農

⁷⁶ 肥西県農業委員会によると「流動面積」とは、設立時の流動面積とその後の毎年の増加した流動面積である。

⁷⁷ M 村の資料によれば、2010 年は 7,280 元で、2011 年は 9,280 元である。

家は少なく、借り手を見つけるのは難しかった。

この問題を解決するために村民委員会は放棄地の流動化に介入を始めた。だが、農地は分散していて条件が悪く、借り手を探すのは困難であった。そこで村民委員会の主任は一部の安定的な農地貸出農家と自作農家の間で農地交換を進め、一定程度の団地化（1箇所に100~150ムーの経営面積をまとめた）を実現した上で、総計700ムー前後の農地を入札方式で貸し出した。

それから3年後の2006年10月には、ほぼ半分の農家が農地を貸し出す意思を有していたが、村民委員会の主任にとって、この農地交換の調整は大変な仕事であった。そこで、農地流動の規範化、農地の効率的な利用を図るため、主任T氏は生産隊長6人、農地貸し出し希望農家483戸とともに、第一次成員（合作社設立後「社員」と呼ぶ）代表大会を開いて「M村農民土地流動経営專業合作社」を設立し、同合作社の『規制』の承認を受けた。10月8日に工商部門に許可申請を提出し、翌年9月に批准された（7月1日に『中国農民村業合作社法』が施行された）。出資は、村の主任T氏は2,000元=40株、生産隊長は1人当たり1,000元=20株、農地貸出農家は1ムー=1株を農地に出資することになった。理事会は7人で構成され、理事長はT氏、生産隊長6人のうち1人は副理事長で、残りの5人は理事である。監事会は監事長1人と監事3人で構成された。設立時、合作社が保有する農地は1,258ムーだったが、2012年までにはM村の農家数の65.2%に当たる561戸、農地面積の51.9%にあたる2,700ムーに拡大した。

だが、M村では、1農家当たり6ムーという零細な経営規模で、農業所得の占める割合が極めて少なかったため、農家の農業生産の意欲は弱く、多くの農業労働力が離農し、合作社への出資意欲も弱かった。その結果、直接農業経営を行う合作社は設立されず、農地流動の仲介組織である合作社が設立されることになった。また、肥西県政府は県・郷/鎮・村の3つのレベルの農地流動化サービスセンター（村には農地流動化サービスステーションがある）を設立し、農地流動化を管理し、それに関するサービスの提供を行っている。村民委員会によって設立された合作社は、村民委員会の農地流動化サービスステーションの管理・サービス機能と農家の間の農地交換における調整機能を結合したものとみることができる。

（2）土地流動合作社による大規模経営の形成

これまでの農地貸借は零細で分散した農地の個別農家の間での貸し借りであった。借り入れ

た農地は零細で分散しており、農地利用の効率性が低かった。そのため前述したように 2006 年より前に、村民委員会の主任は農地貸出農家と自作農家の農地交換を行い、農地の連坦化・団地化を図ったことがある。農家間の農地交換は自由だが、農家は十分な情報をもっていないため、適切な農地交換の相手を探すのは困難だったためである。

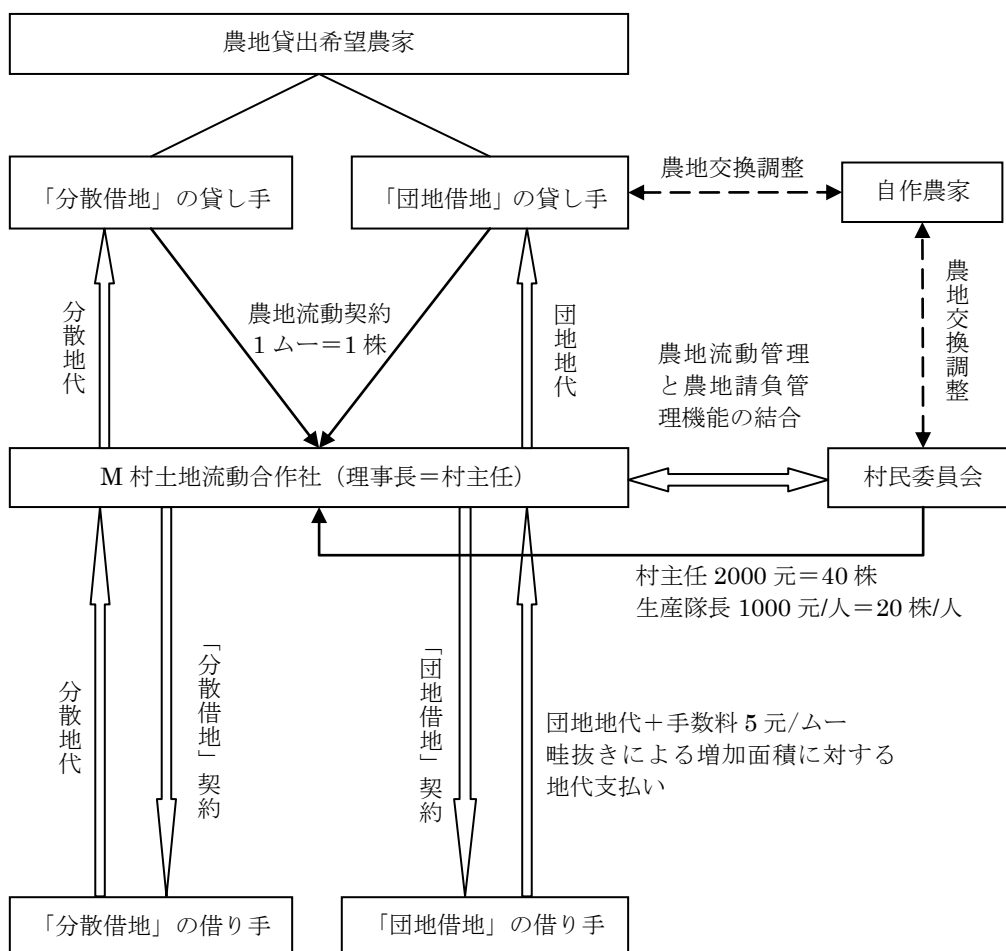


図 3-2 M 村土地流動合作社の業務のフローチャート

出所：合作社の理事長からのヒアリングと合作社の資料より筆者作成。

2006 年の土地流動合作社の設立以降、農地貸出を希望する農家は農地を「株」として、1 ムー=1 株で合作社に加入し、合作社に貸出希望農地の情報を提供、記録してもらい、合作社との間で「農地請負経営権流動契約書」を締結する。次に、合作社は貸出農地の団地化のために、自作農家と農地貸出農家との間で農地交換を行う。村民委員会の主任または各村民小組の生産隊長は貸出農家と一緒に自作農家を訪ね、農地交換について交渉相談を行う。そこでは農地条件を考慮しながら、同じ面積の貸出農地との交換を進める。最後に、団地化した農地を一回の

入札で大規模経営に貸し出すことになる。手数料は1ムー当たり5元である。大規模経営は畦畔を抜き、数枚の農地を1枚に整理する。これによって増加した農地面積に対しては、地代を貸出農家に支払う。ただし、増加した分の農地面積の手数料の支払いは不要である。他方、団地化していない農地については、入札方式は使われず、手数料も徴収されず、「分散借地」によって貸し出される。毎年徴収される手数料は現金では分配されず、合作社の資産（積立金）として積み立てられ、「団地借地」に係る農地貸出農家と合作社の理事会の6人が保有する株の数に応じて新規の株として分配されている。具体的に言えば、農地流動合作社の収入は年間8,000元前後である。支出は手続きに関する費用で300~500元だけである。その主な理由は、経営型合作社ではないため、農業経営に関する支出がないことになる。また、村集団によって設立されたため、仕事場所、オフィス用具等は村民委員会と共用となっている。

2011年までに、307戸から集めた1,540ムーの農地が団地化された。400ムー、520ムー、420ムー、200ムーの4箇所にとまめられている。この「団地借地」の落札結果は表4-6に示す通りである。「団地借地」は1回の入札で農地貸借を行うことであり、高い地代を入札した農家が借り手となり、土地流動合作社と契約を締結する。個々の農地貸出農家との契約は不要である。注目すべきは、団地借地を行う農家は1回で大面積の農地を借り入れるため、それだけの大規模な投資資金を用意できるだけの高い所得を得ている農家なければ難しいことである。これについては次章で詳しく分析する。表4-6の(10)番農家は漁師であり、所得は2万元だが、2002年前後の所得は6万元もあり、投資資金の蓄積が可能となった。

落札したのは(10)番農家が2006年、(9)番農家は2007年であり、契約時間は3年と短かった。肥西県初の土地流動合作社による入札だったため競争は激しかった。農家間の「分散借地」の地代は200~250元だが、(10)番農家の地代は380元/ムー、(9)番農家は400元/ムーと高い。(9)番農家と(10)番農家は1ムー当たり1,000元前後のコストをかけて畦を抜いて、(9)番農家は520ムーから550ムーに、(10)番農家は420ムーから440ムーに団地借地面積を拡大している。その結果、1枚当たりの農地面積は約1ムーから3~5ムーに拡大した。その後、2009年に(10)番農家、2010年に(9)番農家は契約を更新し、地代も上昇した。現在、(9)番農家と(10)番農家は480元/ムー、460元/ムーの地代を支払っている。肥西県では土地流動合作社の設立は増えており、近年、入札競争は以前ほど激しくはなくなってきた。(8)番農家の入札の競争人数は4人で、農地400ムーを借り入れ、地代は450元/ムーである。(20)番農家は競争者なしで団地化した農地200ムーを借り入れており、地代は420元/ムーである。

表 4-6 M 村土地流動合作社による団地借地の落札

単位：ムー、元/ムー

農家番号	(8)	(9)	(10)	(20)
農業以外の仕事	農業資材販売	農産物販売、元郷農技員	漁師	妻、息子出稼ぎ
農外年間所得	4 万元	5 万元	2 万元	4.2 万元
経営面積	590	550	520	200
団地借地面積	400	520	420	200
畦拔後農地面積	400	550	440	200
団地借地開始年	2011 年	2007 年	2006 年	2011 年
契約期間	5 年	3 年	3 年	5 年
競争人数	4 人	10 人	7 人	無競争
地代	450	400	380	420
契約更新	契約更新年		2010 年	2009 年
	契約期間	-	3 年	3 年
	地代	-	480	440
契約更新	契約更新年			2012 年
	契約期間	-	-	3 年
	地代	-	-	460

出所：農家への聞き取り調査から筆者作成。

注 1：(10)番農家の 2002 年前後の漁業所得は 6 万元だったが、近年、競争者の増加によって減少している。

注 2：(11)番農家の長男は都市部の会社に勤めており、2,500 元/月の所得がある。

他方、2012 年までに、M 村土地流動合作社から情報を得て「分散借地」で農地を借り入れた農家は 11 戸である。規模別にみると、200 ムー以上が 1 戸、100~200 ムーが 3 戸、50~100 ムーが 7 戸である。このうち調査を行った「分散借地」農家は 3 戸で、その面積は(26)番農家 128 ムー、(30)番農家 68 ムー、(31)番農家 61 ムーである。表 4-7 に示したように、2012 年まで「分散借地」農家が支払う地代は年々高くなっているが、300 元/ムー前後にとどまっており、「団地借地」の地代と比べて 100~150 元/ムーの差が存在している。そのため農地貸出農家にとっては、「分散借地」より「団地借地」の方が地代は高く、「団地借地」の実現を目指す土地流動合作社に加入しようという意思がはたらきやすいと考えられる。

表 4-7 M 村土地流動合作社による分散借地

単位：ムー、元/ムー

農 家	2006 年		2007 年		2008 年		2009 年		2010 年		2011 年		2012 年	
	面積	地代	面積	地代	面積	地代	面積	地代	面積	地代	面積	地代	面積	地代
(26)	-	-	-	-	37	280	49	280	64	300	89	300	128	310
(30)			68	260	68	260	68	270	68	290	68	300	68	300
(31)	28	200	28	220	28	240	28	250	50	280	50	300	61	300

出所：聞き取り調査から筆者作成。

第 3 節 「団地借地」の地代の形成

『農村土地請負法』の中には「土地請負経営権流動の地代は流動双方の相談結果に決定すべき」（第三十六条）という規定がある。これまでの分析によって、農地を貸出す主な要因は農家の世帯構造と農外からの所得である。そのため、もし農外で安定的に就業ができ、高い所得が得られれば、農業所得の依存度が低くなり、地代に対する関心も低くなる。そこでは、地代は低い水準にとどまることになる。日本では、そうした「高賃金・低地代」⁷⁸の地域もみられる。また、伝統的な「分散借地」は村内の友人または親戚の間での個別的な借地であり、農地の肥沃度、灌漑排水などの生産条件を熟知している。そのため、地代は年間農業所得の半分前後にとどまっている⁷⁹。それは無限繰り返しゲーム論に基づく最終的な完全均衡の結果と近い可能性が高い（方〔18〕）。この趨勢が筆者の現地調査でもみられる。安徽省 2011 年の平均農業所得は 623.7 元/ムーであり⁸⁰、筆者の調査した分散借地の平均地代は 354.8 元/ムー（2012 年）であった。地代の形成に関する既存研究では次のような要因が関係するとされている。土壌の質量、農地の地理的性質（山間地、平地）（孫ら〔73〕）、農地の位置（輸送条件）、水利条件、経済発展水準（申ら〔66〕）、作目（穆ら〔54〕）なども地代の高低に影響を与える。

前の分析から、「団地借地」の形成過程は「分散借地」とは異なり、地代も入札で決定され大幅に高くなっている。それは農地貸出農家にとって「団地借地」の重要な効果の 1 つとすることができ。本節では、「団地借地」の地代の形成と農地貸出農家が受けた利益を検討する。

⁷⁸ 磯辺俊彦『日本農業の土地問題』東京大学出版会 1985 年、pp.361~364。

⁷⁹ 中国では農業所得の半分の地代というのは安いことを示す。

⁸⁰ 国家発展和改革委員会価格司『2012 年全国農産物コスト収益資料編』によるデータである。

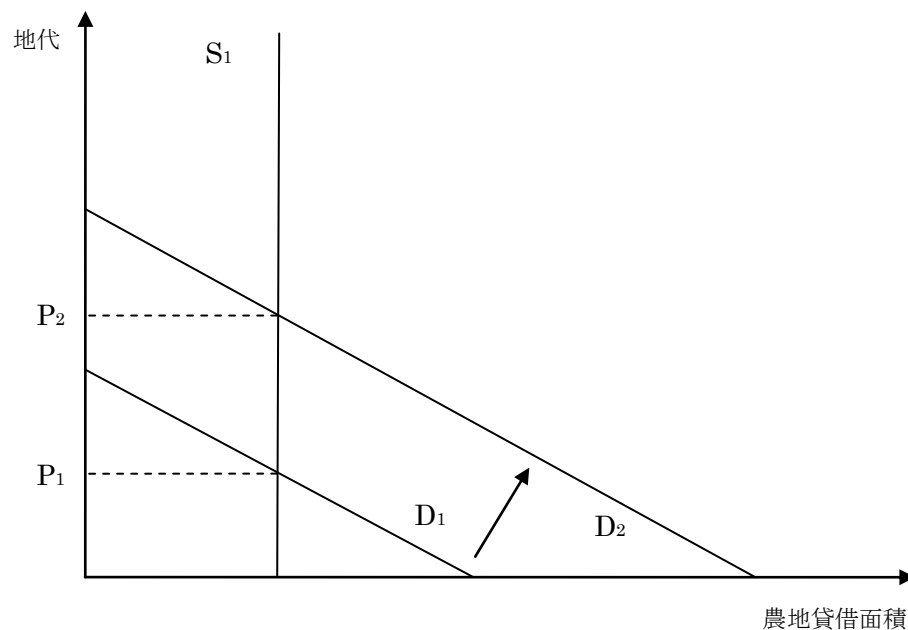


図 3-3 「団地借地」地代の形成

出所：筆者作成

農地貸借市場の供給層は自家の所得構造と世帯員の年齢構成によって決定される。ここではまず、供給される農地面積が一定であるとする (S_1)。図 3-3 が示すように、零細な農地が「分散借地」で個別農家の間で流動している状態が S_1 と D_1 の関係である。そこで、形成された地代 P_1 は低い水準となっており、借り手市場的な特徴がある。農地の団地化後、団地化した農地を借り入れたい需要層（借り手）は増加し、 D_1 は D_2 に移動する。ただし、農地の供給量は変化していないため、一時的に農地市場は貸し手市場に向かい、団地化された農地の獲得競争は激烈になり、地代は P_1 から P_2 へと上昇する。その結果、「団地借地」の大規模経営は「分散借地」の大規模経営より高い地代を支払うことになる。

第 4 節 小括

本章では、団地化の形成ルートと団地化の地代の形成を検討してきた。それは以下の 3 点にまとめられる。

(1) 「土地整理事業」における政府の狙い

第 1 節での検討により、現在の農地条件、インフラ条件の下では、農業生産力の向上は困難な局面に陥っていることが明らかになった。そのため、土地整理事業の実施は政府、大規模経

営、自作農家の三者の共通の目標となった。土地整理事業は政府の強力な資金投入を通じて、村の生産から生活まで全ての面を変容させる。これまでの農地分散を解消し、老朽化した農業インフラを修繕し、生産条件の優良な団地化農地が造成されていた。

土地整理事業実施後の団地化農地の処分については、村民委員会の下、農地貸借から得られる利益を最大にするために、農家間の協力がみられる。長期的な農地の貸出を希望する農家は村民小組を単位として、農地をまとめて入札で貸し出す。借り手は村民委員会が開催する入札に参加し、競争を通じて、高い地代を支払うことで農地の経営権を取得する。こうした方法は離農する農地貸出農家に対して高い利益を与えていると考えられる。

政府の狙いは土地整理事業の実施を通じて、3つの目的を達成することである。第1は農地の団地化と農業生産力の向上、第2は農地貸出農家と自作農家の利益向上、第3は大規模経営の要求に応えることである。

(2) 土地流動合作社の推進—村集団（村民委員会）の役割の変容—

改革開放以降、農家請負経営制度の実施によって、村集団の農業生産への直接的な介入機能はなくなった。特に2006年の農業税免除政策は、村集団の行政力に対して極めて重大な影響を与えた。だが、村集団は現在でも農地所有権を有している。そのため農地流動化の展開に伴い、村集団は新たな役割を担う可能性が出てきた。

肥西県では、各村集団が農地流動サービスステーションを設立し、地元の農地流動化に関する管理、記録、調整等の業務を担当していた。M村では、農業労働力の流出による農地の放棄地問題を解決するために、村集団は土地流動合作社を設立し、耕作を継続することができる経営者に農地を貸し出していた。「団地借地」の地代は「分散借地」より高く、村集団は農地貸出農家と自作農家の農地交換を進めており、両者の調整役を担っている。

こうした村集団の役割は、「団地借地」と密接に関係している。大規模経営の団地化に対する要求に応じるため、村集団はできるだけ多くの団地化農地を提供しており、この団地化農地の増加は「団地借地」による大規模経営の形成の可能性を高める。しかし、政府の財政には制約があるため、全ての農地を土地整理事業によって団地化農地にすることは困難である。そのため村集団によって設立される土地流動合作社が団地化農地の形成に重要な役割を演じており、それを全国的に広げていくことが農業構造の改革にとって有効ではないかと考える。

(3) 地代上昇による農地貸出農家の利益の増加

農地の団地化した効果はこれまでの「分散借地」がもたらしていた地代水準を打破し、市場メカニズムの下で、農地貸出農家の利益を向上させることである。現在の「団地借地」から増

加した地代を得ている農地貸出農家は少数にとどまるが、今後、「土地整理事業」の推進と土地流動合作社の普及に伴い、もっと多くの農地貸出農家が地代増加の恩恵に与ることができるようになると考えられる。一方、そうした高い地代は「団地借地」で規模拡大を実現した大規模経営にとってはマイナスの影響を与えることになると思われる。この点については、次章で詳しく分析することにした。

第5章 食糧生産の大規模経営の形成と経営構造

本章では、前述した肥西県における大規模経営の形成と機械化の展開を考察する。大規模経営の形成にとって重要な要因である機械の導入をはじめとして、政策面の要因も考慮し、大規模経営の形成条件を検討する。そして、「団地借地」と「分散借地」による形成した大規模経営の経営状況を考察し、生産力の視点からの大規模経営の経営構造の特徴を析出し、「団地借地」による大規模経営の優位性に関する分析を行う。

第1節 大規模経営の展開と機械化の進展

2008年に中央政府が「土地請負経営権流動化市場を設立し、農地請負経営権を流動化させ、多様なタイプの適度規模経営を形成する」（中国共産党17期3中全会報告『農村改革発展を促進する過程における若干の重大な問題に関する決定』）という指示を出した後、肥西県は県・郷鎮・村の3つのレベルで農地流動サービスセンターを設立しただけでなく、食糧生産大規模経営に対する直接的な補助政策を実施した。『農村土地請負経営権流動に関わる二十条』（2008年11月に公布）で次の2つの補助金が定められた。

1つは長期間経営を行う大規模経営に対する奨励金である。3年以上継続的に農業に従事し、経営面積が500ムー以上に達した大規模経営に、1回限りだが、100元/ムーの補助金が支給される。もう1つは「団地借地」による経営面積拡大に対する補助金である。一度に500ムー以上の団地化した農地を借り入れれば、1回限りだが10元/ムーの補助金が支給される。500ムーだと補助金は5,000元となるが、これは小型トラクター（約12~18ps）、あるいは条播機（12条）の補助残額に見合う。もし、3年以上継続的に経営が行われれば、5万元の補助金を得ることができるが、これは中型トラクター（30ps前後）、あるいは歩行型クボタ/ヤンマー田植機（4条植）の補助残額に見合う。1,000ムーだと1万元で、もし、3年以上継続的に経営すれば、10万元が支給される。これは大型トラクター（約80ps）、中国製コンバイン（60ps）、乗用型クボタ/ヤンマー田植機（6条植）の補助残額に相当する。このように補助金は機械投資を促進し、規模拡大を強力に後押しするものである。

表 5-1 肥西県における食糧生産大規模経営の展開

単位：戸、ムー

	規模	50~100	100~300	300~500	500~1000	1000~	総計
2008年	農家数		185	30	11	1	227
	農地面積		30,327.5	10,441.6	6,778.1	1,235.0	48,782.1
2010年	農家数	164	161	19	30	11	385
	農地面積	10,115.7	25,956.2	7,103.2	18,356.4	16,390.0	77,921.4
2011年	農家数	195	133	18	38	13	397
	農地面積	11,898.0	20,454.6	6,872.5	22,829.6	22,980.0	85,034.8
2012年	農家数	102	188	29	42	8	369
	農地面積	6,161.0	29,455.7	10,455.6	26,340.0	18,875.8	91,288.1

出所：肥西県の農業委員会の資料から筆者作成。

注：2008年のデータには不正確な点があり、あくまで参考値である。

以上のような補助金政策によって、表 5-1 が示すように、500 ムー以上、特に 1000 ムー以上の農家が 2010 年と 2011 年に大きく増加する。だが、2012 年に奨励金の支給が廃止されると、1000 ムー以上の農家は減少に転じ、500~1000 ムーの農家も 4 戸の増加にとどまっている。奨励金が廃止されたことで大規模経営の形成は弱くなっている可能性がある。なお、大規模経営でも 50~100 ムー層の農家数は 2012 年に減少した。この階層の不安定については次節で検討する。

表 5-2 2012 年肥西県における食糧生産大規模経営の展開

単位：戸、万ムー、ムー/戸、万トン

	農家数	農地面積	1 農家当たり農地面積	食糧生産量
全国	682,000	13,400.0		7,460.0
(全国全体に占める割合)	(0.30%)	(7.3%)	196.5	(12.7%)
安徽省	33,743	763.6		561.6
(安徽省全体に占める割合)	(0.23%)	(12.2%)	226.3	(17.9%)
肥西県	369	9.1		9.0
(肥西県全体に占める割合)	(0.16%)	(9.9%)	247.2	(15.4%)

出所：「2012 年農村土地請負経営及管理情況」『農村経営管理情況』2013 年第 10 期。安徽省農業委員会資料、肥西県農業委員会資料、安徽省統計局『2012 年安徽省統計年鑑』、肥西県統計局『2012 年肥西県統計年鑑』から筆者作成。

注：() 内の割合は食糧生産大規模経営の占める割合である。

全国でも安徽省でも食糧生産の大規模経営への農地集積、食糧生産の集中が進んでいる。表 5-2 をみると分かるように、1 農家当たりの農地面積は、安徽省は 226.3 ムーで全国平均の 196.5 ムーより大きい。肥西県はその典型であり、総農家の 0.16% に当たる 369 戸の大規模経営に農地面積の 9.9% に当たる 9.1 万ムーが集積されている。農家 1 戸当たりの農地面積は 247.2 ムーとなっている。

表 5-3 肥西県における農家・農地の機械平均保有量の変化（2008~2011 年）

		2008 年		2011 年		増加率	
		農家 100 戸当たり	100 ムー 当たり	農家 100 戸当たり	100 ムー 当たり	農家 100 戸当たり	100 ムー 当たり
小型トラクター	実数	16.26	3.34	17.66	4.31	8.6%	29.0%
	動力	88.26	18.13	90.91	22.75	3.0%	25.5%
小型トラクター付属農機	実数	47.45	9.75	52.97	12.93	11.6%	32.6%
		農家 1000 戸当たり	1 万ムー 当たり	農家 1000 戸当たり	1 万ムー 当たり	農家 1000 戸当たり	1 万ムー 当たり
大中型トラクター	実数	3.32	6.82	4.89	11.94	47.3%	75.1%
	動力	136.01	279.41	215.45	526.04	58.4%	88.3%
大中型トラクター付属農機	実数	4.98	10.23	7.05	17.22	41.6%	68.3%
コンバイン	実数	2.75	5.64	3.78	9.23	37.5%	63.7%
	動力	109.11	224.15	155.86	380.54	42.8%	69.8%

出所：肥西県統計局『肥西県統計年鑑』から筆者作成。

注：小型機械は台/100 戸、台/100 ムー、キロワット/100 戸、キロワット/100 ムーである。大型機械は台/1000 戸、台/万ムー、キロワット/1000 戸、キロワット/万ムーである。

こうした規模拡大とともに農業生産の機械化が急速に進んでいる。県政府が公布した機械保有量の総数と農家数・農地面積から計算した数値を用いて作成した表 5-3 をみてみよう。小型機械の農家の平均保有台数の増加率は 10%前後、農地面積当たりの平均保有台数の増加率は 30%前後にとどまっている。一方、大型機械では、農家の平均保有台数の増加率は 40~45%に、農地面積当たりの平均保有台数の増加率は 70%前後に達している。大型機械の普及の速度は小

型機械より速く、肥西県の機械化の進展に対して大きな影響を与えている。

第2節 大規模経営の投資と「団地借地」の初期資金調達

以下では、大規模経営に対する調査結果（2012年）を用いて、機械投資と地代支払いの特徴を考察し、大規模経営の形成条件を明らかにしたい。肥西県の農業委員会から県内の食糧生産農地の流動化の進展状況、大規模経営の形成状況、政府の推進政策について聞き取り調査を行い、肥西県政府から提供を受けた資料に基づいて表5-1を作成した⁸¹。そして、50ムー以上の大規模経営を対象に聞き取り調査を行った。調査した大規模経営の状況は表5-4に示すように50ムー以上100ムー未満7戸、100~300ムー11戸、300~500ムー4戸、500~1000ムー9戸、1000ムー以上3戸の計34戸である。「団地借地」を行っている農家のほとんどは500ムー以上層に集中していることが注目される。

（1）大規模経営における階層別の投資状況

大規模経営の経営面積と機械導入との間には表5-4が示すように密接な関係が存在している。農家は労働時間の短縮を図り、賃労働と機械委託の費用を節約するため、経営面積の拡大とともに機械を導入しているが、それが機械の稼働率の向上を求めさせ、一層の規模拡大に向かわせることになる。以下では調査した34戸農家を政府の統計区分と同じ5つの階層に分けて、機械導入による食糧生産の効率化の状況をみることにしたい。

50~100ムー層は、親戚・友人に頼まれて農地を借りている農家であり、経営耕地は分散している。保有している機械は自作農家とほぼ同じ小型トラクターだけで、農繁期の収穫と耕起などの機械作業は機械保有者や機械合作社等に委託しており、その費用は高い。田植は手作業だが、経営面積が小さいため家族労働力で対応が可能であり、臨時雇労賃は少額で済んでいる。農業所得は約2.6万円で、1農家当たりの平均所得3.4万円より低いため⁸²、他産業からの所得が必要となる。つまり、この階層の大規模経営は農業所得だけで生計を維持することは困難なのである。ただし、農業所得の占める割合は大きいため、農業以外の産業へ出稼ぎに行き、農地を手放して離農する可能性は小さい。そのため、この階層の大規模経営は経営面積を拡大し

⁸¹ 表5-1によると、300~500ムー層の大規模経営の数は少ない。これに関する分析は次節で行う。

⁸² 『2012年肥西県統計年鑑』（肥西県統計局）によると、1農家当たりの人数は4人、農村住民1人当たり年間所得は8,464.0元なので、1農家当たりの年間所得は約3.4万円となる。

たととしてもそのペースは緩慢で、長期にわたって、兼業経営の状態にとどまることが予想される。

表 5-4 規模別にみた大規模経営の機械導入と労働力使用状況

	50~100	100~300	300~500	500~1000	1000~
農家数 (戸)	7	11	4	9	3
団地借地農家数 (戸)	0	1	1	8	3
分散借地農家数 (戸)	7	10	3	5	2
小型トラクター (台/戸)	1.1	1.4	2.3	2.7	2.7
小型耕耘機 (台/戸)	0.1	0.7	1.3	1.7	2.0
条播機 (台/戸)		0.7	1.3	2.4	2.7
大型トラクター (台/戸)		0.1	0.3	1.2	2.3
大型耕耘機 (台/戸)		0.1		1.0	2.0
コンバイン (台/戸)			0.3	1.0	2.0
田植機 (台/戸)				0.1	1.3
機械投資総額 (万元/戸)	0.6	2.5	6.5	30.8	69.3
機械委託費用 (元/ムー)	360.0	236.9	252.9	129.3	114.7
臨時雇人数 (人)	5	16	33	44	48
臨時雇労賃 (元/ムー)	110.7	162.6	180.4	134.2	74.7
常雇人数 (人)	0	0	0	3	8
常雇賃金 (元/ムー)	0.0	0.0	0.0	47.9	65.1
家族労働力人数 (人)	2	2	3	1	1
農業所得 (万元)	2.6	8.3	17.2	41.9	109.3

出所：農家からの聞き取り調査により筆者作成。

注1：肥西県では、稲作の田植はほとんど手作業で行うため、田植作業の臨時雇用労働力が非常に多い。表の「臨時雇人数」は田植作業の臨時雇人数を指す。なお、「臨時雇労賃」は麦作における防除、除草、管理、運搬、稲作では育苗、田植、防除、除草、管理、運搬の作業から生じた費用である。

注2：500~1000 ムー層の家族労働力を使用する農家は最も小さい面積の4戸の農家である。そのうち常雇を導入していない農家は2戸である。

注3：全て1農家当たりの平均値である。

100~300 ムー層は小型機械の装備が進んでいる。小型耕耘機や条播機を購入している農家も少なくなく、機械作業の委託費用は50~100 ムー層よりも100元/ムー程度少ない。しかし、経営面積が大きくなったため、農繁期は家族労働力だけでは足りず、臨時雇の導入が進んでおり、

その分の費用が嵩んでいる。農業所得は 8.3 万元であり、生活費を賄うことができる。今後は、機械装備を充実させていくための投資を続けていく必要がある。それによって経営面積を拡大していく可能性は残されている。

300~500 ムー層は小型機械を完全に装備しており、一部の農家は大型機械も保有している。だが、経営面積が大きいため小型機械だけでは十分対応することは難しく、大型トラクター、大型耕耘機、コンバインなどの大型機械を保有していない農家は作業を委託しなくてはならず、その費用が嵩んでいる。また、水稻の田植は手作業で行うため大量の臨時雇を必要としており、その費用も大きい。農業所得は 17.2 万元と大きく、将来の規模拡大の可能性は 300 ムー以下層よりも高いと考えられる。しかし、この階層では大型機械の導入がまだ十分ではないため、これが経営構造と生産力に大きな影響を与えている。これについては次節で詳しくみる。

500~1000 ムー層のほとんどは「団地借地」による大規模経営である。大型トラクター、大型耕耘機、コンバインなどの大型機械を導入している。その結果、機械委託料金は 300~500 ムー層と比べると半分になっている。特に、農家の一部は団地化した農地で田植を田植機で行っており、臨時雇を削減している。そのため 300~500 ムー層と比べると、労賃も 1 ムーあたり 50 元前後も下がっている。また、常雇を導入し、借り入れた団地の管理を担当させている。この階層の大規模経営では農業生産に従事しているのは世帯主 1 人であり、他の世帯員は農業に従事していない。家族経営としての性格は著しく弱くなっている。この階層の大規模経営は「団地借地」を通じて農地を借りているので、一般的に 5 年以上にわたって現在の経営規模を維持することができる安定的な存在として考えることができる。

1000 ムー以上層は全て「団地借地」によって形成された大規模経営である。これまで継続的に機械の導入と規模拡大を繰り返しており、規模拡大に対して非常に積極的である。世帯主以外は農業に従事していない。しかも世帯主が行っているのは経営管理であり、実際の各団地の肥培管理などの業務は完全に常雇の担当となっている。この常雇に支払われる賃金水準も高く、1 ムー当たりの生産量に応じて支払う能力給料も導入されている。多額の投資と合理的な経営管理を通じて大きな農業所得を実現しており、非常に企業的な性格が強い大規模経営である。また、この階層の 2 戸の農家は育苗工場システムを導入し、田植機も購入している。団地化された農地の田植作業は機械で行っているため、臨時雇人数は少なく、臨時雇労賃の大幅な削減を実現している⁸³。

⁸³ (2)番農家（経営面積 1,418 ムー）は田植機がないため、2012 年の田植は全て機械作業委託で行った。2010 年に「団地借地」で農地 800 ムーを一度に借入したため、2012 年の時点では、機械導入は不完全な

以上をまとめておく、50~100 ムー層は農業所得だけで家計費を賄うことができず、農業以外の産業に従事する兼業農家であり、規模拡大のスピードは非常に遅い。100~300 ムー層と300~500 ムー層は小型機械の導入が進んでおり、今後、資金を蓄積して投資を行っていけば規模拡大が進む可能性もある。500~1000 ムー層と1000 ムー以上層は借入地の団地化を実現しているところが多い。機械の導入を通じて効率的な食糧生産を実現するとともに、常雇を雇用して管理作業を担当させ、雇用型の大規模経営となっている。ここで注意したいのは、大面積の「団地借地」のためには、農地への投資が必要であることに加え、大型トラクター、大型耕耘機、コンバイン、田植機等の新規の機械投資が必要となる点である。また、「団地借地」の地代は「分散借地」よりも高く、耕作前に支払わなければならない。肥西県の借り手に対するリスク保証金の支払いも必要である。そのため「団地借地」を通じた大規模経営の形成のための必要な初期投資は巨額なものとなる。次に、「団地借地」の大規模経営の初期資金の調達状況とその重要性を検討する。

(2) 「団地借地」の大規模経営の初期資金の調達

規模拡大の鍵を握っているのは機械投資であり、そのための資金をどのように調達しているかがポイントである。特に団地化された農地をいきなり借りて規模拡大するような場合—500 ムー以上層のほとんどがそうした規模拡大プロセスを辿っている—、この問題は決定的に重要である。また、地代の支払いは一括前払いであり、農地面積が大きいため、巨額にのぼる。リスク保証金の徴収は肥西県で貸出農家の保護政策として実施されている政策であり、その支払いも加わってくる。以下では、調査した大規模経営 34 戸のうち、「団地借地」を行った農家 13 戸について表 5-5 を作成し、それに基づいて「団地借地」における初期資金調達の実際を考察する。

表 5-5 から分かるように、土地流動合作社によって団地化された農地の貸借と、土地整理事業の下で団地化された農地の貸借である「団地借地」を行っている農家が 12 戸と多い。「団地借地」の際の投資総額（地代総額+新規の機械投入資金+農地流動化リスク保証金）のうち、地代の占める割合がかなり高い。そのため新規の機械投資を「団地借地」と同時に行うことは難しい。「団地借地」のための投資総額はほとんど数十万元に及んでおり、資金力のある農家で

状態にとどまっている。世帯主は 2014 年に運転資金に余裕ができた時に、田植機を購入し、育苗工場を設立する予定であると話していた。

なければ、これだけの規模拡大を実現することはできないのである。

表 5-5 団地借地の大規模経営の初期資金投入と調達

単位：面積はムー、期間は年、地代は元/ムー、地代総額・投入資金・保証金・所得・借金は万元

	1000 ムー以上			500~1000								500 ムー未満	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(13)	(20)
農家番号													
経営面積	2,060	1,418	1,108	922	849	803	723	590	550	520	520	428	200
うち団地借地面積	1,560	1,268	808	512	548	803	723	400	550	440	520	308	200
初めて団地借地をした年	09	05	10	12	10	09	10	11	07	06	10	09	11
団地借地契約期間	終	5	10	終	3	5	終	5	3	3	終	5	5
団地借地面積	580	468	508	512	548	217	723	400	550	420	520	308	200
団地借地地代	510	260	540	500	500	450	400	450	400	380	420	450	420
団地借地地代総額①	29.6	12.2	27.4	25.6	27.4	9.8	17.9	18.0	22.0	16.0	21.8	13.9	8.4
新規の機械投資資金②	33.0	11.9	31.5	37.2	17.5	11.7	11.4	2.3	0.0	1.3	11.0	2.0	2.0
農地流動化リスク保証金③	22.2	0.00	13.7	15.4	4.1	2.5	0.00	4.5	0.00	0.00	10.9	3.5	2.1
①+②+③	84.8	24.1	72.6	78.2	49.0	24.0	29.3	24.8	22.0	17.3	43.8	22.1	12.5
団地借地前の経営面積	500	150	200	410	301	0	700	190	0	0	700	120	5.2
団地借地前の平年農業所得	15	3	8	15	10	0	20	8	0	0	20	5	0.3
農業資材販売所得	6	3				4		4				3	
食糧販売所得			4		5				5				
他の農外自営業所得			2				6			6			
出稼ぎ・アルバイト所得													5.3
友人からの借金						5							

出所：農家への聞き取り調査から筆者作成。

注 1：団地借地前の経営面積の「0」は農地借入以前は農地貸出農家であったことを示す。

注 2：団地借地契約期間では、「終」は肥西県の第二次農地請負終了年（2024 年）までの契約であることを示す。

注 3：新規の機械購入資金は「団地借地」が行われた年の機械購入資金である。

注 4：「他の農外自営業所得」とは、「農業資材販売」と「食糧販売」以外の農外自営業所得である。

注 5：(2)番農家は、2010 年に 5 年契約を更新し、地代が 560 元/ムーに増加した。

注 6：(7)番農家は、村書記であり、もともと「分散借地」で本村で 700 ムーの農地を借り入れていた。2010 年に土地流動化協社を設立し、農地交換を通じて 700 ムー農地を団地化した。同時に、畦抜きを行って農地面積は 723 ムーとなった。借地継続のため地代を 300 元/ムーから 400 元/ムーに増加させた。「団地借地地代総額」は団地化による地代増加部分と畦抜き投資の合計で、「増加地代 100 元/ムー×農地面積 700 ムー+団地後地代 400 元/ムー×増加面積 23 ムー+畦抜き投資 10 万元」である。また、2008 年より前に、農地を借り入れているため農地流動化リスク保証金は支払っていない。

注 7：(8)番農家は、2011 年に新規の機械購入資金は少ないが、2012 年に 23.8 万元を投資している。

注 8：(9)番農家は、2010 年に 3 年契約を更新し、地代を 480 元/ムーに増加させた。また、2009 年に機械に 12.0 万元を投資した。2008 年より前に農地を借り入れているため農地流動化リスク保証金は支払っていない。

注 9：(10)番農家は、2009 年と 2012 年に 3 年契約を更新し、地代を 2009 年に 440 元/ムーに、2012 年に 480 元/ムーに増加させた。また、2012 年に 17.3 万元の大量の機械投資を行っている。2008 年より前に農地を借り入れているため農地流動化リスク保証金は支払っていない。

注 10：(11)番農家は、以前に江蘇省で大規模経営として農地 700 ムーを保有していたが、2006 年に帰省し、村民委員会の会計士を務めている。

注 11：(13)番農家は、2012 年に 12.5 万元の機械投資を行った。

資金調達方法をみると、13戸の「団地借地」を行っている大規模経営のうち、金融機関から資金を借り入れているケースは全くない点が注目される。金融機関は巨額の資金を農家に貸し付けるリスクをとらないためである。その結果、「団地借地」のために必要な膨大な資金を農家は自力で捻出せざるを得ないのである。

農家が自力で資金を蓄積するルートは表 5-5 が示すように、次の5つが考えられる⁸⁴。①「団地借地」前から一定の面積を経営すること、②農業資材販売、③食糧販売（前述の「經紀人」）、④が②と③の以外の農外自営業、⑤出稼ぎ・アルバイトである。また、「団地借地」による大規模経営の経営面積に拡大過程を示した図（図 5-1）を参照しながら、彼らの規模拡大における資金蓄積の役割を検討する。

以上の5つのルートのうち、最も重要なのは、「団地借地」を行う以前から一定の面積を経営していた農家が多いことである。9戸がこれに該当する。そのうち、(1)(2)(4)(7)の4戸は2003年以前から農地を借り入れて借地経営として成長してきた経営である。2003年から2008年の間は巨額の資金を蓄積する主要な時期に相当していたと考えられる。その間、毎年10~15万円の農業所得を得ており、2008年以後の政策支持下において、そこで蓄積した資金を使って、大面積の団地化した農地を借り入れている。(3)(5)(8)(13)の4戸は2003年以降に農地を借りて規模拡大に乗り出し、毎年10万円未満の農業所得を得て資金を蓄積し、2008年以降は「団地借地」を通じて大規模経営になった。注目すべきは、(3)(5)(8)(13)は(1)(2)(4)(7)よりも規模拡大への取り組み始めが遅れたにもかかわらず、先発組とほぼ同じ規模の「団地借地」経営になることができた点である。その理由は、農業資材販売や食糧販売などの事業を幅広く営むことで巨額の資金を蓄積していたことである。こうした事業から毎年約5万円の所得を得ていたため、「団地借地」のための資金を十分蓄積できたことが大きかった。

また、規模拡大の先発組であった(1)番農家と(2)番農家は、(3)(5)(8)(13)と同様、事業を手がけており、それが農業資材販売だったので、農業経営にとってもプラスの面が多く、調査農家でも最大規模の2戸に成長した。

一方、畜産業や漁業等で資金を蓄積した農家(6)(9)(10)もいる。前の(1)(2)(3)(5)(8)(13)と同様、彼らはいわゆる農村における「能人」⁸⁵にあたる。彼らは一般的に1990年代から存在しており、一貫して農村地域の富裕層として位置づけられる。資金の蓄積ルートは前出の大規模経営と比

⁸⁴ 表 5-5 の示すように、友人からの借金も1つの方法だが、これは一時的な借金であり、資本蓄積の主要ルートとして位置づけることはできない。

⁸⁵ 「能人」とは中国語の「郷村能人」の略称であり、農村地域での事業開拓、経営、販売、生産技術などの面で能力が高い人たちのことを指す。

べると細いため、2008 年前後から相対的に小さい団地化農地を借り入れ、機械投資を行うことで現在のような大規模経営となった。

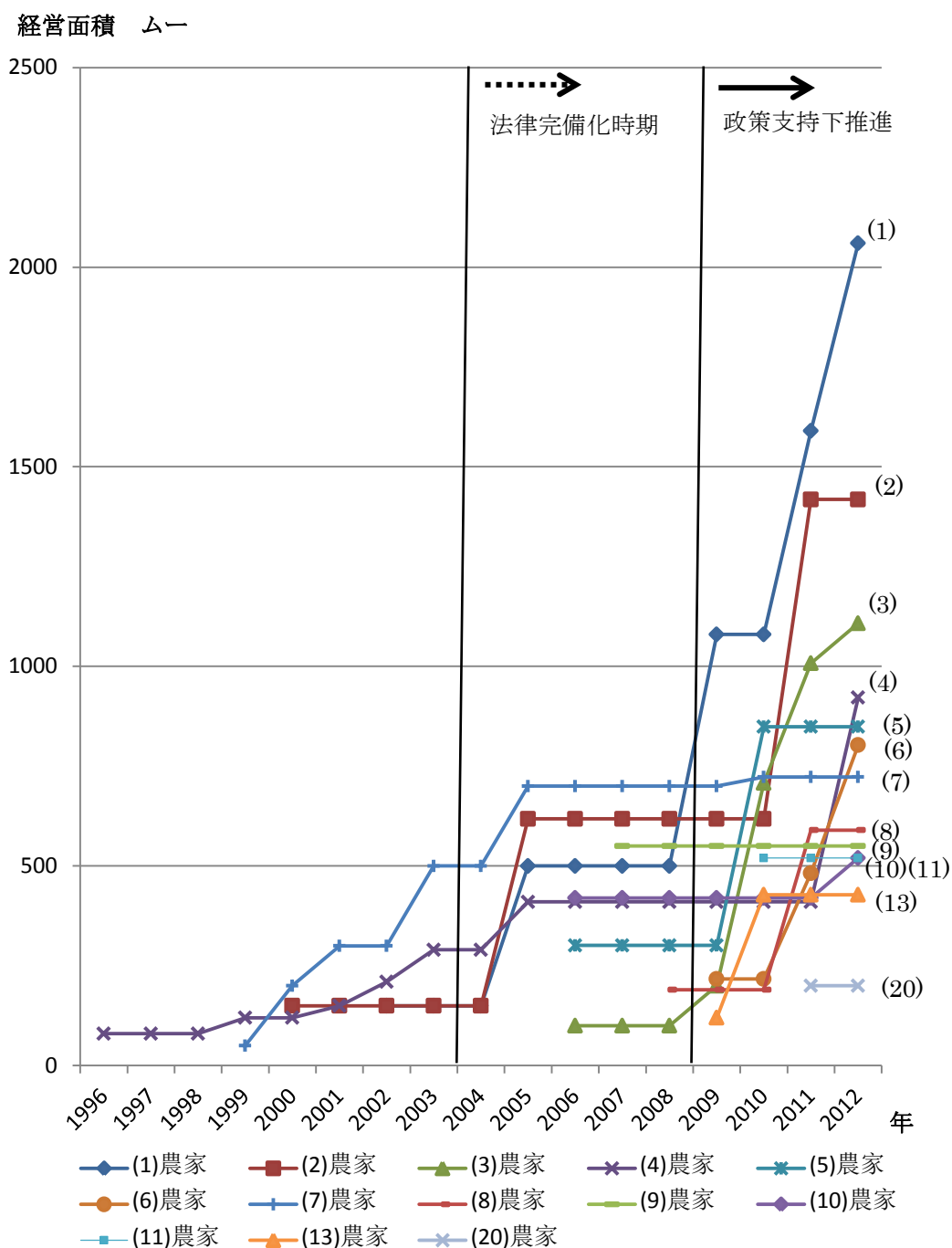


図5-1 「団地借地」による大規模経営の経営面積の変遷

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

また、借入面積が最も小さい(20)番農家の動きも注目される。出稼ぎで得た資金を蓄積して「団地借地」で大規模経営になったケースだからである。確かに農地面積は 200 ムーと少ないが、自作農家が「団地借地」での大規模経営に転換したことは、今後の構造変動の行方を考え

るうえで、重要な意味を持っている。そこで次に、(20)番農家の事例を取り上げ、このような農家が「団地借地」による大規模農家に上昇するルートの検討を行いたい。

(3) 自作農家が「団地借地」大規模経営に上昇するためのルート

(20)番農家は、世帯主(50歳)、父親(79歳)、妻(47歳)、息子(26歳)4人の家族である(2012年の調査時点)⁸⁶。当初は、世帯主は在宅のまま、農業をしながら高齢の父親の介護をしていた。電気技術をもっていたので、時々電気工としてアルバイトをし、農繁期には別の農家に臨時雇として雇われていた。こうして得ていた年間所得は約8,000円であった。妻は工場に出稼ぎに行き、年間所得は1.8万円であった。息子は2007年に大専⁸⁷を卒業し、会社に勤務して年間2.4万円の所得を得ていた。自家経営農地面積は5.2ムーと小さく、2011年以前の農業所得は年間約3,000円しかなかった。家計消費金額は3万円であり、毎年2万元以上の資金を蓄えていた。このような年齢構成と就業構造は、第3章の分析した自作農家の1つのタイプと似ている。世帯主は低い教育水準で出稼ぎに行くことができず、農業経営に従事しなければならないという状態にとどまっていた。だが、(20)番農家は、出稼ぎに行った世帯員(息子)が高い所得を得ている点で大きく異なっている。その結果、(20)番農家のような自作農家は資金を蓄積し、「団地借地」を通じて大規模経営に成長できる可能性が生れたのである。こうした自作農家が多くなれば、構造変動は進むかもしれない。

(20)番農家のいる村には土地流動合作社がある。合作社が設立された2007年当時、世帯主は合作社が開催した団地化農地の入札に参加したが、落札に失敗している。2011年に、団地化した農地200ムーを420円の地代で入札し、5年間の貸借契約を締結に成功を収めた。地代は耕作前に支払わなければならない、地代総計8.4万円と農地流動化リスク保証金2.1万円を払い、さらに1.3万円で新しい小型トラクター(16ps)と耕耘機、7,000円で条播機(8条)を購入して、大規模経営農家となった。この資金は世帯員の出稼ぎによって蓄積されたのである。

しかし、機械装備はまだ不十分なため、稲作の田植を手作業で行っており、それ以外の機械作業も委託している。世帯主は農業専従で年間200日前後、妻は田植と2回の収穫作業の時に帰村して手伝う(約20日)。そのほかの作業は全て臨時雇または機械作業委託で対応している。労働の内訳をみると、麦作は、家族労働時間が83人日、臨時雇労働時間が22人日である。稲

⁸⁶ 娘(28)がいるが、2008年に結婚によって戸籍が変更された。

⁸⁷ 「大専」は「大学専科」の略称である。中国の大学教育の1つであり、学部生(4年、学位有)と異なり、専科生は3年で卒業し、学位は無い。

作は、家族労働時間が 127 人日で、臨時雇が 256 人日である（このうち田植は 220 人日を占める）。2011 年の農業所得は約 10 万円で、2012 年には 12.1 万円となっている。世帯主によると、「今後、息子が結婚した後も資金を蓄積し、団地化した農地の借入を増やしていけば、他の「団地借地」の大規模経営と同じような、大型機械を購入して常雇労働力を導入した経営となる可能性がある」とのことである。

表 5-6 (20) 番大規模経営における自作農家から「団地借地」大規模経営への移行

		家族構成 (2012 年)	世帯主 (50)、父親 (79)、妻 (47)、息子 (26)
普通 農家	2011 年前	世帯主アルバイトと所得	電気工、農業臨時雇、8,000 円
		妻の出稼ぎと所得	製造業、18,000 円
		息子の出稼ぎと所得	会社勤務、24,000 円
		自作農業面積と所得	5.2 ムー、3,000 円
		家庭総所得	53,000 円
		家庭平年消費額	30,000 円
		毎年備蓄金	23,000 円
「団地借 地」大規模 経営	2011 年	「団地借地」投資の内訳	土地流動会社を通じて、200 ムーの農地を借入、地代は 420 円/ムー 新規の機械投資は小型トラクター 16ps1 台 6,500 円、小型耕耘機 1 台 6,500 円、条播機 8 条 1 台 7,000 円
		農業所得	約 10 万円
	2012 年	生産費用 (地代を除く)	211,376.8 円 (1 ムー当たり 1109.0 円)
		地代	84,000 円
		農業収益	416,600 円
	農業所得	121,223.2 円	

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

注：家庭平年消費額の内訳は以下の通りである。食品 20,000 円、タバコ 800 円、光熱電気 2,000 円、服飾費 3,000 円、携帯通信費 1,500 円、交通費 2,000 円、医療費 300 円である。

したがって、自作農家が「団地借地」による大規模経営となるためのポイントは、ともかく

資金の蓄積である。確かに、自作農家は資金の蓄積は難しく、「団地借地」の競争で有利な立場に立つことはできない。図 5-1 が示すように、形成された「団地借地」の大規模経営の中の経営面積が最も小さい農家である。だが、(20)番農家の事例は自作農家が「団地借地」を通じて規模拡大の可能性が零ではないことを示している。現在は「分散借地」での借り入れでも、資金を蓄積していけば、大面積の「団地借地」大規模経営に成長するかもしれないのである。当然ながら、このような規模拡大の速度は前述のような資金がある農家と比べてはるかに遅いと考えられる。

第3節 大規模経営における経営の現状と生産力の到達点

前節では、「団地借地」による大規模経営の形成条件の分析を行い、資金力のある農家が「団地借地」で農地貸借を行っていることが明らかになった。こうした農家が現在の大面積の大規模経営となるまでには数回の「団地借地」を行っている。本節では、「分散借地」よりも「団地借地」が優位にあることを明らかにする。そのうえで、「分散借地」の大規模経営が「団地借地」を通じて経営面積拡大を実現できた理由を検討する。

本研究で調査を行った 34 戸の大規模経営の機械と労働力の投入状況を示したのが表 5-7 である⁸⁸。肥西県では、「麦作+稲作」の二毛作の地域であるため、麦作と稲作を分けて分析を行う。ここで説明したいのはジャポニカ米とインディカ米の選択である。中国の長江流域で栽培されるインディカ米は交雑稲（ハイブリッド・ライス）の「イネ縞葉枯」という病害抵抗品種である。ところが、ジャポニカ米の品種はこの病害に抵抗性がない。また、ジャポニカ米の導入は稲作の栽培期間を延長させたが、そのことによって「イネ縞葉枯ウイルス」を媒介する「ヒメトビウンカ」は稲から麦に移った後に、再び翌年の稲に戻ることができるようになってしまった。特に、南方地方は気候が温暖であり、これを防ぐには、病虫害の防除作業技術が必要とされる⁸⁹。調査農家によると、インディカ米を生産する自作農家にとっては、農家所得に占める農業所得の割合は低く、ジャポニカ米への転換はリスクが高く、現実的ではないという状況にある。大規模経営の多くは自作農家の出身であるため、ジャポニカ米への移行に対しては慎

⁸⁸ 1000 ムー以上の調査農家の平均面積は 1500 ムーだが、肥西県と安徽省の 1000 ムー以上層の平均面積はこれより大きく、2200~2300 ムーであり、同じ 1000 ムー以上層といっても、その中では格差が存在している。しかし、ここでは調査農家のうち 1000 ムー以上層の数は少ないため、1000 ムー以上層については一括してまとめ、区分は行わないことにした。

⁸⁹ <http://dmny.cn-asean.cn/index.php?m=content&c=index&a=show&catid=30&id=1554> 中国・ASEAN 特色農業産業情報網 HP『ジャポニカ米成長期の短縮』2013 年 3 月 27 日。

重な態度で臨んでいる⁹⁰。それに対して、元郷政府の農業技術員、生産隊長、農業資材販売業等から農業経営を始めた農家は、技術をよく熟知しているため、インディカ米ではなく、ジャポニカ米を積極的に栽培する。大規模経営でも、経営面積が大きければ大きい経営ほど、特に「団地借地」による 500 ムー以上層の大規模経営では、大部分の農地でジャポニカ米が栽培されている。こうした農家のほとんどは経営管理、生産技術のレベルが高い「能人」である⁹¹。

表 5-7 階層別にみた大規模経営の経営面積と作目別栽培面積

	階層区分	50~100	100~300	300~500	500~1000	1000~
参照	安徽省大規模経営面積 (ムー/戸)	72.7	166.3	308.8	659.6	2,252.4
基準	肥西県大規模経営面積 (ムー/戸)	60.4	156.7	360.6	627.1	2,359.5
農地面積	経営面積 (ムー/戸)	62.0	178.3	376.3	666.3	1,528.7
	団地面積 (ムー/戸)	0.0	18.1	77.0	475.4	1,212.0
	分散面積 (ムー/戸)	62.0	160.2	299.3	190.9	316.7
稲作	ジャポニカ米 (ムー/戸)	0.0	13.6	77.5	441.0	1,159.4
	インディカ米 (ムー/戸)	62.0	164.7	298.8	225.3	369.3
	平均地代 (元/戸)	338.6	390.9	393.0	431.8	471.4

出所：安徽省農業委員会の資料、肥西県農業委員会の資料、農家への聞き取り調査により筆者作成。

注：平均地代 = (団地借地面積 × 団地借地地代 + 分散借地面積 × 分散借地地代) / (団地借地面積 + 分散借地面積)。

大型機械を導入した「団地借地」による 500 ムー以上層の大規模経営は他の階層と違い、家族労働力をあまり使用せず、常雇労働力を導入している。また、肥西県では田植は主に手作業で行うため、多くの臨時雇労働力が導入されている。だが、500 ムー以上層の一部は田植機を導入し、「団地借地」によって連坦した農地で機械を使って田植えを行っており、省力化を実現している。

地代は経営面積の拡大に伴って上昇している。経営規模の増大と団地化農地面積との間には密接な関係があり、団地化農地の地代がほとんど入札方式で決定されるため、地代はどうしても上昇してしまうからである。

⁹⁰ 『肥西県各年統計年鑑』（肥西県統計局）によると、インディカ米の生産地域である肥西県のインディカ米の栽培面積はジャポニカ米の 2.5 倍前後である。

⁹¹ ただし、実際に農家は栽培面積、生産量、販売価格には関心があるが、ジャポニカ米、インディカ米を区別していない。そのため後では両者を「稲作」として 1 つにまとめて分析を行った。

(1) 麦作における階層別の生産費・生産力の格差

中国の麦作は全面的に機械化されている⁹²。大規模経営の麦作における規模別にみた生産費用・生産力格差は顕著なものがある。特徴的なのは以下の3点である。

表 5-8 麦作における規模別の生産費と生産力

	階層区分	50~100	100~300	300~500	500~1000	1000~
概要	経営面積 (ムー/戸)	62.0	178.3	376.3	666.3	1,528.7
	1 ムー当りの機械投資額 (元/ムー)	94.0	120.7	164.2	433.8	465.2
	労働時間 (人日/ムー)	2.8	1.3	1.0	0.8	0.6
	販売価格 (元/kg)	1.87	1.92	1.93	2.02	2.03
費用	家族労賃 (元/ムー) ①	22.4	12.2	9.8	3.1	1.0
	臨時雇労賃 (元/ムー) ②	2.6	12.7	16.8	12.6	10.5
	常雇労賃 (元/ムー) ③	0.0	0.0	0.0	14.7	23.0
	機械委託費用 (元/ムー) ④	218.6	136.4	151.4	69.2	62.8
	減価償却費 (元/ムー) ⑤	4.1	7.6	8.3	19.1	17.2
	資材費 (元/ムー) ⑥	328.4	322.5	305.5	293.4	275.3
	生産費①~⑥の総計 (元/ムー)	576.1	491.4	491.8	412.1	389.8
生産 性	1 ムー当たり生産量 (kg/ムー)	370.7	355.0	352.5	348.3	341.7
	1 日当たり単収 (kg/人日・ムー)	131.2	290.3	369.1	470.0	552.7
収益	1 ムー当たり粗収益 (元/ムー)	691.7	683.4	679.4	701.7	694.0

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

注 1：1000 ムー以上層のうち、1 戸は 2011 年に「団地借地」を通じて経営面積を拡大したが運転資金が足りず、大型機械のは十分装備できていない。

注 2：全て 1 農家当たりの平均値である。

注 3：家族労賃と常雇労賃については麦作の労働時間と稲作の労働時間に応じて按分した。

第 1 は、資材費・生産力の階層別の格差である。規模拡大とともに資材費が低下している。

⁹² 徐小青「中国の農業経営体制の新たな変化」『農林金融』2013 年第 2 期 pp.22~36。2011 年の麦作の機械化率（機械作業面積/栽培面積）は、耕起 89.8%、播種 86.0%、収穫 91.1%である（中国農業年鑑編輯委員会『2012 年中国農業年鑑』）。

50~100 ムー層と比べると、1000 ムー以上層の資材費は約 50 元/ムーも低い。また、労働時間も大幅に減少しており、規模拡大に伴う労働生産性の向上は非常に著しい。ただし、土地生産性は経営面積の拡大に伴って減少している。同じ大規模経営であっても階層によって販売方式は異なっている。500 ムー以上層は一般的に企業に直接販売をしており、高い価格で農産物を販売している。一方、500 ムー未満層はほとんどこれまでと同様、庭先商人（中国語で「經紀人」または「糧販子」）への販売である。この販売面で生じた格差は 0.05~0.1 元/kg である⁹³。この価格は国家が制定した最低買付価格よりも低い。その結果、500 ムー以上層は単収が低くても 50~100 ムー層とほぼ同じ粗収益を得ている。

第 2 は、機械委託費用については、500 ムー以上層と 500 ムー未満層との間に格差がある。この要因は主として機械装備の差によるものである。50~100 ムー層は自作農家とほぼ同じで、保有しているのは小型トラクターだけである。その結果、麦作における耕起・播種・収穫等の主要な機械作業はいずれも作業委託に出されており、218.6 元/ムーの費用がかかっている。100~300 ムー層は小型機械をフルに装備しているため、機械委託費用を節約することができる。ただし、300~500 ムー層になると、経営面積は大きく、保有している機械だけでは対応できないため作業委託に出さざるを得ず、100~300 ムー層より機械委託費用が高くなっている。これに対して、500 ムー以上層は、大型機械化を装備しているため、機械委託費用は 300~500 ムー層の半分前後にまで下がっている。

第 3 は、規模拡大に伴う臨時雇労働力の増加と 500 ムー以上層での常雇労働力の導入である。麦作は機械化が進んでおり、投下労働時間は少ない。規模拡大に伴い、家族労働力だけでは対応できず、臨時雇を増大させている。これは全ての大規模経営においてみられる傾向である。注目したいのは、500 ムー以上層では常雇が導入され、それ以下の層と比べて労賃の総計費用が 5~10 元/ムー高くなっている点である。しかし、麦作では、常雇の導入による労賃の総計費用の増加はそれほどではない。一方、500 ムー未満層の家族労賃と臨時雇労賃の総計は、50~100 ムー層 25.0 元/ムー、100~300 ムー層 24.9 元/ムー、300~500 ムー層 26.6 元/ムーであり、僅かだが、300~500 ムー層で増加している。これは、雇用労働力の人件費と家族労賃の換算基準の差によるものである。現地では、除草、管理、防除、運搬等の作業は一般的に臨時雇を必要

⁹³ 中国の「經紀人」（農村の「能人」の 1 つのタイプ）が農産物の販売システムにおいて重要な役割を演じている。だが、利潤を追求しているため、農家から食糧等を買入れる時に、国家の公定最低買付価格よりも低い価格で買付をする。「經紀人」についての役割と経営は池上彰英「食糧の流通・価格問題」（阪本楠彦・川村嘉夫『中国の農村改革—家族経営と農産物流通』アジア経済研究所 1989 年、pp.75~177）、厳善平「中国における食糧の生産・流通・価格」（『桃山学院大学経済経営論集』1994 年第 35 巻第 4 号 pp.43~70）、張馨元「中国のトウモロコシ流通市場における「經紀人」の役割—吉林省の事例」（『アジア政経学会』2010 年第 4 号、pp.18~34）を参照のこと。

とする。臨時雇の導入するのは農繁期であるため労賃は高く、1日当たり120~130元である。それに対して、『2012年全国農産物コスト収益資料編』（中国国家発展改革委員会価格司）にある家族労賃1日当たり46.4元でしかない⁹⁴。そのため規模拡大に伴い、臨時雇の雇用が増加していくと、労賃の総計費用は増加してしまう。それを解決するには、上記以外の機械化された作業をできるだけ自家保有の機械で行う必要がある。ただし、300~500ムー層の機械装備は不十分なため、機械委託費用の増加が資材費の節約部分を全て相殺しており、生産費をみると、300~500ムー層は100~300ムー層よりも少し高くなっている。

したがって300~500ムー層にとっては、適切な機械の導入が重要な課題となっている。次にみる稲作の場合、この問題はより著しいものとなってくる。

（2）稲作における階層別の生産費・生産力の格差

稲作の機械化は耕起作業90.4%、収穫作業69.3%であるが、田植作業は僅か26.2%にとどまっている⁹⁵。調査した大規模経営の経営者によると、田植を機械作業委託する場合の費用は120元/ムー前後で、耕起、収穫等の作業委託費用70~80元/ムーと比べるとかなり高い。手作業で田植をすると、臨時雇の労賃は1人1日当たり120元前後で、1人1日当たり1ムーという作業速度である。これは機械作業委託とほぼ同じ費用である。確かに機械作業委託は労働時間を節約できるが、費用の低減にはつながらない。特に、現在使用している田植機の行間距離は30cmであり、現地の手作業の場合、行間距離は18~22cmである。栽培の密度は生産量に対して影響を与える可能性があるため、大規模経営でも一般的な栽培方法と同じように、手作業で田植をすることもある。他方、田植機の価格をみると、低速田植機（歩行型、作業速度20~30ムー/日）は3~5万元、高速田植機（乗用型、作業速度70~80ムー/日）は10~15万元である。かつ、田植機を使うためには同時に育苗システムを導入しなければならない。それには少なくとも20万元の資金が必要である。そのため田植機と育苗システムを導入するのは経営面積が1000ムー以上に到達してからのことである。

また、大規模経営であっても、乾燥機と倉庫を所有しているものはほとんどない。収穫時の10~11月の米価は最も低く、翌年の4~5月に高くなる。乾燥機を導入し、食糧を乾燥させて長

⁹⁴ 『全国農産物コスト収益資料編』（中国国家発展改革委員会価格司）によると、家族労働力1人1日当たりの賃金は「農村住民1人当たりの年間所得（元/人年）×農村労働力1人当たりの負担農村住民数÷年間労働日（250日/年）」として産出されている。農村労働力1人当たりの負担農村住民数=農村住民数/農村労働力数。

⁹⁵ データ出所は『2012年中国農業年鑑』（中国農業年鑑編輯委員会）である。

期間を保存して販売するのが経済合理的な行動である。小型乾燥機の価格は補助金を除くと 2 万元前後であり、大規模経営にとってはそれほど大きな投資ではないが、経営面積が最も小さい(34)番農家(50 ムー)は年間麦生産量 16.9 トン、稲生産量 27.5 トンであるため、1 時間当たり 0.5 トンの処理能力の機械の導入は割が合わないのである。また、20 トンのモミ⁹⁶の水分率を 30%から 16%に低下させるために要する費用は 500 元である。これに対して、人手を使って同じ 20 トンのモミで乾燥とすれば、25 人日で約 1,500 元が必要である。だが、現地調査によると、収穫したモミの水分率は 18~20%前後で、安徽省の食糧最低買付価格が求める水分率の 14~15%とあまり差はない。最も重要なのは、乾燥機を購入すると、数百トンの食糧の保管場所が必要となることである。倉庫などの保管場所の建設には 20~30 万元の資金が必要であり、さらに建設用地を取得するために政府の審査批准手続きも必要である。そのため、調査した大規模経営の経営者によると、乾燥機を購入せず、収穫後すぐに販売してしまう者が多い⁹⁷。現在の中国では乾燥機と倉庫は数千ムー規模の経営体のためのものなのである。

以上の稲作経営の特殊性を考慮し、大規模経営における米の生産費・生産力の特徴は以下の 3 点にまとめることができる。

第 1 は、麦作と同じく、経営面積の拡大に伴い、資材費の低下と労働時間の節約が実現している⁹⁸。注目されるのは、1 ムー当たりの生産量は規模拡大に伴い 50~100 ムー層から 300~500 ムー層までは低下しているのに対し、500 ムー以上層になると逆に増加に転じ、1000 ムー以上層の単収が最も高くなっている点である。これは前述した品種の変化がもたらした結果である。安徽省の品種別稲作単収を平均レベルで比較すると、インディカ米(525.1kg/ムー)よりジャポニカ米(532.4kg/ムー)の方が高い⁹⁹。表 5-9 ではインディカ米とジャポニカ米を分けて表示はしていないが、インディカ米を生産した 500~1000 ムー層の単収は 539.3kg/ムーで、1000

⁹⁶ 経営面積が 50 ムーの大規模経営((34)番農家)のモミ生産量(27.5 トン)よりも低い。

⁹⁷ 2010 年に安徽省では、穀物の乾燥機に対して最高 3.3 万元/台、最低 5,400 元/台の補助金を支給しており、合計 341 台の乾燥機に 1,122 万元の補助金が交付された。だが、同年安徽省の農業用機械補助金総額は約 5 億元であり、穀物乾燥機に対する補助金は僅か 2.2%にすぎない。こうした政策支持の不十分さは穀物乾燥機の導入が進まない理由の一つと考えられる。

⁹⁸ 『全国農産品コスト収益資料編』(中国国家発展改革委員会価格司)によると、1 ムー当たりの生産資材費用は、インディカ米(213.4 元/ムー)よりもジャポニカ米(248.5 元/ムー)の方が高い。同様に、1 ムー当たりの労働時間は、インディカ米(6.6 人日/ムー)よりもジャポニカ米(6.8 人日/ムー)の方が多い。500 ムー以上層では、インディカ米の栽培面積が大きくても、生産資材費用は 500 ムー以下層より少なく、労働時間も 500 ムー以下層より短くなっており、「団地借地」による費用と労働時間の節約の効果があらわれている。

⁹⁹ 中国国家発展改革委員会価格司が公布した『全国農産品コスト収益資料編』の 2011 年のデータである。全国平均の数字だが、大多数の農家は零細経営であるため(『中国第二次全国農業センサス資料編』(中国統計出版社、2009 年)によると、経営面積別の農家数の割合をみると、経営面積 50 ムー(=3.3ha)未満が 99.1%、30 ムー(=2ha)未満が 97.5%、15 ムー(=1ha)未満が 92.5%、当時 1 農家当たり経営面積 9.1 ムー未満が 82.7%である)、大規模経営との比較分析にとっては参考となる数値である。

ムー以上層はこれよりも低く 525.0kg/ムーであり、規模が大きい経営の方が単収は低い。しかし、大規模経営ほどジャポニカ米への転換が進んでいるためトータルとしてみると単収は下がっておらず、1000 ムー以上層が最も高くなっている。

表 5-9 稲作における規模別の生産費と生産力

	階層区分	50~100	100~300	300~500	500~1000	1000~
概要	経営面積 (ムー/戸)	62.0	178.3	376.3	666.3	1,528.7
	1 ムー当たり機械投資額 (元/ムー)	94.0	120.7	164.2	433.8	465.2
	労働時間 (人日/ムー)	5.2	2.9	2.3	1.8	1.3
	販売価格 (元/kg)	2.46	2.50	2.50	2.61	2.61
費用	家族労賃 (元/ムー) ①	42.9	19.3	13.4	4.2	1.2
	臨時雇労賃 (元/ムー) ②	108.1	149.9	163.6	121.6	64.2
	常雇労賃 (元/ムー) ③	0.0	0.0	0.0	33.3	42.1
	機械委託費用 (元/ムー) ④	141.4	100.5	101.6	60.1	51.9
	減価償却費 (元/ムー) ⑤	4.1	5.0	5.4	18.4	24.1
	資材費 (元/ムー) ⑥	369.8	360.0	331.0	329.1	310.8
	生産費①~⑥の総計 (元/ムー)	666.3	634.7	615.0	566.7	494.3
生産性	1 ムー当たり生産量 (kg/ムー)	557.1	553.5	550.0	559.3	576.7
	1 日当たり単収 (kg/人日・ムー)	107.6	192.1	238.4	311.8	491.4
収益	1 ムー当たり粗収益 (元/ムー)	1,372.0	1,383.2	1,360.3	1,457.5	1,507.9

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

注1：1000 ムー以上層のうち、1戸は2011年に「団地借地」を通じて経営面積を拡大したが、運転資金が足りず、大型機械は十分装備できていない。

注2：全て1農家当たりの平均値である。

第2は、500 ムー未満層の機械化の停滞と500 ムー以上層の機械化の進展である。機械委託費用については、500 ムー以上層と500 ムー未満層との機械装備の格差は顕著である。500 ムー以上層の「団地借地」による大規模経営では、大型機械を購入した結果、1 ムー当たりの機械投資額は450 元/ムー前後と非常に莫大なものとなった。調査した34 戸大規模経営のうち、

田植機を購入している農家は 1000 ムー以上層 3 戸中 2 戸 ((1)番農家と(2)番農家)¹⁰⁰と 500~1000 ムー層のうち経営面積が最も大きい 1 戸 ((4)番農家)¹⁰¹の計 3 戸だけである。また、田植機を購入せずに、団地化した農地での田植えを機械委託作業で行っている農家は 500~1000 ムー層の 3 戸 ((5)番農家、(6)番農家、(7)番農家) である¹⁰²。このように団地化農地での田植作業は機械で行われるため、労働時間は大幅に節約されている。また、コンバインを購入した農家は、1000 ムー以上層の 3 戸全部と 500~1000 ムー層 9 戸中 7 戸の計 10 戸である¹⁰³。収穫作業の一部は自分で行うことで、機械委託費用の削減が可能となり、100~500 ムー層と比べると、500 ムー以上層の機械委託費用は 40~50 元/ムー減少している¹⁰⁴。

他方、500 ムー未満層をみると、小型トラクターだけしか保有していない 50~100 ムー層の農家の機械委託費用は 141.4 元/ムーで最も高い。小型機械の完備に伴い、100~300 ムー層の大規模経営の機械委託費用は 40 元/ムー低下し、100 元/ムー前後となっているが、300~500 ムー層は経営面積が大きく、コンバイン・田植機等の大型機械の導入が必要だが、それが実現していないため機械委託費用は 100~300 ムー層と比べると低下していない。

第 3 に、大量の臨時雇労働力の導入である。現地における稲作作業の実際からすると大量の臨時雇用労働力の導入が必要である。表 5-9 が示すように、臨時雇労賃は、50~100 ムー層は 108.1 元/ムーだが、100~300 ムー層は 149.9 元/ムーに増加し、300~500 ムー層は 163.6 元/ムーと 50~100 ムー層より 51.3%も増加している。500 ムー以上層は 121.6 元/ムー¹⁰⁵、1000 ムー以上層は 64.2 元/ムーと低下している。表 5-10 をみると、そのほとんどは田植作業を手作業から機械作業に代えたことによる臨時雇労賃低下の結果である。稲作における田植作業の機械化の進展は生産費の低減にとって極めて重要な役割を演じているのである。ただし、前述のように、田植機と育苗システムの導入には巨額の資金が必要なため、1000 ムー以上にならないと導入は難しい。1000 ムー以上層の大規模経営は、「分散借地」ではなく、「団地借地」によって急速に形成されたものである。現在、500~1000 ムー層が、今後 1000 ムー以上層の全面的な機械化を実現した大規模経営を目指して、田植機を導入しているケースもみられる。そうした

¹⁰⁰ (1)番農家の経営面積は 2,060 ムー、(2)番農家の経営面積は 1,418 ムーである。

¹⁰¹ (4)番農家の経営面積は 922 ムーである。

¹⁰² 経営面積は(5)番農家 849 ムー、(6)番農家 803 ムー、(7)番農家 723 ムーである。

¹⁰³ 34 戸のうち、経営面積上位 10 戸の(1)~(10)番農家である。

¹⁰⁴ 1 ムー当たり機械委託作業費用では、インディカ米 (137.5 元/ムー) よりも、ジャポニカ米 (147.7 元/ムー) の方が高い (データ出所: 『2012 年全国農産品コスト収益資料編』)。500 ムー以上層では、インディカ米の栽培面積が大きくても、機械委託作業費用は 500 ムー以下層より小さく、「団地借地」の効果があらわれているとあってよい。

¹⁰⁵ 500~1000 ムー層 9 戸中 7 戸が常雇を導入した。この 7 戸の臨時雇労賃は平均 114.1 元/ムーに低下している。

500~1000 ムー層は将来、1000 ムー以上の上層農に成長していくと考えられる。

表 5-10 手作業による田植における臨時雇の影響力

	50~100	100~300	300~500	500~1000	1000~
経営面積 (ムー/戸)	62.0	178.3	376.3	666.3	1,528.7
機械作業面積 (ムー/戸)	0.0	0.0	0.0	158.5	992.7
手作業面積 (ムー/戸)	62.0	178.3	376.3	525.4	536.0
手作業臨時雇労賃 (元/ムー) ①	106.7	136.2	143.2	106.4	51.1
稲作全部臨時雇労賃 (元/ムー) ②	108.1	149.9	163.6	121.6	64.2
田植手作業臨時雇労賃割合①/②	98.7%	90.7%	87.5%	87.5%	79.6%

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

注1：1000 ムー以上層のうち、1戸は2011年に「団地借地」を通じて経営面積を拡大したが、運転資金が足りず、大型機械は十分装備できていない。

注2：全て1農家当たりの平均値である。

(3) 「分散借地」の限界と「団地借地」への移行の可能性

以上の2つの作目の経営構造を分析するために各階層の生産費・収益の全体像を示したのが表5-11である。経営面積拡大によって資材費は減少している。100~300 ムー層と比較すると、300~500 ムー層では臨時雇労賃・機械委託費用が増加しているため、その優位性が相殺され、地代を含む生産費は100~300 ムー層とあまり差がない。むしろ、規模拡大による単収減少のため、300~500 ムー層の粗収益は100~300 ムー層よりも低くなっている。その結果、100~300 ムー層と比べて300~500 ムー層は高い労働生産性を実現しているが(1ムー当たりの労働時間は3.3人日に低下した)、1ムー当たりの農業所得は475.6元/ムーと低い。この単収の低下は先行研究が議論してきた問題である。規模拡大による効率性の向上は限定的なのである。その根本的な原因は「分散借地」にあると考えられる。300~500 ムー層では、借入地は団地化され連坦した状態ではなく、数箇所分散しており(同一の村の借入地が数生産隊に分散)、機械を導入しても、各箇所に行く必要があるため、非効率を生じる。また、前掲表5-4が示すように、小型機械を導入していても、経営面積が大きいため十分作業を行うことができず、機械委託作業を使わざるを得ず、それが費用を増やしている。したがって、これまでの「分散借地」によ

って形成された大規模経営は、100~300 ムー層までは生産費の低減と所得の向上を実現することができる。だが、300~500 ムー層になると、小型機械であっても耕地分散に対応することができなくなり、非効率性を招いている。次節の分析が示すように、「分散借地」のまま 500 ムー以上層に上昇すれば、さらなる収益悪化をもたらす可能性が高いと考えられる。

表 5-11 食糧生産大規模経営における規模別の生産費と生産力

	階層区分	50~100	100~300	300~500	500~1000	1000~
概 要	経営面積 (ムー/戸)	62.0	178.3	376.3	666.3	1,528.7
	1 ムー当たりの機械投資額 (元/ムー)	94.0	120.7	164.2	433.8	465.2
	労働時間 (人日/ムー)	8.1	4.2	3.3	2.6	1.9
費 用	家族労賃 (元/ムー)	65.4	31.5	23.2	7.4	2.2
	臨時雇労賃 (元/ムー)	110.7	162.6	180.4	134.2	74.7
	常雇労賃 (元/ムー)	0.0	0.0	0.0	47.9	65.1
	機械委託費用 (元/ムー)	360.0	236.9	252.9	129.3	114.7
	減価償却費 (元/ムー)	8.2	12.7	13.8	37.5	41.3
	資材費 (元/ムー)	698.2	682.5	636.5	622.5	586.1
	その他 (元/ムー)	51.6	62.7	76.2	100.0	97.6
	生産費① (地代を除く) (元/ムー)	1294.1	1189.0	1183.1	1078.9	981.9
	地代 (元/ムー)	338.6	390.9	393.0	431.8	471.4
	生産費② (地代を含む) (元/ムー)	1632.7	1579.9	1576.1	1510.7	1453.3
収 益	粗収益 (元/ムー)	2063.7	2064.4	2051.7	2159.2	2201.1
	1 ムー当たり純収益 (元/ムー)	431.0	484.5	475.6	648.5	747.8
	所得 (万元/戸)	2.6	8.3	17.2	41.9	109.3

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

注 1：1000 ムー以上層のうち、1 戸は 2011 年に「団地借地」を通じて経営面積を拡大したが、運転資金が足りず、大型機械は十分装備できていない。

注 2：全て 1 農家当たりの数値である。

注 3：「その他」は機械の燃料費、灌漑排水費、電気費用を含む。

注 4：各階層の「自己資本利子」は、50~100 ムー層 34.8 元/ムー、100~300 ムー層 32.7 元/ムー、300~500 ムー層 32.9 元/ムー、500~1000 ムー層 30.5 元/ムー、1000 ムー以上層 27.8 元/ムーであり、少額となるため、ここでは無視する。

他方、500 ムー以上層は、「団地借地」を通じて経営面積を急速に拡大し、機械を効率的に使うことができるため大型機械を購入し、機械委託費用を大幅に低下させている。特に、1000 ムー以上層では、全面的な機械化によって、各費用を大幅に低下させている。なお、「団地借地」による規模拡大に伴い、地代は、100~500 ムー層より 50~100 元/ムー程度、50~100 ムー層より 100~150 元/ムー増加しており、生産費①の優位性の一部が相殺されているが、所得という点では 500~1000 ムー層で 100 元/ムー前後、1000 ムー以上層で 150 元/ムー前後の優位性を保っている。なお、粗収益から生産費①（地代を除く）を引いた、各階層の地代負担力をみると、50~100 ムー層 769.6 元/ムー、100~300 ムー層 875.4 元/ムー、300~500 ムー層 868.6 元/ムー、500~1000 ムー層 1082.9 元/ムー、1000 ムー以上層 1221.4 元/ムーとなる。一方、下層農（自作農家）の年間農業所得は 632.7 元/ムー¹⁰⁶であるのに対して、「団地借地」の地代は 450~550 元/ムーにとどまっており、大規模経営の地代負担力から考えると、今後、地代が上昇する可能性は非常に高いと思われる。前章でみたように、団地化農地の増加によって「団地借地」を巡る担い手の間の競争は緩和されることになる。一方、「団地借地」によって形成された大規模経営は大量の経済的剰余＝高い地代負担力をもっているため、できるだけ多くの利益を得ようとする貸し手との交渉次第では、地代水準は上昇するかもしれない。

また、500 ムー未満層が将来、500 ムー以上層に移行する可能性だが、従来の「分散借地」のままの拡大では、逆に経営悪化をもたらすことが予想される。それを克服するには「団地借地」が有効だが、その実現にとって最も重要な条件は資金の蓄積である。現在の 300~500 ムー層の大規模経営は家族労働力 3 人が働いている。肥西県の農家の平均人数は 4 人なので、農業以外の所得は少ないと考えられる。そこで、現在の所得 17.2 万元から家計費を差し引いて残った金額を計算すると、それを数年間にわたって蓄積していけば、「団地借地」によって規模拡大を実現する可能性はある。

したがって、大規模経営は 2 つのタイプに分けて把握することが必要である。1 つは、500 ムー以上層である。「団地借地」による団地化した農地において全面的に機械化した農業を営む「雇成型」大規模経営である。もう 1 つは、500 ムー未満層であり、これまでと同じ「分散借地」で農地を拡大し、家族労働力を主体とした「家族型」大規模経営である。次節では、調査した 34 戸の大規模経営の中、限界 500 ムー前後の「団地借地」を通じた形成された(9)番農家、(11)番農家、(12)番農家を取り上げて比較分析を行い、大規模経営の機械装備と生産費の低減における「団地借地」の役割を明らかにする。

¹⁰⁶ これらのデータの出所は『2012 年全国農産品コスト収益資料編』（中国国家發展改革委員会価格司）。

第4節 「団地借地」の大規模経営における機械導入と生産費の低減

前述の分析によって、「団地借地」を通じて規模拡大を行う大規模経営は主に 500 ムー以上層である。また、500 ムー以上層は 500 ムー未満層と違い、機械導入を通じて生産費の低減、生産力の向上を実現することができる。本節では、経営面積がこの 500 ムーのラインを上回る同程度の規模の「団地借地」で規模拡大を実現した(9)番農家（経営面積 550 ムー、団地化面積 550 ムー）と(11)番農家（経営面積 520 ムー、団地化面積 520 ムー）、「分散借地」で規模拡大を図ってきた(12)番農家（経営面積 520 ムー、団地化面積なし）の3つの農家に対する分析を通じて、機械装備と生産費の低減における「団地借地」の優位性を明らかにする。

（1）借地方式と機械装備の概況

2012年現在の(9)番農家、(11)番農家、(12)番農家の経営農地と機械導入の概況を示したのが第5-12表である。(9)番農家と(11)番農家の農地は全て「団地借地」で拡大し、1箇所集積されている。それに対して、(12)番農家の農地は全て「分散借地」での拡大であり、3村計14生産隊に経営耕地が分散している。契約状況だが、(9)番農家は3年契約で、2007年から調査時点2013年までに、契約を2回更新し、地代は480元/ムーに上昇しており、今後、契約も継続するつもりである。(11)番農家は肥西県の第二次請負期間の終了年の2024年までの契約期間となっており、地代は420元/ムーである。一方、(12)番農家は「分散借地」であるため村によって契約内容が異なる。①番農地は2005年から当初1年ずつ更新し、2008年から3年おきに更新してきた。地代は300元/ムーである。②番農地は2009年から3年更新であり、地代は340元/ムーである。③番農地は2012年に5年契約を結んだばかりであり、地代は360元/ムーである。

注目されるのは機械装備である。「分散借地」の(12)番農家は規模拡大に伴って機械を導入しているが、小型機械で、台数も少なく、自分の機械で全て農作業に対応することができない状態にとどまっている。(11)番農家は「団地借地」を行うため2010年に30psのトラクター1台と付属機械である耕耘機1台を導入したが、やはり全ての農作業を自分の機械で対応することができない¹⁰⁷。一方、「団地借地」の(9)番農家は2009年に30psのトラクター1台と付属機械

¹⁰⁷ (11)番農家は、今後規模拡大をする予定であり、現在資金を蓄積しているところである、将来的には、規模拡大を実現した後、コンバイン等の大型機械を導入する計画である。

である耕耘機 1 台を導入し、さらに 2012 年に 50ps のコンバイン 1 台を導入した。その結果、(11)番農家と(12)番農家と異なり、収穫作業も自家所有の機械で対応できるようになっている。

表 5-12 (9)番農家、(11)番農家、(12)番農家の比較対照 3 農家の借地と機械装備の概況

	(9)番農家	(11)番農家	(12)番農家
経営面積 (ムー)	550	520	520
団地化面積 (ムー)	550	520	0
農地団地化程度	1 箇所 (2 隊) に集積	1 箇所 (2 隊) に集積	3 村 (5 隊+3 隊+5 隊) ①5 隊 120 ムー ②3 隊 160 ムー (自宅所在村) ③6 隊 240 ムー
契約期間	3 年更新	2024 年まで	①と② : 3 年更新 ③ : 5 年更新
平均地代 (元/ムー)	480	420	340
機械保有	トラクター12ps1 台 トラクター18ps1 台 トラクター40ps1 台 耕耘機 2 台 コンバイン 50ps1 台	トラクター12ps2 台 トラクター30ps1 台 耕耘機 1 台	トラクター8ps1 台 トラクター12ps2 台 耕耘機 2 台

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

注：ここでいう耕耘機とはトラクターの後ろにつけるものであり、プラウではない。

(2) 機械導入と生産費の低減

(9)番農家、(11)番農家、(12)番農家の生産費状況を示したのが表 5-13 である。300~500 ムー層と 500~1000 ムー層の 1 農家当たりの平均値を参照数値として入れる。3 つの農家を比較すると、次の 3 点にまとめることができる。

第 1 に、家族労働力の代替としての常雇労働力の導入である。(12)番農家の経営農地は 3 村に分散しているため世帯主 1 人の圃場管理は困難である¹⁰⁸。表 5-12 の②番農地 (160 ムー)

¹⁰⁸ (12)番農家では、孫 (1 歳) が 2011 年に生れたため、妻 (53 歳) は息子 (27 歳) と嫁 (25 歳) の就

は世帯主自らが経営しているが、①番農地（120 ムー）は1人、③番農地（240 ムー）は2人の常雇に頼んで担当させている。常雇労働力の年間賃金は8,000 元/人であり、主な仕事は灌漑、肥培管理などである。「団地借地」の(9)番農家は常雇労働力1人当たりの年間賃金1 万円で3人を導入している。機械の運転手と家族労働力の補完のためである¹⁰⁹。一方、(11)番農家は夫婦経営で、機械も少ないため、常雇労働力を導入していない。

表 5-13 比較対照 3 農家の生産費

	(9)番農家	(11)番農家	(12)番農家	300~500	500~1000
資材費（元/ムー）	628.9	643.9	652.1	636.5	622.5
家族労賃（元/ムー）	5.7	12.5	6.3	23.2	7.4
常雇労賃（元/ムー）	54.5	0.0	46.2	0.0	47.9
臨時雇労賃（元/ムー）	146.9	157.4	149.6	180.4	134.2
うち田植臨時雇労賃（元/ムー）	120.0	124.6	130.0	143.2	106.4
機械委託費用（元/ムー）	128.3	267.9	279.6	252.9	129.3
減価償却費（元/ムー）	40.7	23.2	4.8	13.8	37.5
その他（元/ムー）	85.5	85.0	110.0	76.2	100.0
生産費①（地代を除く）（元/ムー）	1090.5	1189.9	1248.6	1183.1	1078.9
地代（元/ムー）	480.0	420.0	340.0	393.0	431.8
生産費②（地代を含む）（元/ムー）	1570.5	1609.9	1588.6	1576.1	1510.7
粗収益（元/ムー）	2172.3	2126.4	1929.8	2051.7	2159.2
1 ムー当たり純所得（元/ムー）	601.8	516.5	341.2	475.6	648.5

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

注1：全て1 農家当たりの数値である。

注2：「その他」は機械の燃料費、灌漑排水費、電気費用を含む。

第2に、これまでの分析から分かるように、調査地の田植作業は主に手作業で行うため大量の臨時雇労働力が必要とされる。この3 戸の農家はいずれも田植機は所有していないため、大量の臨時雇を利用してしている。その結果、「団地借地」と「分散借地」とも臨時雇賃金150 元/ム

業先である肥西県の都市部に行っている。

¹⁰⁹ (9)番農家では、妻（37 歳）は製造業に出稼ぎに行っているため農業をすることができない。高齢した母（66 歳）は無就業、息子（15 歳）は就学中である。

一前後となっている。

第3に、「団地借地」によって大型機械の導入が可能になったことである。(12)番農家は大型機械を所有しておらず、導入した小型機械は主に②番農地で利用している。その理由は①番農地(5生産隊120ムー)と③番農地(6生産隊240ムー)と比べ、②番農地(自宅がある地区、3生産隊160ムー)の農地は比較的まとまっているためである。①番農地と③番農地では、主に隣接の自作農家と小規模農家(50ムー未満の農地の借り手農家)と一緒に機械作業委託に出している。その機械委託費用は279.6元/ムーで、500~1000ムー層の平均値129.3元/ムー、300~500ムー層の平均値252.9元/ムーよりも高い。その結果、生産費①(地代を除く)は1248.6元/ムーで、500~1000ムー層の平均値1078.9元/ムーと300~500ムー層の平均値1183.1元/ムーよりも高くなっている。また、(11)番農家は「団地借地」によって経営面積を拡大しているが、大型機械は30psのトラクター1台だけで、麦の播種、麦と稲の収穫は(12)番農家と同じく全て機械作業委託で行うため、機械委託費用の低減の効果は極めて小さい。団地化されているため、地代は420元/ムーと(12)番農家340元/ムーよりも高く、生産費②は1609.9元/ムーと極めて高くなっている。一方、(9)番農家は40psのトラクター1台と50psのコンバインを導入し、収穫作業は自家機械で行うことで、委託費用を大幅に低減させ128.3元/ムーとなっている。その結果、生産費①は1090.5元に低下した。地代は480元/ムーで3つの農家の中の最も高いが、生産費②は1570.5元/ムーで3戸の農家の中で最も低い。

したがって、「分散借地」と比べ、「団地借地」は大規模経営の大型機械導入の可能性を高めることになるが、導入される大型機械の種類に注意する必要がある。前掲表5-4によると、「分散借地」による大規模経営が保有している機械は主に耕起作業を担う小型トラクターである。

「団地借地」による大規模経営は生産費を低減するためには、大型トラクターだけでなく、コンバインを導入し、収穫作業も自家所有機械で行わなくてはならない。「団地借地」の大規模経営にとっては大型機械導入のための投資が重要であり、それだけ十分な資金がある農家であって初めて「団地借地」の効果を発揮できる主体となれるということである。なお、「団地借地」による大規模経営の成長過程については、経営面積が最も大きい農家に対する事例分析を次節で行い、「団地借地」で形成された大規模経営の農地集積と経営構造を明らかにする。

第5節 「団地借地」による大規模経営の農地集積と経営構造

(1)番農家は調査した34戸の大規模経営の中で、最大の経営面積を保有する農家である。2012

年現在の経営面積は 2,060 ムーに達し、そのうち「団地借地」の農地面積は 1,560 ムーである。本節では、(1)番農家（世帯主を「C 氏」と呼び、以下では(1)番農家を「C 経営」とする）を取り上げて分析を行う。それによって、「団地借地」による大規模経営の農地集積と経営構造を明らかにする。

（1）経営の沿革—農業資材販売商人から「団地借地」による大規模経営へ—

表 5-14 に示すように、C 氏は 1991 年から農業資材販売をしており、最初は仲買商人として農業資材のメーカーから農業資材を購入し、農家に販売する仕事をしていた。1996 年に独立して農業資材販売店を開業し、その 2 年後、長年の取引関係がある H 種子会社と固定販売関係を締結した¹¹⁰。同年、江蘇省の蘇南地域を訪れた時、そこで展開していた大規模経営に関心をもった。その経験が契機となって、肥西県で自ら大規模経営になろうと考えるようになった。

2002 年に、C 氏は県政府のある J 鎮で農業資材販売支店を設立し、同年 10 月、1 つの村の放棄地 150 ムーを地代 100 元/ムーで借り入れて¹¹¹大規模経営となった。当時、「三農問題」が次第に顕著になっており、農業を廃止して出稼ぎに行く若年層の農業労働力が増加していたので、C 氏の農業経営への参入は村民委員会から非常な歓迎を受けた。その年の農業所得は約 2 万元であった。2004 年に、肥料・薬剤・フィルム等を生産する N 会社と固定販売関係を締結する。2005 年に、2 つの村の放棄地 200 ムー（地代 160 元/ムー）と 150 ムー（C 氏の出身村、地代 180 元/ムー）を借り入れ、同時に、小型機械を数台導入した。だが、以上の 500 ムーの農地は 3 つの村に分かれており、同じ村の中でも零細で分散していた。また、生産条件も悪かったため 2005 年の所得は約 10 万元であり、1 ムー当たり 200 元前後にとどまった。2005 年の全国平均レベルは「麦作+稲作」1 ムー当たりの利潤は 313.3 元/ムーなのでかなり低かった。そのため 2006 年に C 氏は 10 万元を投資し、農道の修繕と水路の修復を行った。同年に、C 氏は食糧販売の S 会社と固定販売関係を締結した。その結果、2006 年の所得は 13 万元に増加した。

¹¹⁰ このような固定販売関係の締結は契約書に基づくものではなく、友人関係のような関係である。後の肥料・薬剤・フィルム等の販売を営む N 会社、小麦・米の加工企業 S 会社との固定販売関係も同様である。

¹¹¹ この農地の地代は 2005 年に 180 元/ムーに増加し、2008 年に他の二つの農地と一緒に becoming 240 元/ムーになり、2011 年には 320 元/ムーに増加した。

表 5-14 C 経営の発展過程

年	農地集積（地代）借地方式	農業投資	販売関係
91			農業資材販売開始
96			農業資材販売店舗設立
98			H 会社（種子、育種） 蘇南の大規模経営に関心を抱く
01		機械投資 0.8 万元	
02	150 ムー（100 元/ムー）「分散」		県政府所在地支店開設
04			N 会社（肥料、薬剤、フィルム等）
05	200 ムー（160 元/ムー）「分散」 150 ムー（180 元/ムー）「分散」	機械投資 6.15 万元	
06		農道修繕、水路疎通 10 万元	S 会社（麦、米）
09	580 ムー（510 元/ムー）「団地」	機械投資 33 万元	
10		機械投資 5.9 万元	
11	510 ムー（530 元/ムー）「団地」	機械投資 36.4 万元	
12	470 ムー（510 元/ムー）「団地」	機械投資 14 万元 育苗工場 20 万元	

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

注：「分散」は「分散借地」、「団地」は「団地借地」である。

2009 年に、C 氏は農地整理事業を実施した村の農地 580 ムーを「団地借地」を通じて借り入れた¹¹²。同じ年に大量の資金を投入して大型機械を導入した。2010 年に、いくつかの村で農地整理事業が終了することを見込んで機械の追加投資を行った。そして、2011 年に、土地整理事業によって団地化した農地 510 ムーを地代 530 元/ムーで借り入れた。2011 年末から 2012 年初めにかけて、C 氏は H 会社（種子販売・育種開発）の援助を受けて田植機と育苗システムを導入した。2012 年に、再び土地流動合作社を通じて 470 ムーの農地を地代 510 元/ムーで借り入れた。こうして C 経営の経営面積は 2,060 ムーに達し、肥西県における食糧生産大規模経営の中でも 4 番目の大きさとなった。経営面積のうち、団地化面積は 75.7%に当たる 1,560 ムーである。

¹¹² この農地の地代は 2012 年に 530 元/ムーに増加した。

(2) 経営の現状

1) C 経営の概況

2012年現在のC経営の経営概況を第5-15表に示す。経営面積は2,060ムー(137.3ha)で、6箇所分布している。そのうち「団地借地」は1,560ムーで、3箇所(①②③)、6生産隊に属する。「分散借地」は500ムーで、3箇所(④⑤⑥)、13生産隊に属する。ここで注目したいのは、「分散借地」の農地は13生産隊に分散し、同じ生産隊の中にある数十ムーの農地も分散しているのに対し、「団地借地」の農地は生産隊ごとにまとまっている点である。また、契約期間もそれぞれ異なる。「団地借地」の契約は、②と③は10年であり、①は第二次請負終了の2024年までである。一方、「分散借地」では、3年または5年の契約である。地代をみると、「団地借地」の地代は全て500元/ムー以上だが、「分散借地」はそれよりかなり低く、300~350元/ムーである。

労働力では世帯主C氏が全体の責任者であり、常雇10人を各所の農業生産の担当者としている。常雇の年齢はほとんど50代であり、全員が農業生産技術に熟知している生産隊長である。具体的な常雇の配置は①と②と③が2人ずつ、④が1人、⑤が2人、⑥が1人である。農繁期になると各所の担当者(常雇)は近所の人を臨時雇として雇用している。

機械の導入状況をみると、最初の自作農家であった時は小型トラクターだけであった。その後、「分散借地」での規模の拡大に伴い、小型トラクター、耕耘機、条播機等の小型機械を装備していく。2009年以降、「団地借地」の開始によって、機械の馬力が大きくなってきた。また、農業所得を機械の追加投資に充て、さらに多くの農地を「団地借地」で借り入れ、現在のような大規模経営となった。特に、2011~2012年には田植機と育苗システムを導入し、これまでの手作業による田植からの脱却が図られた。

「麦作+稲作」の二毛作の食糧生産大規模経営として、小麦2,030ムー、米2,060ムーを作付けている。中国の長江流域では、現在のインディカ米からジャポニカ米への転換が進んでいる¹¹³。C氏は企業との取引関係を通じてジャポニカ米の栽培を以前から考えており、2009年の初めての「団地借地」の時から、団地化農地でジャポニカ米を栽培している。2012年の団地化農地1,560ムーの全てでジャポニカ米が栽培されている。インディカ米は「分散借地」の500

¹¹³ インディカ米からジャポニカ米の生産・消費圏への移行に伴い、消費者のジャポニカ米嗜好は伝統的なインディカ米消費圏である南方にも浸透している。ジャポニカ米の価格優位や生産拡大はその反映である(具体的には青柳斉「中国長江流域のコメ主産地の特質と展開過程—品種構成の観点から—」と『中国コメ産業の構造と変化—ジャポニカ米市場の拡大』の第1章「中国の米生産と消費・流通の動向」を参照)。

ムーの農地で栽培されている。単収水準は、小麦 350kg/ムー、インディカ米 550kg/ムー、ジャポニカ米 580kg/ムーである。小麦の単収は安徽省平均レベル 375.4kg/ムーより低い、インディカ米とジャポニカ米は肥西県の平均レベル（528kg/ムーと 532kg/ムー）よりも高い。

表 5-15 C 経営の経営概況

土地	団地借地 (出身村からの距離)	①510 ムー (800m)	地代 530 元/ムー、2 生産隊、契約期間 2024 年まで
		②580 ムー (600m)	地代 530 元/ムー、2 生産隊、契約期間 10 年
		③470 ムー (1500m)	地代 510 元/ムー、2 生産隊、契約期間 10 年
	分散借地 (出身村からの距離)	④150 ムー (500m)	地代 340 元/ムー、4 生産隊、契約期間 3 年ずつ更新
		⑤200 ムー (1100m)	地代 320 元/ムー、6 生産隊、契約期間 5 年ずつ更新
		⑥150 ムー (出身村)	地代 300 元/ムー、3 生産隊、契約期間 3 年ずつ更新
労働力	家族労働力	1 人	C 氏は生産作業に参加せず、経営管理に従事する
	雇用労働力	常雇 10 名	生産隊長、男性。60 代 1 人、50 代 7 人、40 代 2 人
		臨時雇 809 人日	麦 144 人日、稲 765 人日
機械	トラクター	トラクター8ps1 台	自作時導入
		トラクター12ps2 台	2005 年の規模拡大時に導入
		トラクター30ps	2005 年の規模拡大時に導入
		トラクター60ps2 台	2009 年の規模拡大時に導入
		トラクター40ps1 台	継続規模拡大のために、2010 年に追加導入
	耕耘機	耕耘機 2 台	2005 年の規模拡大時に導入
		耕耘機 2 台	2009 年の規模拡大時に導入
		耕耘機 1 台	継続的な規模拡大のために、2010 年に導入
	条播機	条播機 6 条 1 台	2005 年の規模拡大時に導入
		条播機 8 条 4 台	2009 年の規模拡大時に導入
	コンバイン	コンバイン 60ps1 台	2009 年の規模拡大時に導入
		コンバイン 60ps1 台	2011 年の規模拡大時に導入
		コンバイン 60ps1 台	2012 年の規模拡大時に導入
	田植機	田植機乗用 6 条 2 台 育苗システム	田植の機械作業のために、2011~2012 年に導入
	作目	小麦	2030 ムー
米		2060 ムー	インディカ米 500 ムー、ジャポニカ米 1560 ムー
単収	小麦	350kg/ムー	
	米		インディカ米 550kg/ムー、ジャポニカ米 575kg/ムー

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

注：借入地の距離は出身村からの距離である。具体的な数値ではなく、C 氏の推測値である。

2) 常雇の導入と機械化の進展

2002 年に、C 経営は放棄地 150 ムーを借り入れて政府がいうところの大規模経営になった。

当時は世帯主夫婦が自営の農業資材販売店を営みながら農業に従事していた。2005年に経営面積は500ムーに達したが、農地が3箇所に分散していたため、夫婦だけで農業をすることが困難になってきた。特に、表5-15の中の⑤番の借入地は遠すぎるため、自宅からの機械・資材などの運搬は極めて不便であった。2005年に導入したトラクター2台、耕耘機2台、条播機1台は主に④番と⑥番の耕作のためのものである。⑤番の農地は友人に手伝ってもらって、耕作を維持している。農業所得は年間約15万円になる。

2005~2008年にかけての農業所得と農業資材販売所得の総計は年間20数万円であった。この時期はC氏の資金蓄積の時期だと考えられる。2009年にC氏は「団地借地」で農地580ムーを借り入れた。それを契機に、常雇の導入を決定した。団地化した農地の担当者2人を雇用すると同時に、「分散借地」の農地500ムーに対しても常雇4人を雇用した。各作業プロセスでの臨時雇の導入、機械作業の委託なども含めて、全ての生産過程を常雇に担当させた。常雇賃金は、年間1万円の基本給以外¹¹⁴、能力給を追加する。担当している農地の1ムー当たりの収量が米550kgに達すれば、能力給3,000元が追加支給される。常雇に対する要求は「農業生産技術を熟知し、農業機械の運転ができる者で、生産隊長を優先して雇用」ということである。それ以降、妻は農業をせず、農業資材販売店を経営しながら、母親を扶養している。

新規の団地化農地の経営のため、2009年に多額の機械投資が行われた。表5-13が示すように、大型トラクター2台とコンバイン1台など団地化農地に対応できる大型機械の導入が始まった。2010年にも機械の追加投資が行われ、2011年と2012年に続けて「団地借地」で農地借り入れ、現在の2,060ムー規模に達した。

前の分析で明らかになったように、田植作業の機械化は大規模経営の生産費の低減にとって極めて重要な役割を演じている。2011年末、C経営は乗用型6条田植機2台を購入し、団地化農地1,560ムーで常雇6人が田植機2台を使って田植えを行っている。他方、分散している500ムーの農地については、担当者4人が臨時雇45人を使って手作業で田植えを行った。両者を比較した結果は表5-16が示す通りである。機械作業の田植えの1ムー当たりの費用は臨時雇人数を大幅に減らすことができるため、手作業の半分以下に低下した。しかし、機械作業で田植ができるのは団地化農地だけである。分散した農地では、依然として手作業で田植えを行わなくてはならない。稲作機械化の推進のためには、零細で分散している農地の問題を解決しなければならないのである。

¹¹⁴ 2009年肥西県の農村労働力の1人当たりの年間賃金は8,062元であった（計算方法は後述の本文の99頁を参照）。

表 5-16 田植作業における機械作業と手作業の生産費

	機械作業（団地化農地）	手作業（分散した農地）
作業面積（ムー）	1,560	500
機械台数常雇人数・臨時雇人数	2台6人	45人
速度（ムー/日）	約100	約45
労働時間（日）	16	12
1 ムー当たり労働時間（人日/ムー）	0.1	1.1
臨時雇労賃（元/人日）	0	130
1 ムー当たり労賃（元/ムー）	49.5	140.4
1 ムー当たり機械減価償却（元/ムー）	17.9	0.0
1 ムー当たりの費用（元/ムー）	67.4	140.4

出所：農家への聞き取り調査により筆者作成。

労働力として常雇を10人雇用している。2011年から、基本給1.2万元、能力給5,000元が追加された。『2011年肥西県統計年鑑』によると、農村住民1人当たりの所得は8,464.0元で、1農家当たりの世帯員数は4人で、うち3人は労働力である。これに基づいて計算した結果、労働力1人当たりに必要な年収は約1.1万元である。C経営が支給する基本給1.2万元は平均所得に相当し、1人当たり賃金総額1.7万元という賃金水準は平均水準より高い¹¹⁵。この常雇労賃を1ムーあたりで計算すると、82.5元/ムーとなり、C経営の年間純所得717.7元/ムーに占める割合は11.5%であり、低いと考えられる。だが、C経営は都市部の平均賃金4.2万元を支払っても、1ムー当たりの常雇労賃は203.9元/ムーで、年間純収益の28.4%となる。言い換えれば、現在のC経営は高い純収益をあげており、今後の見込まれる労賃の上昇を負担することができると考える。また、2011年からC氏は農業生産に直接は従事せず、資金の調達、生産資材の購入、生産計画（作物・栽培面積等）の作成、販売先との連絡調整等の経営管理を行

¹¹⁵ 中国の農業賃金は工業等の第2次産業とサービス業等の第3次産業より低い。これは調査地の肥西県の実況だけではない。『2012年中国統計年鑑』（中国国家统计局）によると、都市部における1人当たりの年間賃金では、農林水産畜産業1.9万元であるのに対して、第2次産業では、採鉱業5.2万元、製造業3.7万元、電力・ガス・水供給業5.3万元、建築業3.2万元であり、第3次産業では、交通輸送倉庫郵便業4.7万元、情報伝送コンピューターソフトウェア産業7.1万元、卸売小売業4.1万元、宿泊飲食産業2.7万元、金融業8.1万元、不動産業4.3万元、ビジネスサービス業4.7万元、科学研究技術サービス地質調査6.4万元、水利環境公共施設管理2.9万元、住民サービス等3.3万元、教育業4.3万元、衛生社会保障社会福祉4.6万元、文化体育娯楽産業4.8万元、公共管理社会組織4.2万元である。農村部の賃金データはないが、農村住民の消費水準（5,221元/人）は都市住民（15,161元/人）より低いので、賃金水準は低い。

っている。注意すべきは、C氏の管理の下で、各団地の責任者は担当している農地だけの作業に携わっているわけではなく、各団地の間で互いに機械や資材、労働力を融通し合って、C経営全体の利益の向上を実現できるような経営体制となっている点である。

このようにC経営は、資材販売の従事者からスタートし、全面的な機械化を達成しながら大規模経営に成長してきた。その過程では、資金の蓄積と「団地借地」の役割が重要な役割を果たしていることが明らかになった。

(3) 今後の意向

C経営は典型的な「雇車型」大規模経営として、家族経営の枠組みを超えた企業的な性格をもった大規模経営となっている。全面的な大型機械化と常雇の合理的な管理によって、規模拡大を目指す強い意向を持っている。将来、3,000~5,000 ムーまで規模拡大し、乾燥機を導入し、倉庫を建設する計画がある。また、分散した⑤番農地 200 ムーまでの距離が遠いため、2015年までに、団地化整理が行われなければ、そこは放棄するつもりだと話していた。

第6節 小括

本章では、農地供給の増加と団地化の進展という状況の下で展開する食糧生産大規模経営に対する考察を行った。その結果は以下の5点にまとめられる。

(1) 農業労働力の流出による農地供給の増加と農地団地化の進展という状況の下で、大規模経営は急速に発展しており、農地の集中程度も高くなっている。機械化の進展がそれを後押ししている。

(2) 大規模経営にとって最も重要なのは機械の導入である。しかし、農地貸出農家に対する保護政策としての地代前払いと農地流動化リスク保証金の支払いがあるため、大規模経営を目指そうとすると資金問題が発生する。「団地借地」を通じて形成された大面積の大規模経営は過去から巨額の資金を蓄積し、それを投資することで、現在のような大面積の規模経営になったのである。極めて稀な事例となるかもしれないが、自作農家であっても長期間にわたって資金を蓄積することで、「団地借地」による大規模経営農家となる可能性も残されている。

(3) 現在の土地分配の条件と技術条件の下で、生産力向上の視点からみると、従来の「分散借地」によって形成された大規模経営には「500 ムー」の限界があるようにみえる。つまり、

「分散借地」がもたらす根本的な問題である耕地分散は大型機械の導入の制約要因となっており、300~500 ムー層になると、大型機械の導入が困難となり、臨時雇を利用しなければならない局面に陥っていた。そのため、機械整備の不十分性と人件費の上昇の影響を受け、300~500 ムー層は収益悪化に直面していると考えられる。それを解決するためには、農地の零細分散を打破する必要がある。「団地借地」を通じて、500 ムー以上層、あるいは1000 ムー以上層の全面的な機械化した上層農にまで成長する必要がある。

(4) この500 ムー規模の「団地借地」の大規模経営と「分散借地」の大規模経営の比較分析の結果、「団地借地」の大規模経営は大型機械を導入し、生産費の低減を実現しており、「分散借地」の大規模経営と比べて著しく優位であった。しかし、「団地借地」であっても、大型機械の導入が不十分だとその優位性は十分に発揮することはできない。「団地借地」の大規模経営の生産費の低減は大型機械の導入に依存しているということである。同時に、大型機械の導入にとっては「団地借地」が前提条件となっている。

(5) C経営に対する考察からは、「分散借地」を基礎としていたとしても、資金を十分に蓄積することができれば、「団地借地」による効率的な食糧生産主体へと成長する可能性があることが明らかになった。また、大量の常雇を導入して非常に高い純収益を実現しているC経営は、計算の限りではあるが、今後の労賃の上昇を十分負担することができると考えられる。

第6章 終章—総括と展望—

第1節 本研究の結論

以上の検討から、本研究の結論をまとめると以下のようになる。

(1) 農地流動化と大規模経営の急速な展開

中国では2003年の『農村土地請負法』の公布に伴い、農地流動化と大規模経営の展開は法制化推進期に入った。2008年の『農村改革発展を促進する過程における若干の重大な問題に関する決定』によって「土地請負経営権流動化市場を設立し、法律に則り、農家自らの意思で有償による様々な形態で農地請負経営権を流動化させ、多様なタイプの適正規模経営を形成する」という指示の下で、全国的に農地流動化が進んでいる。食糧生産省である安徽省は「麦作+稲作」の二毛作地域の代表的な地域であり、食糧生産大規模経営が急速な展開をみせている。農地流動化率が全国の平均レベルを超えただけでなく、形成された大規模経営への農地集積の程度も大きく、食糧生産構造は大きく変動している。

(2) 経済成長と政策支持の効果—安定的な農地供給層の形成—

高度経済成長に伴う農業労働力の流出は農地流動化と大規模経営の展開の原動力である。このような継続的な農業労働力の流出は農家の就業構造によって決定されている。都市所得と農村所得の不均衡、第2・3次産業と第1次産業の所得の格差は農家の農業以外の産業への依存性を高めることになる。農村地域における職業訓練政策は農業労働力の非農業化に一定の役割を演じている。また、農地流動化に際しては、地代の前払いと農地流動化リスク保証金のような農地流動化に際して農地貸出農家に対する保護政策が実施されている。その結果、農地供給は次第に増加している。

(3) 団地化—農地が零細性から脱却する方法—

これまでの借地経営は、ほとんど個別農家の間で行われていたが、現在は、農地の零細性の不利な影響を避けるために、団地化した後の農地の貸借が普及している。「団地借地」を推進するには、2つの方法がある。1つは政府の資金を利用して土地整理事業を実施した後、団地化した農地を「団地借地」で大規模経営に貸し出す方法である。もう1つは村集団が土地流動合作社を設立し、農地貸出を希望する農家から零細な農地を集積し、農地交換を通じて団地化し

た後で大規模経営に貸し出す方法である。前者は政府、大規模経営、自作農家の三者の生産力向上という目標が一致した結果である。後者は農地貸出農家と村集団が自らの利益(「団地借地」の入札による地代の上昇と手数料の徴収)を実現するためのものである。

(4) 「団地借地」による大規模経営の形成についての資金制約

「団地借地」による規模拡大は一度に数百ムーの団地化農地を借り入れるため、それに必要な新規の機械投資、地代、農地流動化リスク保証金は数十万元に及ぶ。金融機関からの融資を受けるのは難しいため、この巨額の資金を農家は自力で蓄積しなければならない。そうした制約がある中で、「団地借地」による大規模経営になるのは、主にそれまで分散借地で規模拡大を図ってきた大規模経営、農業資材販売商人あるいは食糧販売商人(農村地域における「能人」)である。なお、(20)番農家のように農外での出稼ぎで蓄積した資金を使い、「団地借地」による大規模経営に成長するケースもみられるが、面積はまだ小さく、500ムー以上層、または1000ムー以上層のような「団地借地」の大規模経営にははるかに及ばない状況である。

(5) 「分散借地」の500ムーの限界と「団地借地」の大規模経営の優位性

生産費の各項目を比較分析した結果、伝統的な「分散借地」は、耕地分散が大型機械の導入にマイナスの影響を与えており、300~500ムー層になると、機械作業委託費用の上昇と臨時雇労賃の上昇の影響を受け、規模拡大による生産費の低減効果はあまりなく、むしろ土地生産性の低下によって単位面積当たりの所得は下がっている。このまま「分散借地」で規模拡大を続けていくとすれば、収益はさらに悪化していくはずである。そのため「団地借地」を通じて借地を行い、この状況から脱出する必要がある。それによって大型機械の導入が可能になり、生産費が低下し、所得の向上を実現することができるようになるだろう。

第2節 「団地借地」による大規模経営の政策支持と今後の構造再編の方向

本研究は、中国における零細分散な小規模農家の低い農業所得と農外所得への依存度の増大による農業生産に対する積極性の低下がもたらす農地流動化の可能性を現実のものとするため、「団地借地」を通じて効率的な大規模経営の実現に至るルートを明らかにするものである。確かに、分析した2つのルートは、中国における農地所有権と請負経営権の分離という特殊な制度の下で実施された結果であるが、第5章で明らかにしたように、「団地借地」による大規模経営は大規模経営の中でも上層農に位置づけられ、企業的な性格を強く持った経営体である。このような高い生産力をもっている大規模経営が他の自作農家や小面積の大規模経営に与える長

期的な影響は本研究では分析していないが、そうした農家を駆逐する可能性が高いと考える。

また、2013年の『一号文件』は、「土地整理事業と結合し、農家の間に互恵的に請負農地の零細化問題を解決することを支持する」方向を提起し、政府は農地の団地化を承認した。また、「大規模経営に対する先進的な技術と奨励・補助を通じて、生産能力と経営管理能力を向上させる」ことも強調した。本論文の執筆中、2013年10月21日に、中国財務省は食糧生産省である黒竜江省、遼寧省、山東省、安徽省、江西省を実験地区として食糧生産大規模経営に6億元の補助金を支給するという報道があった¹¹⁶。主たる目的は食糧生産の大規模化の支持である。大規模経営の強い経営的自立性と補助金の支持を組み合わせることで、中国の食糧生産の構造は大きく改変されていくことが予測される。

だが、現在の大規模経営のほとんどは経営的に自立してやっていけるだけの能力はあるが、政府の補助金による長期的な介入が大規模経営の経営にどのような影響を与えることになるのかという問題は残されている。実際、農業機械の購入に際して、政府の補助金を受給する事態が常態化しているのである。また、食糧価格が上昇局面にある現在は問題はあまりないが、万が一、それが下落局面になると、大規模経営の収益は減少し、補助金への依存度が高くなり、中国の大規模経営は政策依存の経営体になってしまう恐れもある。一方で、中国の農村住民所得に占める農業所得の割合は小さいため、食糧価格が下落すれば、農業所得の低下に伴い自作農家は農地供給層となる可能性もある。農地供給の増加に伴う地代低下によって、大規模農家による借地拡大が進展するかもしれない。農地流動化と大規模経営の形成に対する食糧価格の影響は、米価の引き下げによる大規模階層の地代負担力の減少の度合いと小規模農家の所得の減少との関係によって決まってくるだろう。こうした問題を解明するためにも、主要な食糧主産地の大規模経営について同様の調査を行い、中国の農業構造の正確な全体像を把握する必要がある。

本研究は、筆者が行った大規模経営の調査結果に基づき、現段階の中国長江流域の「麦作＋稲作」の二毛作地域における生産構造に関する検討にとどまっている。中国全体の各地域の特徴に基づく生産構造の解明は今後の課題として残されている。

¹¹⁶ http://www.gov.cn/jrzq/2013-10/21/content_2511279.htm 中華人民共和国中央人民政府 HP「中央財政による2013年の実験地区の食糧生産大規模経営（農家）への補助金6億元が支給された」2013年10月21日。

参考文献

- [1] 「2011年農村土地請負経営及管理状況」『農村経営管理』2012年第5期
- [2] 「2012年農村土地請負経営及管理状況」『農村経営管理状況』2013年第10期
- [3] 有本寛・中嶋晋作「農地の流動化と集積をめぐる論点と展望」『農業経済研究』2010年第82巻第1号 pp.23~35
- [4] 有本寛・中嶋晋作「区画の交換による農地の集団化は可能か？—シミュレーションによるアプローチ—」、Center for Economic Institutions Working Paper Series, No.2012-7. Institute of Economic Research, Hitotsubashi University
- [5] 安徽省統計局『安徽省統計年鑑』各年版
- [6] 安希伋「論土地国有永佃制」『中国農村経済』1988年第11期
- [7] 青柳斉「中国長江流域のコメ主産地の特質と展開過程—品種構成の観点から—」2005年新潟大学農学部研究報告第57巻第2号
- [8] 青柳斉『中国コメ産業の構造と変化—ジャポニカ米市場の拡大—』昭和堂2012年
- [9] Brandt, Loren, Jikun, Huang, Guo, Li, and Rozelle, Scott, “Land Rights in China: A Comprehensive Review of the Facts, Fictions, and Issues.” The China Journal, No. 47, pp.67–97, January 2002
- [10] 蔡昉「改革土地所有制是農村第二步改革的突破口」『中国農村経済』1987年第1期
- [11] 曹建華、王紅英、黄小梅「農村土地流轉的供求意願及其流轉効率的評価研究」『中国土地科学』2007年10月第21巻第5期
- [12] 陳吉元・鄧英陶・姚剛・徐笑波「中国農村経済発展改革所面臨の問題及对策思路」『経済研究』1989年10期
- [13] 陳潔・劉銳・張建倫「安徽省種糧大戸調査報告」『中国農村観察』2009年第4期
- [14] 張安明「中国における80年代初期の農地請負権配分」『農業経済研究』1996年第68巻第3号 pp.177~187
- [15] 張馨元「中国のトウモロコシ流通市場における「經紀人」の役割—吉林省の事例」『アジア政経学会』2010年第4号、pp.18~34
- [16] 戴中亮「農村土地使用権流轉原因の新制度経済学分析」『農村経済』2004年1期
- [17] 丁関良「農村土地請負経営権性質的探討」『中国農村経済』1999年第7期

- [18] 方中友『農地流転機制研究』南京農業大学 2008 年博士論文
- [19] 肥西県統計局『肥西県統計年鑑』各年版
- [20] 嚴善平「中国における食糧の生産・流通・価格」『桃山学院大学経済経営論集』1994 年第 35 卷第 4 号 pp.43~70
- [21] 嚴善平「中国農業における構造調整の政策、実態と課題」『農業と経済』2004 年 11 月号 pp.39~49
- [22] 国家發展和改革委員会価格司『全国農産品コスト収益資料編』各年版
- [23] 国務院第二次全国農業センサスリーダーグループ弁公室・国家統計局『中国第二次全国農業センサス資料編』中国統計出版社 2009 年
- [24] 韓永栄「充分調動労働者の積極性は生産関係適応生産力的關鍵」『理論建設』1981 年第 32 期
- [25] 賀金鍾・賀春栄・王宗堯「農村耕地抛荒問題現状及成因分析」『現代農業科技』2012 年第 23 期
- [26] 賀振華「農戸兼業的一个分析框架」『中国農村觀察』2005 年第 1 期
- [27] 黄道霞『建国以来農業合作化史料編』中国党史出版社 1992 年
- [28] 惲競「実行生産責任制不会產生兩極分化」『広西大学学報（哲学社会科学版）』1981 年第 2 期
- [29] 池上彰英『中国の食糧流通システム』御茶の水書房 2012 年
- [30] 池上彰英・寶劔久俊『中国農村改革と農業産業化政策による農業生産構造の変容』調査研究報告書、アジア経済研究所 2008 年
- [31] 今村奈良臣「稲作の階層間格差：生産力視点からみた一山形・庄内、新潟・蒲原、佐賀平坦の比較分析一」『日本の農業』第 62 集、農政調査委員会 1969 年
- [32] 磯辺俊彦『日本農業の土地問題』東京大学出版会 1987 年
- [33] 徐小青「中国の農業経営体制の新たな変化」『農林金融』2013 年第 2 期 pp.22~36
- [34] 季輝「農村土地制度改革の難点和出路」『農村經濟與技術』1995 年第 8 期
- [35] 金汶「論農業生産責任制的基礎和前途」『農業經濟問題』1980 年第 2 期
- [36] 梶井功『小企業農の存立条件』東京大学出版会 1973 年
- [37] 河原昌一郎『中国農村合作社制度の分析』農林水産政策研究所 2008 年
- [38] Klaus Deininger, Songqing Jin "The potential of land rental markets in the process of economic development: Evidence from China" *Journal of Development Economics*, Vol.78, 2005, pp.241~270
- [39] Kung, James Kai-sing: Off-Farm Labor Markets and the Emergence of Land Rental Markets in Rural China, *Journal of Comparative Economics* Vol.30, 2002, pp.395~414
- [40] 李鵬、譚向勇「粮食直接补贴政策对农民种粮净收益的影响分析——以安徽省为例」『農業技術經濟』2006 年第 1 期

- [41] 李慶曾「談我國農村土地所有制結構改革」『農業經濟問題』1986年第4期
- [42] 李曉明・尹夢麗「現階段主產區種糧大戶經營狀況與發展對策」『農業經濟問題』2008年第10期
- [43] 李學明・王智源「合肥市土地整理：規程、成效及經驗」『農業經濟問題』2010年1期
- [44] 厲以寧「農產品市場與宏觀調控」『農業經濟問題』1989年第2期
- [45] 梁慧星・陳華彬『物權法』法律出版社1997年
- [46] 廖洪樂『中國農村土地制度六十年—回顧與展望』中國財政經濟出版社2008年
- [47] 林善浪、王健「家庭生命周期對農村勞動力轉移的影響分析」『中國農村觀察』2010年第1期
- [48] 劉書楷「構建我國農村土地制度的基本思路」『經濟研究』1989年第4期
- [49] 樓棟・孫曉明・孔祥智「土地流動合作社發展探析」『農村經濟』2013年第4期
- [50] 駱友生・張紅宇・高寬衆「土地家庭承包制的現狀判斷與變革構想」『經濟研究』1988年第11期
- [51] 呂曉・黃賢金・鐘太洋・趙雲泰「中國農地細碎化問題研究進展」『自然資源學報』2011年第3期
- [52] 馬曉河・崔紅志「建立土地流轉制度、促進區域農業生產規模化經營」『管理世界』2002年第11期
- [53] 梅建明「轉型時期農戶兼業經營狀況分析」『財政研究』2003年第8期
- [54] 穆松林・張義豐・高建華・劉春腊「村域土地承包經營權流轉價格研究」『資源科學』2011年第5期
- [55] 農業部『中國農業發展報告』各年版
- [56] 大島一二『現代中國における農村工業化の展開—農村工業化と農村經濟の變容』筑波書房1993年
- [57] 錢貴霞・李寧輝「糧食生產經營規模與糧農收入的研究」『農業經濟問題』2006年第6期
- [58] 錢明星『物權法原理』北京大學出版社1994年
- [59] 錢忠好「非農就業是否必然導致農地流轉—基於家庭內部分工的理論分析及其對中國農戶兼業化的解積」『中國農村經濟』2008年第10期
- [60] 喬鳳山「農業生產責任制是適應生產力狀況的生產關係的具體形式」『內蒙古社會科學(漢文版)』1982年第6期
- [61] 曲福田『中國農村土地制度的理論探索』江蘇人民出版社1991年
- [62] 全國農業センサス弁公室『中國第一次全國農業センサス資料綜合サマリー』中國統計出版社1998年
- [63] 人民日報「第一回全國食糧生產大規模農家と食糧生產合作社に対する調査」『糧油倉儲科技通訊』2013年第2期
- [64] 阪本楠彦・川村嘉夫『中國の農村改革—家族經營と農產物流通』アジア經濟研究所1989年
- [65] 坂爪浩史・朴紅・坂下昭彦『中國野菜企業の輸出戰略—殘留農藥事件の衝擊と克服過程—』筑波書

房 2006 年

[66] 申雲・朱述斌・鄧瑩・滕琳艷・趙嶸嶸「農地使用權流轉價格的影響因素分析」『中国農村觀察』2012 年第 3 期

[67] 沈金虎『現代中国農業經濟論』農林統計協會 2007 年

[68] 史清華・賈生華「農戶過程農地流轉及形成根源」『中国經濟問題』2003 年第 5 期

[69] 生源寺真一『現代農業政策の經濟分析』東京大学出版会 1998 年

[70] 菅沼圭輔「中国においける「食糧大規模經營」—北京市順義県の集團農場の事例研究」『農業經濟研究』1989 年第 61 卷第 2 号 pp.96~105

[71] 菅沼圭輔「中国東部地域における農場經營の展開に関する研究」『農村研究』2008 年第 107 号 pp.72~84

[72] 蘇旭霞・王秀清「農用地細碎化与農戶糧食生產」『中国農村經濟』2002 年第 4 期

[73] 孫凡文・孫軍「農用地流轉價格体系与確定方法研究」『農業經濟』2011 年第 4 期

[74] 田島俊雄「華北大規模畑作經營の存立条件」『アジア經濟』1993 年第 34 卷第 6~7 号

[75] 田島俊雄『構造調整下の中国農村經濟』東京大学出版会 2005 年

[76] 田伝浩『農地制度、農地貸借市場と農地配置効率』經濟科学出版社 2005 年

[77] 田伝浩・賈生華「農地制度、地權穩定性与農地使用權市場發育」『經濟研究』2004 年第 1 期

[78] 董彪・菅沼圭輔「中国稲作における大規模借地經營の存立条件と問題点」『2010 年度日本農業經濟学会論文集』2010 年 pp.486~493。

[79] 臼井晋『大規模經營稲作地帯の農業再編—展開過程とその帰結—』北海道大学図書刊行会 1994 年

[80] 万広華・程恩江「規模經濟、土地細碎化与我国的糧食生產」『中国農村觀察』1996 年第 3 期

[81] 王西玉・馬蘇元「均田到兩田—農村土地制度建設的生長点」『農業經濟問題』1990 年第 2 期

[82] 王興穩・鐘甫寧「土地細碎化与農用地流轉市場」『中国農村觀察』2008 年第 4 期

[83] 魏正果「我国農業土地国管私用論」『中国農村經濟』1989 年第 5 期

[84] 翁貞林・朱紅根・張月水・丁文斌「種稻大戶稻作經營績效及其影響因素實証分析」『農業技術經濟』

2010 年第 2 期

[85] 吳郁玲・曲福田「土地流轉的制度經濟學分析」『農村經濟』2006 年第 1 期

[86] 謝傑「中国糧食生產関数の構建与計量分析」『統計与決策』2007 年第 20 期

[87] 謝良兵「湖南衡陽農村耕地拋荒調查」『湖南農業科学』2011 年第 10 期

[88] 邢姝媛・張文秀・李啓宇「当前農地流轉中的制約因素分析」『農村經濟』2004 年第 12 期

[89] 楊封沐「落實生產責任制会不会偏離社会主义方向」『求实』1981 年第 Z1 期

- [90] 楊光「全国土地流動面積和流動率同創新高」『農業市場信息』2011年第1期
- [91] 楊勛「国有私营—中国農村土地制度改革的現實選抉」『中国農村經濟』1989年第5期
- [92] 姚洋「非農就業結構与土地租賃市場的發育」『中国農村觀察』1999年第2期
- [93] 姚洋「中国農地制度—一個分析框架」『中国社会科学』2000年第2期
- [94] 姚增福·李全新「糧食主產区農戶農業生產性資金資源配置行為研究」『財經論叢』2013年第2期
- [95] 俞炳強「中国蘇南地域における農地流動化と地方政府の役割—江蘇省常熟市の事例」『2011年度日本農業經濟学会論文集』2011年 pp.417~424
- [96] 苑鵬·杜吟棠·吳海麗「土地流動合作社と現代農業經營組織創新」『中国合作經濟評論』2012年第1期
- [97] 詹和平·張林秀「家庭保障、勞働力結構与農戶土地流轉—基於江蘇省142戶農戶的實証研究」『長江流域資源和環境』2009年7月第18卷第7期
- [98] 張丁·万蕾「農戶土地承包經營權流轉的影響因素分析—基於2004年的15省（区）調查」『中国農村經濟』2007年第2期
- [99] 張鳳田·徐向成·楊坤「浅析新農村建設整村推進模式的軟着陸」『湖北經濟學院學報（人文社会科学版）』2011年第9期
- [100] 張紅宇「中国農地調整と使用權流動：幾点評論」『管理世界』2002年第5期
- [101] 張謀貴「論我国農村集体土地使用權の流轉」『毛沢東鄧小平理論研究』2003年5期
- [102] 趙陽『共有と私用—中国農地財産權制度の經濟学分析』北京三聯書店2007年
- [103] 鄭敏「合理整治土地 加快新農村建設」『安徽行政學院學報』2010年1期
- [104] 中国農業年鑑編輯委員會『中国農業年鑑』各年版
- [105] 中国国家統計局『中国統計年鑑』各年版
- [106] 鐘漲宝·陳小伍·王緒朗「有限理性與農地流轉過程中的農戶行為選抉」『華中科技大学學報（社会科学版）』2007年第6期
- [107] 周波·万潔·朱述斌·余冬輝·談東華「種糧大戶糧食生產効益的非價格影響因子分析」『中国農業資源与区劃』2008年第8期
- [108] 周誠「農業規模經營問題断想」『中国農業經濟』1989年第4期
- [109] 周強·夏頭力·姚芬「影響不同類型農戶土地流轉的因素分析—基於家庭生命周期理論」『廣東農業科学』2011年第11期

調査した大規模経営の一覧表（2012年の経営状況）

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
経営面積（ムー）	2060	1418	1108	922	849	803	723	590	550	520	520	520	428	400	367	310	270	239
団地化面積（ムー）	1560	1268	808	512	548	803	723	400	550	440	520	0	308	0	0	0	0	0
家族世帯員（人）	43A0 67D 42D 19D 16D	47A0 72D 45D 21C	51A0 50D 24C 2D	53A0 54D 30C 28C 26C 26C 5D 3D	52A0 50D 29C 29C 23C 3D	63A0 58D 33C 32C 7D	49A0 48D 25C 21C	51A0 50C 26C 26C 15D	41A210 66D 37C 15D	54A240 52A180 51A210 68D 29C 27C 4C	44A210 43A210 69D 69D 20C	53A210 53D 36B180 27C 25C 1C	39A240 47A210 21B90 62D 12D	48A240 47A210 21B90 73D	41A240 41B180 63A120 61D 17D	46A240 42B180 22B180 69D 70D 18D	50A240 49C 26C 24C 2D	42A240 39B180 65A150 65D 19C
常雇（人）	10	8	5	5	6	5	4	3	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0
常雇労賃（元/ムー）	82.5	67.7	45.1	65.1	84.8	74.7	55.3	50.8	54.5	0.0	0.0	46.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
臨時雇（人/ムー）	45	0	100	35	40	40	50	50	50	45	45	40	35	35	30	30	25	20
臨時雇労賃（元/ムー）	56.5	22.5	145.3	87.6	104.5	104.4	126.9	166.4	146.9	164.6	157.4	149.6	188.0	158.0	178.2	197.5	196.2	154.9
労働力1人当たり面積（ムー/人）	206.0	177.3	221.6	184.4	141.5	160.6	180.8	196.7	137.5	173.3	260.0	130.0	214.0	133.3	122.3	103.3	270.0	79.7
面積当たり労働時間（人日/ムー）	1.7	1.7	2.3	2.0	2.5	2.4	2.4	2.5	3.0	2.9	2.5	3.2	2.7	3.2	3.5	4.0	3.9	4.5
機械装備	Tr8ps1 Tr12ps2 Tr40ps1 Tr30ps1 Tr40ps1 Tr60ps2 Ku5 Jo6 条1 Jo8 条4 Ko60ps3 Ta6 条2	Tr12ps1 Tr40ps1 Tr60ps1 Ku3 Jo6 条1 Ko60ps1 Ta4 条1 Ta6 条1	Tr12ps1 Tr16ps1 Tr40ps1 Tr50ps1 Ku3 Jo6 条2 Ko60ps1 Ko70ps1	Tr12ps2 Tr30ps1 Ku3 Jo6 条4 Ko60ps2 Ta6 条1	Tr12ps2 Tr30ps1 Tr40ps1 Ku4 Jo6 条5 Ko60ps1	Tr8ps1 Tr12ps2 Tr30ps1 Tr30ps1 Tr60ps1 Ku3 Jo6 条3 Jo8 条2 Ko60ps2	Tr12ps2 Tr30ps1 Tr40ps1 Ku4 Jo6 条4 Ko60ps1	Tr16ps2 Tr40ps1 Tr50ps1 Ku3 Jo6 条1 Jo8 条2 Ko40ps1	Tr12ps1 Tr12ps2 Tr18ps1 Tr40ps1 Ku2 Ko50ps1	Tr12ps2 Tr16ps1 Tr30ps1 Ku2 Jo6 条2 Ko40ps1	Tr12ps2 Tr30ps1 Ku1	Tr8ps1 Tr12ps2 Ku2	Tr8ps1 Tr12ps2 Ku2 Jo6 条1 Ko40ps1	Tr12ps1 Tr18ps1 Ku1 Jo6 条1	Tr12ps2 Tr28ps1 Ku1 Jo6 条2	Tr12ps2 Ku1 Jo6 条1	Tr12ps1 Tr30ps1 Ku2 Jo6 条3	Tr12ps1 Ku1
面積当たり機械投資額（元/ムー）	429.4	395.8	570.4	552.0	502.4	677.6	547.4	470.5	484.2	396.2	226.9	46.9	361.0	54.0	177.1	64.8	511.1	45.2
年間減価償却費（元/ムー）	40.0	37.5	46.3	50.1	45.8	52.8	49.6	41.1	40.7	29.4	23.2	4.8	26.8	5.7	15.6	7.0	54.2	4.8
機械委託作業費用（元/ムー）	116.2	177.2	50.8	63.3	89.2	48.0	73.6	63.3	128.3	150.1	267.9	279.6	147.6	293.3	276.6	294.2	140.0	250.7
種苗費（元/ムー）	154.0	120.4	154.0	162.0	153.0	138.6	173.0	140.4	143.1	164.5	166.4	158.6	168.9	142.3	183.0	139.4	165.0	169.6
農薬・肥料費（元/ムー）	420.0	432.3	477.8	431.5	468.5	418.0	492.5	431.8	485.8	503.8	477.5	493.5	509.0	444.0	512.5	447.0	497.0	492.5
電気用水代（元/ムー）	45.0	45.0	15.0	30.0	15.0	37.5	45.0	52.5	37.5	52.5	45.0	75.0	45.0	52.5	37.5	60.0	45.0	52.5
燃料費（元/ムー）	63.0	55.0	70.0	72.0	60.0	75.0	70.0	65.0	48.0	45.0	40.0	35.0	45.0	30.0	25.0	10.0	75.0	12.0
面積当たり費用合計①（地代除）（元/ムー）	977.2	957.6	1004.3	961.6	1020.7	949.0	1085.9	1011.3	1090.5	1128.8	1189.9	1248.6	1144.9	1148.3	1253.5	1185.7	1184.4	1175.2
地代（元/ムー）	474.5	490.1	449.6	444.4	429.1	479.9	440.0	417.8	480.0	435.4	420.0	340.0	432.0	380.0	360.0	400.0	420.0	390.0
面積当たり費用合計②（地代含）（元/ムー）	1451.7	1447.7	1453.9	1406.0	1449.8	1428.9	1525.9	1429.1	1570.5	1564.2	1609.9	1588.6	1576.8	1528.3	1613.5	1585.7	1604.4	1565.2
ジャボニカ米	1560	1418	500	512	749	538	0	400	550	520	400	300	0	0	0	310	150	0
インディカ米	500	0	608	410	100	265	723	190	0	0	120	220	428	400	367	0	120	239
田植方式	機械+手	機械	手	機械+手	機械+手	機械+手	機械+手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手
販売方法	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	企業	仲買	企業	仲買	企業	仲買	仲買	仲買	仲買	仲買
麦販売単価（元/kg）	2.04	1.94	2.12	1.96	2.12	2.04	2.10	1.96	2.10	1.94	2.00	1.92	2.00	1.92	1.86	1.92	1.88	1.92
麦単収（kg/ムー）	350.0	350.0	325.0	350.0	325.0	340.0	315.0	380.0	375.0	350.0	375.0	325.0	375.0	360.0	325.0	350.0	325.0	350.0
米販売単価（元/kg）	2.62	2.60	2.62	2.61	2.67	2.60	2.54	2.59	2.70	2.62	2.60	2.53	2.52	2.46	2.44	2.56	2.53	2.50
米単収（kg/ムー）	568.9	600.0	561.3	580.5	572.1	570.1	525.0	541.9	550.0	575.0	569.2	550.0	550.0	550.0	550.0	550.0	563.9	550.0
租収益（元/ムー）	2133.9	2167.2	2037.0	2110.5	2122.6	2075.8	1928.2	2059.4	2172.3	2094.1	2126.4	1929.8	2051.9	1957.8	1875.7	1982.5	1944.5	1937.3
年間所得（万円）	140.5	102.0	64.6	65.0	57.1	52.0	29.1	37.2	33.1	27.6	26.9	17.7	20.3	17.2	9.6	12.3	9.2	8.9

注1：家族世帯員の表示方法は「年齢+就業類型+農業労働日延べ」と「年齢+就業類型」である。前者は農業就業ある世帯員であり、後者は農業就業無し世帯員である。就業類型では、Aは農業専従、Bは農業と農外産業の兼業、Cは農外産業専従、Dは無就業である。

注2：機械装備の表示方法は「機械類型+機械動力+台数」である。機械類型では、Trはトラクター、Kuは耕耘機、Joは条播機、Koはコンバイン、Taは田植機である。

注3：「臨時雇」は田植の利用している臨時雇労働者の人数である。(2)番農家は全部機械作業であるため、[0]と記入した。

注4：「労働力1人当たり面積」の「労働力」は家族労働力と常雇労働力の合計である。

注5：(1)~(8)番農家の世帯主は農業経営管理に従事しているが、具体的な作業をしない。

出所：農家からの聞き取り調査から筆者作成。

調査した大規模経営の一覧表（2012年の経営状況）(続)

	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	
経営面積 (ムー)	203	200	180	177	160	150	145	128	110	76	72	68	61	55	52	50	
団地化面積 (ムー)	0	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
家族世帯員 (人)	54A240 54A180 31C 30C 28C 26C 6D 2D	50A210 76D 46B20 26C	47A240 43B180 72D 71D 19D	53A210 54A180 28C 28C 3D	48B180 44A240 74D 20C	51A180 52A240 77D 24C 22C	50A180 50A210 74D 24C 22C 2D	56A180 55A210 32C 31C 9D 5D	57A210 55A150 30C 30C 7D 4D	62A210 38B180 60D 37C 18D 17D	45B180 43B180 70D 68D 20D 18D	57A180 57A180 37C 35C 28C 13D	60A180 59A180 36C 35C 6D 4D	46B180 47B180 28C・28C 27C・27C 25C・23C 8D・5D	56A180 55A180 36C 22C	50B180 48B180 28C 28C 25C 25C	
常雇 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
常雇労賃 (元/ムー)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
臨時雇 (人/ムー)	18	20	20	15	15	12	10	10	10	7	5	6	5	4	5	5	
臨時雇労賃 (元/ムー)	180.6	177.5	180.5	167.4	152.4	155.7	132.8	139.5	151.2	146.0	108.6	114.7	105.8	101.8	100.0	98.0	
労働力1人当たり面積 (ムー/人)	101.5	200.0	90.0	88.5	80.0	75.0	72.5	64.0	55.0	38.0	36.0	34.0	30.5	27.5	26.0	25.0	
面積当たり労働時間 (人日/ムー)	3.9	2.8	4.1	4.2	4.3	4.4	4.3	4.9	5.6	7.2	7.2	7.6	7.8	8.5	9.1	9.2	
機械装備	Tr12ps1 Ku1 Jo6条1	Tr12ps1 Ku1 Ku1 Jo8条1	Tr12ps2 Ku1 Jo6条1	Tr12ps2 Ku1 Jo6条2	Tr12ps1	Tr8ps1	Tr12ps2 Ku1	Tr8ps1	Tr12ps1 Ku1	Tr8ps1	Tr12ps1 Ku1	Tr12ps1	Tr8ps1	Tr8ps1 Tr12ps1	Tr8ps1	Tr8ps1	Tr12ps1
面積当たり機械投資額 (元/ムー)	80.8	120.0	119.4	154.2	37.5	26.7	101.4	31.3	100.0	55.3	125.0	73.5	65.6	181.8	76.9	80.0	
年間減価償却費 (元/ムー)	9.2	12.8	12.7	17.0	3.1	2.2	10.0	2.6	10.6	4.6	13.3	6.1	5.5	15.2	6.4	6.7	
機械委託作業費用 (元/ムー)	160.0	145.0	160.0	160.0	365.0	375.0	235.0	385.0	230.0	350.0	235.0	400.0	385.0	400.0	350.0	400.0	
種苗費 (元/ムー)	181.5	162.0	182.4	175.6	162.0	189.0	179.2	172.8	186.1	172.8	171.0	174.0	179.2	181.5	169.6	184.8	
農薬・肥料費 (元/ムー)	505.8	507.0	517.0	504.5	504.3	515.0	511.3	521.5	507.0	521.0	514.5	514.0	524.3	531.5	528.8	520.8	
電気用水代 (元/ムー)	18.0	60.0	52.5	15.0	30.0	37.5	60.0	45.0	18.0	30.0	45.0	52.5	37.5	37.5	22.5	30.0	
燃料費 (元/ムー)	20.0	30.0	25.0	30.0	10.0	10.0	20.0	10.0	15.0	12.0	25.0	12.0	12.0	25.0	10.0	10.0	
面積当たり費用合計①(地代除)(元/ムー)	1105.8	1109.0	1161.9	1103.5	1257.8	1318.2	1184.7	1315.4	1163.2	1294.2	1171.4	1337.5	1312.1	1362.0	1260.2	1321.4	
地代 (元/ムー)	380.0	420.0	400.0	400.0	380.0	370.0	400.0	360.0	380.0	360.0	380.0	360.0	300.0	300.0	370.0	300.0	
面積当たり費用合計②(地代含)(元/ムー)	1485.8	1529.0	1561.9	1503.5	1637.8	1688.2	1584.7	1675.4	1543.2	1654.2	1551.4	1697.5	1612.1	1662.0	1630.2	1621.4	
ジャボニカ米	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
インディカ米	203	200	180	177	160	150	145	128	110	76	72	68	61	55	52	50	
田植方式	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	手	
販売方法	企業	企業	仲買	仲買	企業	仲買	仲買	仲買	仲買	仲買	仲買	仲買	仲買	仲買	仲買	仲買	
麦販売単価 (元/kg)	1.94	1.96	1.90	1.92	2.00	1.90	1.92	1.90	1.92	1.86	1.90	1.88	1.84	1.88	1.86	1.84	
麦単収 (kg/ムー)	325.0	400.0	350.0	375.0	400.0	350.0	350.0	360.0	320.0	350.0	350.0	400.0	350.0	370.0	400.0	375.0	
米販売単価 (元/kg)	2.46	2.54	2.50	2.50	2.52	2.52	2.48	2.46	2.44	2.50	2.44	2.48	2.46	2.48	2.44	2.44	
米単収 (kg/ムー)	550.0	550.0	550.0	575.0	550.0	550.0	500.0	550.0	600.0	550.0	575.0	550.0	550.0	550.0	575.0	550.0	
粗収益 (元/ムー)	1912.1	2083.0	1947.6	2047.7	2086.0	1962.3	1819.3	1940.8	1994.6	1931.8	1957.2	2027.5	1933.7	1996.4	2046.8	1963.0	
年間所得 (万円)	8.7	11.1	6.9	9.6	7.2	4.1	3.4	3.4	5.0	2.1	2.9	2.2	2.0	1.8	2.2	1.7	

注1：家族世帯員の表示方法は「年齢+就業類型+農業労働日延べ」と「年齢+就業類型」である。前者は農業就業ある世帯員であり、後者は農業就業無し世帯員である。就業類型では、Aは農業専従、Bは農業と農外産業の兼業、Cは農外産業専従、Dは無就業である。

注2：機械装備の表示方法は「機械類型+機械動力+台数」である。機械類型では、Trはトラクター、Kuは耕耘機、Joは条播機、Koはコンバイン、Taは田植機である。

注3：「臨時雇」は田植の利用している臨時雇労働の人数である。(2)番農家は全部機械作業であるため、「0」と記入した。

注4：「労働力1人当たり面積」の「労働力」は家族労働力と常雇労働力の合計である。

出所：農家からの聞き取り調査から筆者作成。

調査した大規模経営における経営面積の変遷

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
(1)農家							150	150	150	500	500	500	500	1,080	1,080	1,590	2,060
(2)農家					150	150	150	150	150	618	618	618	618	618	618	1,418	1,418
(3)農家											100	100	100	200	708	1,008	1,108
(4)農家	80	80	80	120	120	150	210	290	290	410	410	410	410	410	410	410	922
(5)農家											301	301	301	301	849	849	849
(6)農家														217	217	482	803
(7)農家				50	200	300	300	500	500	700	700	700	700	700	723	723	723
(8)農家													190	190	190	590	590
(9)農家												550	550	550	550	550	550
(10)農家											420	420	420	420	420	420	520
(11)農家															520	520	520
(12)農家										120	120	120	120	280	280	280	520
(13)農家														120	428	428	428
(14)農家														100	200	400	400
(15)農家															503	503	▲367
(16)農家														400	▲150	151	310
(17)農家															532	532	▲270
(18)農家															110	164	239
(19)農家															65	65	203
(20)農家																200	200
(21)農家											7	30	30	30	160	160	180
(22)農家															75	▲62	177
(23)農家																	160
(24)農家															63	63	150
(25)農家													210	210	▲85	350	▲145
(26)農家													37	49	64	89	128
(27)農家															58	58	110
(28)農家										11	11	11	11	43	54	54	76
(29)農家													72	72	72	72	72
(30)農家												68	68	68	68	68	68
(31)農家											28	28	28	28	50	50	61
(32)農家										9	23	23	36	36	63	70	▲55
(33)農家														52	52	52	52
(34)農家													21	21	21	32	50

注：▲は経営面積が減少したことを示す。減少した面積の大きさを示すものではない。影づけは「団地借地」の発生年である。

出所：農家への聞き取り調査から筆者作成。